

# 訓子府町地域防災計画

沿革	昭和40年	4月	制定
	昭和56年	1月	修正
	平成10年	10月	修正
	平成22年	3月	修正
	平成23年	5月	修正
	平成27年	5月	修正

訓子府町防災会議

# 目 次

第 1 章	総 則	・ ・ ・	1
第 1 節	計画策定の目的	・ ・ ・	1
第 2 節	計画の構成	・ ・ ・	1
第 3 節	用 語	・ ・ ・	1
第 4 節	計画の修正要領	・ ・ ・	1
第 5 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	・ ・ ・	2
第 6 節	町民及び事業所の基本的責務	・ ・ ・	6
第 7 節	訓子府町の地勢と災害の概要	・ ・ ・	7
第 2 章	防災組織	・ ・ ・	1 2
第 1 節	防災会議	・ ・ ・	1 2
第 2 節	災害対策本部	・ ・ ・	1 2
第 3 節	住民組織等の活用	・ ・ ・	2 0
第 3 章	災害通信計画	・ ・ ・	2 1
第 1 節	気象予報、警報並びに情報等の伝達計画	・ ・ ・	2 1
第 2 節	災害通信計画	・ ・ ・	3 0
第 3 節	災害発生時の情報収集、報告及び伝達計画	・ ・ ・	3 3
第 4 章	災害予防計画	・ ・ ・	5 1
第 1 節	風水害予防計画	・ ・ ・	5 1
第 2 節	雪害予防計画	・ ・ ・	5 4
第 3 節	融雪災害予防計画	・ ・ ・	5 6
第 4 節	土砂災害予防計画	・ ・ ・	5 7
第 5 節	水防計画	・ ・ ・	6 4
第 6 節	消防計画	・ ・ ・	6 4
第 7 節	防災訓練計画	・ ・ ・	6 7
第 8 節	防災思想普及計画	・ ・ ・	6 7
第 9 節	自主防災組織の育成等に関する計画	・ ・ ・	6 8
第 10 節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	・ ・ ・	6 9
第 11 節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	・ ・ ・	7 1
第 5 章	災害応急対策計画	・ ・ ・	8 1
第 1 節	応急措置実施計画	・ ・ ・	8 1
第 2 節	動員計画	・ ・ ・	8 4
第 3 節	災害広報計画	・ ・ ・	8 5

第 4 節	避難計画	・ ・ ・	8 7
第 5 節	救助救出計画	・ ・ ・	9 2
第 6 節	食料供給計画	・ ・ ・	9 3
第 7 節	衣料、生活必需品物資供給計画	・ ・ ・	9 4
第 8 節	住宅対策計画	・ ・ ・	9 7
第 9 節	被災宅地安全対策計画	・ ・ ・	9 8
第 10 節	給水計画	・ ・ ・	9 9
第 11 節	医療及び助産計画	・ ・ ・	1 0 1
第 12 節	防疫計画	・ ・ ・	1 0 3
第 13 節	清掃及び飼養動物の管理に関する計画	・ ・ ・	1 0 4
第 14 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画	・	1 0 5
第 15 節	障害物除去計画	・ ・ ・	1 0 7
第 16 節	交通応急対策計画	・ ・ ・	1 0 7
第 17 節	輸送計画	・ ・ ・	1 1 0
第 18 節	労務供給計画	・ ・ ・	1 1 1
第 19 節	文教対策計画	・ ・ ・	1 1 2
第 20 節	応急飼料対策計画	・ ・ ・	1 1 4
第 21 節	応急土木対策計画	・ ・ ・	1 1 5
第 22 節	災害警備計画	・ ・ ・	1 1 6
第 23 節	自衛隊災害派遣要請計画	・ ・ ・	1 2 0
第 24 節	防災ボランティア活用計画	・ ・ ・	1 2 3
第 6 章	事故対策計画	・ ・ ・	1 3 1
第 1 節	航空災害対策計画	・ ・ ・	1 3 1
第 2 節	道路災害対策計画	・ ・ ・	1 3 4
第 3 節	危険物等災害対策計画	・ ・ ・	1 3 8
第 4 節	大規模な火事災害対策計画	・ ・ ・	1 4 1
第 5 節	林野火災対策計画	・ ・ ・	1 4 5
第 7 章	特殊災害対策計画	・ ・ ・	1 5 1
第 1 節	地震災害対策計画	・ ・ ・	1 5 1
第 2 節	医療救護対策計画	・ ・ ・	1 5 6
第 8 章	災害復旧計画	・ ・ ・	1 7 1
第 1 節	災害復旧計画	・ ・ ・	1 7 1
第 2 節	被災者援護計画	・ ・ ・	1 7 2

# 第1章 総則

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 計 画 策 定 の 目 的

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の規定に基づき、訓子府町防災会議が作成する計画であり、訓子府町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関（訓子府町、訓子府町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、自衛隊、北海道、警察、消防、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等をいう。以下同じ。）がその機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町の防災に万全を期することを目的とする。

- 1 防災関係機関が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

## 第 2 節 計 画 の 構 成

訓子府町地域防災計画は本編と資料編をもって構成する。

ただし、本編は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）に基づく訓子府町水防計画（別冊）とも図るものとする。

## 第 3 節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）
救 助 法	災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）
町 防 災 会 議	訓子府町防災会議
本 部 （ 長 ）	訓子府町災害対策本部（長）
町 防 災 計 画	訓子府町地域防災計画
災 害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害

## 第 4 節 計 画 の 修 正 要 領

町防災会議は、基本法 4 2 条に定めるところにより計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものと

する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、計画の部分的な修正についても同様とする。

## 第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 指定地方行政機関

#### (1) 網走開発建設部北見河川事務所

- ア 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- イ 直轄区域内の河川改修及び維持修繕並びに災害復旧を行うこと。

#### (2) 北海道農政事務所北見地域センター

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。

#### (3) 網走地方気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。
- イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。
- ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。
- エ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。
- オ 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。
- カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。
- キ 町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。

#### (4) 北海道総合通信局

- ア 移動通信機器の貸し出しに関すること。
- イ 無線局の免許等の臨機の措置

### 2 北海道

#### (1) オホーツク総合振興局地域政策部

- ア オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。
- イ 災害応急対策及び災害復旧対策並びに被害の取りまとめを実施すること。
- ウ 市町村及びその他機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。

- エ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- (2) オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所
  - ア 管轄区域内の河川改修及び維持修繕並びに災害復旧に関する事。
  - イ 道道の新設改良、維持修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事。
  - ウ 水防技術の指導に関する事。
  - エ 被災地の交通情報の収集に関する事。
- (3) オホーツク総合振興局保健環境部保健福祉室
  - ア 災害救助法の適用と実施に関する事。
- (4) オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室
  - ア 災害時における応急医療の指導調整に関する事。
  - イ 災害時における防疫活動の指導助言及び防疫薬剤供給に関する事。
  - ウ 被災者の健康管理に関する事。
  - エ 災害時の応急給水に関する指導助言に関する事。
  - オ 食品環境衛生の指導監視に関する事。
  - カ 死亡獣畜の処理に関する指導助言に関する事。
  - キ 逸走犬の管理に係る指導助言に関する事。
- (5) オホーツク総合振興局東部森林室
  - ア 所轄道有林の復旧治山及び予防治山を実施する事。
  - イ 林野火災の予防対策を樹立して未然防止を行う事。
  - ウ 被災林野の病虫害異常発生への防疫対策に関する事。
- (6) 網走農業改良普及センター(本所)
  - ア 被災農作物の防疫及び伝染病予防対策に関する事。
  - イ 被災農作物の技術指導に関する事。

### 3 北海道教育委員会

- (1) オホーツク教育局
  - ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行う事。
  - イ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。

### 4 北海道警察本部北見警察署

- ア 災害時における住民の避難誘導、救助、犯罪の予防及び交通の規制等を行う事。
- イ 災害情報の収集を行う事。
- ウ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。
- エ 危険物に対する保安対策に関する事。
- オ 広報活動に関する事。
- カ 防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。

### 5 訓子府町

- (1) 訓子府町役場
  - ア 訓子府町防災会議に関する事。
  - イ 本部の設置及び組織の運営に関する事。
  - ウ 被災者に対する給水及び諸物資の供給に関する事。

エ 防災に関する施設並びに組織整備を図り、資材の備蓄、災害予防応急対策の総合調整を講じること。

オ 防災上必要な教育及び訓練を行うこと。

カ 防災思想の普及を図ること。

キ 防災に関する被害の調査、情報の収集及び報告を行うこと。

ク 災害の予防及び拡大の防止を図ること。

ケ 救難・救助・防疫等、被災者の救護を行うこと。

コ 災害時における交通輸送の確保を図ること。

サ 被災施設の復旧を行うこと。

シ 避難の勧告、指示又は避難準備情報に関すること。

ス 災害時における保健衛生対策に関すること。

セ 災害時要援護者の援護に関すること。

ソ 災害ボランティアの受け入れに関すること。

## (2) 訓子府町教育委員会

ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。

イ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

ウ 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。

## 6 北見地区消防組合訓子府消防団、北見地区消防組合消防署訓子府支署

ア 災害時における、人命の救助、財産の保護、消防業務及び水防業務を行うこと。

イ 災害時における住民の避難誘導に関すること。

ウ 町が行う災害対策への協力に関すること。

エ 予消防に関すること。

## 7 指定公共機関

### (1) 日本郵便株式会社北見郵便局

ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。

イ 郵便の非常取扱に関すること。

### (2) 日本郵便株式会社訓子府郵便局

ア 郵便局の窓口掲示板を利用した広報活動に関すること。

### (3) 東日本電信電話株式会社北海道支店

ア 気象官署から警報を町に伝達すること。

イ 非常及び緊急通話の取り扱いを行うほか、必要に応じ通話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

ウ 災害時における電気通信施設の確保及び災害予防、災害応急対策、災害復旧を行うこと。

### (4) 北海道電力株式会社北見支店

ア 災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。

イ 災害時における電力施設の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。

## 8 指定地方公共機関

### (1) 一般社団法人 北見医師会

ア 災害時における緊急医療及び助産に関すること。



- イ 災害時における医療関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 一般社団法人 北海道薬剤師会北見支部  
災害時における調剤医薬品の供給に関すること。
- (3) 社団法人 北海道獣医師会オホーツク支部  
災害時における飼養動物の対応に関すること。
- (4) 社団法人 北見地区バス協会  
ア 災害時における人員の緊急輸送の支援に関すること。
- (5) 訓子府土地改良区  
ア 頭首工及びかんがい用水の防火管理を行うこと。  
イ 所轄施設の確保及び災害予防、災害応急対策、災害復旧を行うこと。

## 9 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

- (1) きたみらい農業協同組合（訓子府地区事務所）
  - ア 町が行う被害状況調査及びその他応急対策の協力を行うこと。
  - イ 農作物の災害応急対策に関する指導を行うこと。
  - ウ 被災農家に対する融資斡旋を行うこと。
  - エ 農業生産資材及び農家生活物資の確保斡旋を行うこと。
  - オ 農産物の需給調整を図ること。
  - カ 物価安定について協力すること。
  - キ 共同利用施設の応急対策及び復旧対策を行うこと。
- (2) 新生紀森林組合
  - ア 町が行う被害状況調査及びその他応急対策の協力を行うこと。
  - イ 被災組合員に対する融資斡旋を行うこと。
  - ウ 林野火災の予防対策を行うこと。
  - エ 林野火災における消火及び応急対策に関すること。
- (3) 訓子府町商工会
  - ア 商工業者に対する融資斡旋を行うこと。
  - イ 災害時における中央資金の導入を図ること。
  - ウ 物価安定について協力すること。
  - エ 救助用物資、復旧資材の確保の協力斡旋を行うこと。
- (4) 一般輸送業者  
災害時における救護物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
- (5) 危険物関係施設の管理者  
災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
- (6) 自治組織（町内会・実践会）
  - ア 自治組織内住民に対する災害予警報及び災害状況等の通報に関すること。
  - イ 所轄地域内において発生した災害の通報に関すること。
  - ウ 町が行う災害対策への協力に関すること。
- (7) 一般病院等  
災害時における救急医療及び防疫対策についての協力に関すること。

## 第 6 節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特にいつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

### 1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 飲料水、食料等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の確認
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 災害時要援護者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

#### (2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者、災害時要援護者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

### 2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成
- イ 防災体制の整備
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

#### (2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

### 3 地区防災計画

町防災会議は、町内の一定地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が当該地区における防災力の向上を図るための活動を推進する地区計画素案を策定し提案を行ったとき、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 第 7 節 訓子府町の地勢と災害の概要

### 1 位置及び面積

本町は、北海道の東北部オホーツク総合振興局管内の南西、常呂郡の南西に位置し、常呂川をはさむ内陸地帯にあり、東経 143 度 35 分 27 秒から 143 度 50 分 22 秒、北緯 43 度 36 分 47 秒から 43 度 46 分 49 秒の間で、東は北見市、西は置戸町、南は北見山脈の一分派釧北山脈をもって陸別町及び津別町、北は北見市相内と境界を接しており、東西 12 キロメートル、南北 16 キロメートルにおよび面積は、190.95 平方キロメートルで、オホーツク総合振興局管内総面積の 2%に当たる。

### 2 地 勢

本町の地勢は、一つの山脈と段丘波状地帯及び高丘地帯、一部平野とに区分され、西から東へ 250 分の 1 の勾配 をもって傾斜している。

北見山脈の一分派である釧北山脈とこれに属する段丘地帯は、南西に起伏し、北には北見市相内に接する広大な高 丘平坦地が横たわり、更に町の中央を東流する常呂川の両岸には帯状に沿ってなだらかに北見平野に延びている。

町の南端を西から東に走る釧北山脈は、置戸町・陸別町の境界にあたる海拔 642.4 メートルの山が最高峰、他には 600～500 メートル級で郡界をなしており、この山脈からケトナイ川・ポンケトナイ川・シルコマベツ川・オシマ川 オロムシ川等が源を發し、常呂川に注いでいる。

常呂川は、常呂郡における主要河川で、源を置戸町三国山脈に發し、置戸町を経て本町に臨み北見市の領域に入り、北見市端野町を過ぎ、北見市常呂町に至りオホーツク海に注いでいる。北部を東流する訓子府川は、北見山脈に源を發し、置戸町を経て本町駒里に入り、弥生、福野をうるおし、北見市で常呂川に注いでいる。

主河川名	常 呂 川	12,200m	訓子府川	12,500m	ケトナイ川	15,200m
	シルコマベツ川	12,600m	オロムシ川	12,800m		

### 3 地 質

本町の地質は大別して定積土、運積土及び集積土に分かれている。定積土地帯は、主に北部高丘地で第三紀層と古生層をもって占められ表土は、大部分が埴壤土と見られている。運積土は、崩積土と水積土に分けられ、崩積土は山の崩積土の蓄積によるもので、表土は、埴壤土を形成している。大谷・緑丘一帯がこれに属する。水積土は、海成及び湖成洪積土と河成水積土に区分され、河成洪積土は、北見市相内との境界沿いの高丘地がこれに属し、湖成洪積土は、豊坂・常盤の一部がこの地帯である。河成洪積土は、常呂川を境界として、南側は常呂川統の砂壤土、北側は武華川統の砂壤土となっている。

以上の土壌構成は、次のとおりである。

地質（成因及び堆積様式）		統別	土性	所属地帯		
土	定積	凝灰岩(第3紀層)	腐食に富む埴壤土	北栄、高園、駒里、弥生、福野の高丘地帯		
		砂岩(第3紀層)	腐食を含む埴土	大谷東方の段丘地帯		
		砂岩(第3紀層)	腐食を含む埴土	大谷東方の山岳地帯		
		赤色硅岩(古生層)	腐食を含む砂壤土	福野マンガン地帯		
		安山岩(古生層)				
	運積	崩積土(第4紀層)	置戸統	腐食を含む壤土	北栄西部置戸付近丘陵地帯	
		水積土	海成洪積土	居武士統	腐食に富む壤土	開盛、緑丘、大谷の段丘地帯
			湖成洪積土	相内統	腐食を含む埴壤土	駒里、弥生、福野(相内付段丘地帯)
			河成洪積土	置戸川南統	腐食を含む壤土	豊坂、常盤段丘地帯
		集積	低位泥炭	常呂川統	腐食に富む埴壤土	清住、実郷、大谷の平坦地 豊坂、開盛、緑丘の沢地帯
					腐食を含む砂壤土	清住、実郷、大谷の堤防地帯
			武華川統	腐食に富む埴壤土	西富、穂波、日出平坦地帯	
	腐食を含む砂壤土			西富、穂波、日出堤防地帯 駒里、弥生、福野の平坦地帯 沢		
			腐食に富む埴土	穂波、日出、清住山添いの一部		

#### 4 気 候

本町の気象条件は、気温差の甚だしい内陸性気候を示し、降水量は年間 800 ミリメートルで農耕期間は 450～500 ミリメートルに過ぎないが、寒冷なオホーツク寒気団の停滞により冷涼となり冷害を受ける頻度が多い。

しかし、一般には気温の差が著しく、夏季高温で、7月から8月上旬にかけ 35 度を超えることがある。初霜は 10 月上旬、遅霜は 5 月下旬で無霜期間は、130 日～140 日に過ぎない。積雪期間は 12 月上旬から 4 月上旬までの 120 日～140 日間で、最深積雪量は、平均 60～80 センチメートルと比較的少ないが、最低気温はマイナス 30 度を超えることがある寒冷地である。

5 災 害 記 録

年 月 日	災害の種類	災 害 の 概 要
明 31. 9. 6~12	水害	常呂川の氾濫。農作物に冠水、居武士では家屋に浸水
明 35	冷害	
明 37. 7	水害	家屋の浸水、農作物に被害多く、大谷橋などが流失
明 42. 7	水害	家屋の流失、浸水、農作物の被害、橋の流失など
大 2	冷害	雨続きで気温が低く、早霜に見舞われたため、秋作物が全滅
大 3. 5	火災	山林約 1 千ヘクタール焼失
大 4	水害・霜害	
大 8. 9. 18~20	水害	流失家屋 13 戸、床上浸水 253 戸、床下浸水 371 戸、死者 8 人、傷者 43 人、家畜の死亡 68 頭、道路の埋没流失 34 ヲ所、破損決壊 53 箇所、橋の流失妻恋橋ほか 23 橋、農作物の冠水及び流失
大 9	水害	
大 11. 8. 初旬・下旬	水害	妻恋橋、居武士橋、30 号橋等流失破損、道路や堤防の決壊、農地の流失
昭 初期	火災	山林約 2 千ヘクタール焼失
昭 5. 4. 29	火災	市街地中心部大火 7 棟 8 戸焼失
昭 5	水害	護岸決壊、耕地流失及び浸水
昭 6	冷害	6 月下旬から 8 月下旬の異常低温で稲作は皆無に等しく、畑作も 6 分作程度
昭 7	冷害	7 月上旬の長雨と低温のため、各作物とも 5 分作以下
昭 7. 9. 4	水害	居武士橋など落橋流失。耕地流失及び浸水
昭 9	冷害	7 月上旬からの異常低温で稲作は大きな被害
昭 10	冷害	多雨、低温などにより農作物に大きな被害
昭 11	水害	居武士橋、昭和橋流失
昭 14. 5. 3	水害	訓子府川氾濫し、中央橋流失
昭 16	冷害	7、8 月の低温と、9 月 5~6 日の台風豪雨で被害
昭 16. 9. 5~6	水害	常呂川の氾濫により、破壊された家屋 4 戸、床下浸水 79 戸、道路損害 17 ヲ所、橋は 7 ヲ所流失、堤防の決壊、農作物の被害などの損害
昭 20. 5. 23	火災	山林約 2 百ヘクタール焼失
昭 20	冷害	稲作に大きな被害
昭 21. 5. 5	火災	村有林約 45 ヘクタール焼失
昭 21. 5	火災	訓子府村農業会山林約 38 ヘクタール焼失
昭 23	水害	8 月 12 日からの豪雨で家屋の流失 1 戸、床上浸水 12 戸、床下浸水 31 戸、道路の埋没決壊、居武士橋などの流失、田畑の損害も大
昭 28	冷害	
昭 29	冷害	水田農家冷対米を借りる。
昭 30. 2. 13	火災	仲町大火 19 世帯罹災
昭 31	冷害	対米を借りる。
昭 32. 8	水害	
昭 36. 10. 16	火災	東町大火 8 棟 13 世帯罹災
昭 37. 6. 30	降灰	十勝岳大爆発により降灰
昭 37	水害	
昭 37	冷害	

年 月 日	災害の種類	災 害 の 概 要
昭 38. 5. 16	火災	東町大火 10 棟 13 世帯罹災
昭 40. 10	火災	末広町大火引揚者援護住宅 3 棟 11 世帯罹災
昭 46	冷害	
昭 50	台風・水害	8 月 23 日の台風と 9 月 8～9 日の二度の豪雨により、床上浸水 3 棟、床下浸水 178 棟、農地流失と冠水 381 ヘクタール、道路決壊 100 か所、橋の流失破損 9 か所など。被害総額 3 億 5 千万円
昭 51	冷害	
昭 53. 11. 5	列車事故	気動車にダンプカーが衝突。76 名が重軽傷
昭 54. 10. 19	台風	台風 20 号により建物、農作物、土木被害など続出し、被害総額 1 億 9 千 3 百万円
昭 55	冷害	
昭 56	水害	
昭 56	冷害	
昭 58. 7. 23～24	水害	集中豪雨により道路の決壊 47 か所、河川の護岸破損・河岸決壊 6 か所、農作物の冠水など。被害総額 9 千 5 百万円
昭 58	冷害	
平 2. 8. 7	水害・雹害	集中豪雨及び降雹により農作物を中心に大きな被害 被害総額 2 億 2 千 7 百万円
平 4. 9. 11～12	台風・水害	台風 17 号により農作物の流失・冠水、農業施設の破損、土木被害など 被害総額 2 億 5 千 9 百万円
平 5	冷害	
平 10. 8. 28～30	水害	集中豪雨により農作物の流出・冠水、土木被害など 被害総額 5 億 6 千万円
平 10. 9. 15～17	台風・水害	台風 5 号により床下浸水 3 棟、農作物の流出・冠水、土木被害など 被害総額 5 億 2 千 8 百万円
平 13. 9. 9～13	台風・水害	台風 15 号により農作物の流出・冠水、土木被害 44 か所など 被害総額 2 億 9 千 3 百万円
平 16. 1. 14～16	暴風雪	暴風雪により D 型ハウス 13 棟倒壊、ビニルハウス 19 棟倒壊、民家 3 棟が破損
平 17. 9. 7～ 8	台風・水害	台風 14 号により農地流出・冠水 70 ヘクタール、土木被害 37 ヶ所など
平 18. 8. 17～19	水害	集中豪雨により床下浸水 3 棟、農地流出と冠水 77 ヘクタール、土木被害 58 ヶ所など 被害総額 8 億 3 千万円
平成 19. 7. 23	水害	集中豪雨により農作物の流出・冠水、土木被害 27 か所など
平成 23. 9. 2～3	台風・水害	大雨により、農作物の流出・冠水、土木被害 20 か所など
平成 24. 7. 5	水害	集中豪雨により、畑 32ha の冠水など
平成 26. 12. 16～18	雪害	暴風雪により、道道通行止め。町内外の帰宅困難者 7 人が臨時避難所の公民館に宿泊。一人は 2 連泊

## 第2章 防 災 組 織

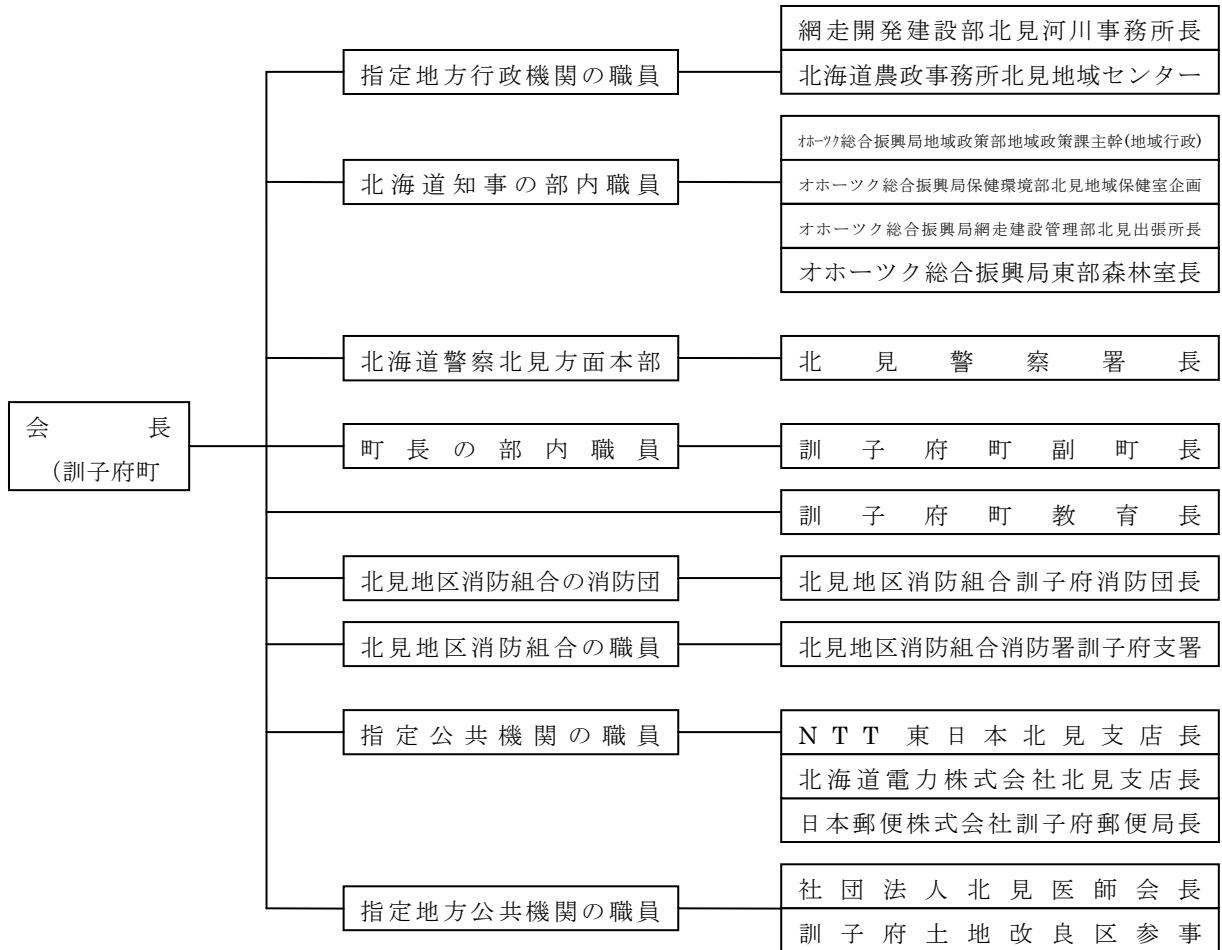
## 第 2 章 防 災 組 織

### 第 1 節 防 災 会 議

防災会議は、基本法第 16 条の規定に基づき設置するもので、町長を会長とし指定地方行政機関等の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに本町の地域内に災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集し、関係機関相互の連絡調整並びに支援等を行うものである。

#### 1 防災会議の組織

防災会議の組織は、次のとおりである。



#### 2 防災会議の運営

防災会議の運営は、訓子府町防災会議条例の定めるところによるほか、必要な事項は会長が町防災会議に諮って定めるものとする。

### 第 2 節 災 害 対 策 本 部



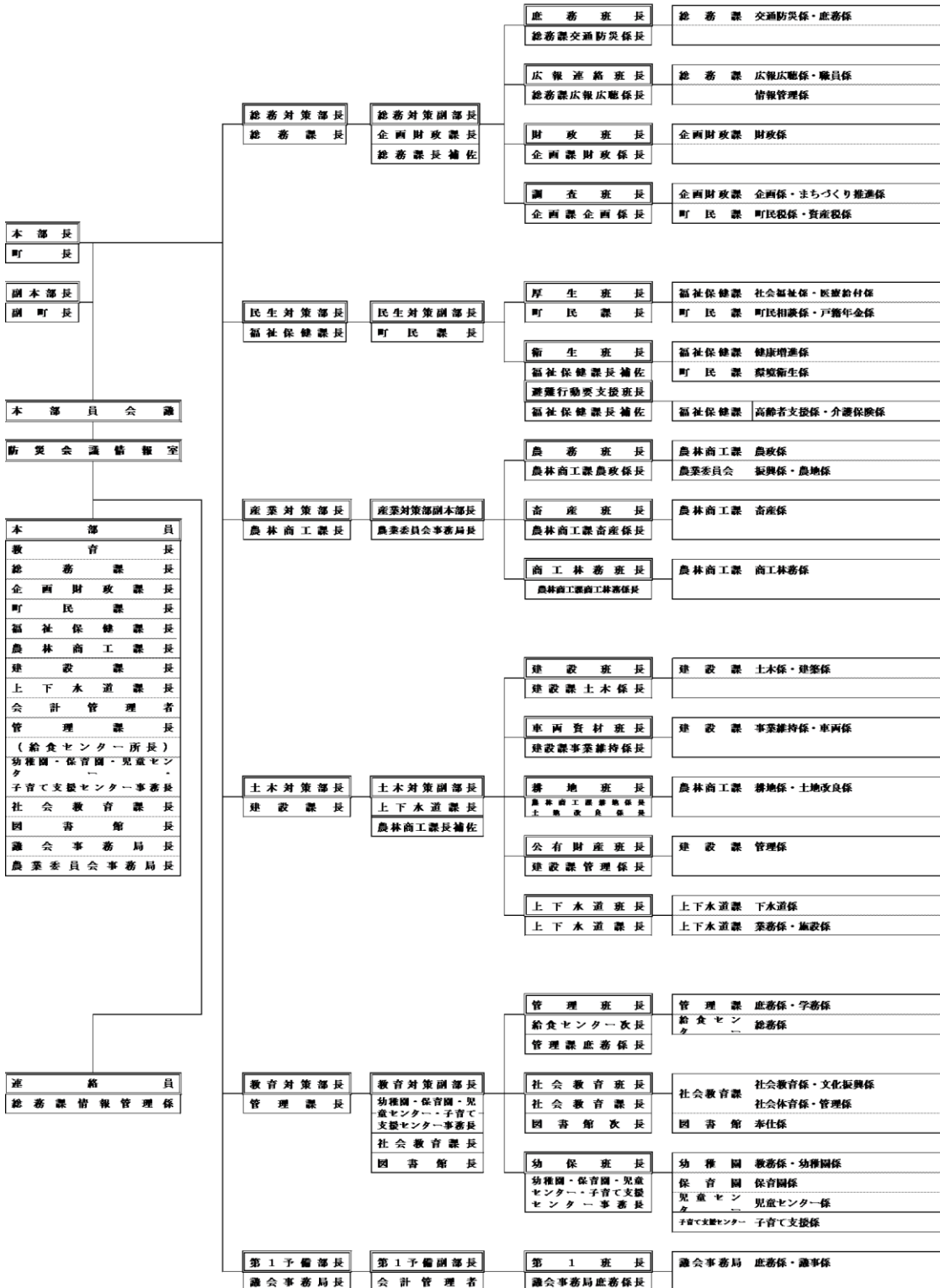
町長は、区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき、本部を設置し、強力に防災活動を推進するものとする。

1 災害対策本部の組織図

H27.4.1改定

水防本部の組織図は、次のとおりとする。

[組織図]



2 災害対策本部の各対策部及び各班の所掌事務

災害対策本部の各対策部及び各班の所掌事務は、次のとおりとする。

部 名	班 名	対 策 業 務
総務対策部	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の総括に関する事。</li> <li>2 本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>3 各防災関係機関、住民組織との連絡調整に関する事。</li> <li>4 消防支署との連絡調整に関する事。</li> <li>5 気象予報、警報並びに情報等の収集及び伝達に関する事。</li> <li>6 職員の招集、出動及び解散に関する事。</li> <li>7 職員等の食糧、寝具、災害出動用被服などの調達及び配布に関する事。</li> <li>8 庁内外の非常体制に関する事。</li> <li>9 防災会議に関する事。</li> <li>10 災害救助法業務の適用に関する事。</li> <li>11 災害日誌及び災害記録に関する事。</li> <li>12 団体等の出動要請及び作業員等の雇上げに関する事。</li> <li>13 被害情報の収集及び状況報告に関する事。</li> <li>14 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>15 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>16 各部、各班の連絡調整に関する事。</li> <li>17 被災者台帳整備に関する事。</li> <li>18 その他各部、各班に属さない事。</li> </ol>
	広報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報の収集連絡及び災害記録写真に関する事。</li> <li>2 災害現地との連絡、伝令、通信等に関する事。</li> <li>3 住民に対する警報、避難命令、避難解除等の広報に関する事。</li> <li>4 報道機関との連絡に関する事。</li> <li>5 庶務班への支援に関する事。</li> </ol>
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の財政に関する事。</li> <li>2 災害対策及び復旧対策資料の収集に関する事。</li> <li>3 中央関係機関に対する要請書及び資料調整に関する事。</li> <li>4 庶務班への支援に関する事</li> </ol>
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害（人的被害・住宅被害等）の調査に関する事。</li> <li>2 被災者の納税の減免措置に関する事。</li> </ol>

民生対策部	厚生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の開設及び管理に関すること。</li> <li>2 被災者に対する炊き出し、食品の給与、貸与に関すること。</li> <li>3 給与物資の配布及び被服、寝具、生活必需品の給与に関すること。</li> <li>4 被災者の救助計画及び実施に関すること。</li> <li>5 災害対策従事者の炊き出しに関すること。</li> <li>6 被災者の避難誘導に関すること。</li> <li>7 被災者の生活保護に関すること。</li> <li>8 義援金の受付、配布に関すること。</li> <li>9 救助活動の記録に関すること。</li> <li>10 被災者相談所の開設に関すること。</li> <li>11 日赤救助活動機関との連絡に関すること。</li> <li>12 防災ボランティア受け入れに関すること。</li> <li>13 防疫に関すること。</li> </ol>
	避難行動要支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者及び避難行動要支援者支援に関すること</li> </ol>
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の医療及び助産に関すること。</li> <li>2 被災地の防疫及び清掃に関すること。</li> <li>3 被災者の健康管理、指導に関すること。</li> <li>4 救護班の編成に関すること。</li> <li>5 被災時のじん芥、汚物、し尿処理に関すること。</li> <li>6 死体の収容処理、埋葬に関すること。</li> </ol>
産業対策部	農務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業被害に関する応急措置、被害対策に関すること。</li> <li>2 農業被害調査に関すること。</li> <li>3 被災農家の援護に関すること。</li> <li>4 農作物の防疫に関すること。</li> <li>5 その他、農業被害に関し各班に属さないこと。</li> </ol>
	畜産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜の救助計画及び被害対策に関すること。</li> <li>2 家畜の被害調査に関すること。</li> <li>3 家畜の防疫及び衛生に関すること。</li> <li>4 家畜の飼料対策に関すること。</li> </ol>
	商工林務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の応急食糧の供給計画及び実施に関すること。</li> <li>2 商工業者の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>3 被災商工業者の金融に関すること。</li> <li>4 災害時における危険物の保安に関すること。</li> <li>5 林野火災の予消防に関すること。</li> <li>6 林野被害の調査並びに被害復旧対策に関すること。</li> <li>7 林業被害の防疫に関すること。</li> <li>8 被災地の死亡獣畜処理に関すること。</li> </ol>
土木対策部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁及び河川の被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 建築物の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>3 土木被害の現地調査及び収集に関すること。</li> <li>4 被災者の救助計画及び実施に関すること。</li> <li>5 土木被害の災害記録写真に関すること。</li> <li>6 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集に関すること。</li> <li>7 被災者の生活保護に関すること。</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>8 水防技術の指導に関する事。</li> <li>9 災害時における応急、復旧資材の需給に関する事。</li> <li>10 応急仮設住宅設置及び住宅の応急修理に関する事。</li> </ul>
土木対策部	車両資材班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 土木被害等の応急対策及び資材等の調達並びに人員、食糧の輸送に関する事。</li> <li>2 機械の借上げ及び町有車両の運行管理に関する事。</li> <li>3 除雪に関する事。</li> <li>4 障害物の除去に関する事。</li> <li>5 災害時の輸送計画及び車両の運行実施に関する事。</li> <li>6 公園施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。</li> <li>7 建設班への支援に関する事。</li> </ul>
	耕地班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 耕地被害の現地調査及び収集に関する事。</li> <li>2 耕地被害の災害記録写真に関する事。</li> <li>3 農地及び農業施設の災害応急対策に関する事。</li> <li>4 土地改良事業の被害調査及び災害復旧対策に関する事。</li> <li>5 建設班への支援に関する事。</li> </ul>
	公有財産班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公有財産（教育施設を除く。以下同じ）の被害対策及び被害状況調査に関する事。</li> <li>2 町有財産の応急対策及び災害復旧に関する事。</li> <li>3 建設班の支援に関する事。</li> </ul>
	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。</li> <li>2 飲料水の供給に関する事。</li> <li>3 下水道施設の被害調査、災害復旧対策に関する事。</li> <li>4 応急仮設下水道等代替施設の設置に関する事。</li> </ul>
教育対策部	管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の応急措置及び災害復旧対策に関する事。</li> <li>2 教育施設の被害調査に関する事。</li> <li>3 被害児童の援護及び学用品の給与に関する事。</li> <li>4 災害時における学校施設の避難所への使用に関する事。</li> <li>5 被災者及び災害対策従事者の炊き出しの応援協力に関する事。</li> </ul>
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の災害対策に関する事。</li> <li>2 社会教育等施設入場者の避難誘導に関する事。</li> <li>3 文化財等の保護及び応急対策に関する事。</li> <li>4 防災ボランティアの活動に関する事。</li> </ul>
	幼保班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。</li> <li>2 保育園、幼稚園児等の避難誘導に関する事。</li> </ul>
第1予備部	第1班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 緊急時における民生対策部への応援に関する事。</li> </ul>
防災会議情報室		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各関係機関より派遣し、各機関の情報を収集すること。</li> <li>2 災害情報の集約と災害対策本部との連携に関する事。</li> </ul>

### 3 災害対策本部設置の基準及び廃止の時期

#### (1) 設置基準

本部の設置は、震度5弱以上の地震が発生したとき、又は次の各号に該当し町長が必要と認めるときに訓子府町役場庁舎内に設置する。ただし、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、災害の発生状況に応じて適宜判断し、他施設に本部を置く。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。

ウ 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発せられ、その必要が認められたとき。

#### (2) 廃止

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害対策活動が完了した場合に本部を廃止する。

#### (3) 設置又は廃止の公表

設置又は廃止の公表は、次により実施する。

庁内、関係指定地方公共機関の長、知事、道の出先機関の長、関係指定公共機関の長、警察署長、消防機関の長、隣接市町長、及び一般住民に対して、電話その他適宜の方法で周知する。

#### (4) 看板の表示

本部の設置期間中、本部所在施設入口に本部の看板を掲示する。

看板には、「訓子府町（災害名）災害対策本部」と表示する。

### 4 職員の動員配備

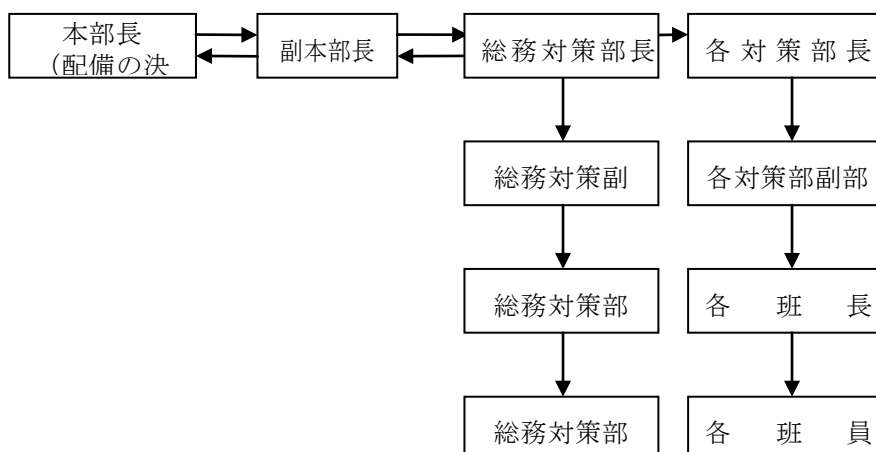
#### (1) 非常配備基準と体制

本部は、災害を最小限に防止し、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、別紙1の基準により非常配備体制を整えるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備体制を取ることができるものとする。また、配備体制下の活動はおおむね別紙1のとおりとする。

#### (2) 本部職員に対する伝達方法

##### ア 平時執務時の伝達方法

職員の動員は、本部の配備体制にしたがって、本部長の決定に基づき、総務対策部長が各対策部長に対して庁内放送又は電話などで行う。



#### イ 休日及び夜間の伝達系統

当直者及び庁舎委託管理人は、次の情報を受けたときは、総務課長に連絡する。

ア) 災害の発生するおそれのある防災気象情報等が関係機関から通報され、緊急に応急措置を実施する必要があるとき

イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき

ウ) 災害の発生するおそれがある異常現象の通報があったとき

#### ウ 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき又は災害の発生、あるいは災害の発生の情報を察知したときは、所属長と連絡し、あるいは自らの判断により登庁する。

#### エ 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により部長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、現場の状況を所属班長及び本部員に報告するとともに指示を受け、現場で指揮監督を行うものとする。

### 5 本部会議

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で町長が必要と認めた場合は、本部の招集を行い、災害に対処できる方策を樹立するため本部員会議を開催する。

本部員会議は、本部長・副本部長・本部員で構成する。

#### (1) 本部員会議の協議事項

ア 応急対策の指示

イ 各対策部間の調整事項の指示

ウ 他市町村への応援要請の要否

エ 自衛隊への災害派遣要請の要否

オ 災害救助法の適用申請の要否

カ 被害状況視察隊の編成

キ 被災者に対する見舞金品給付の決定

ク その他災害対策に関する重要な事項

ケ 次回本部員会議開催予定日時の決定

#### (2) 本部員会議の開催

ア 本部員会議は、本部長が指示する場所で開催するものとする。

イ 本部員は、それぞれの所掌事項について必要な資料を提出しなければならない。

#### (3) 会議事項の周知

会議決定事項のうち、本部長又は、各対策部長が職員に周知すると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

区分	配備の時期	配備の内容	任務
第1 非常配備 (警戒体制)	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき 2 町内に震度4の地震が発生したとき 3 その他特に本部長が必要と認めたとき	情報連絡のため少数の人員が当たるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 総務対策部 全員 土木対策部 全員 産業対策部 全員	1 情報の収集 2 関係機関との連絡
第2 非常配備 (非常体制)	1 局地的な災害の発生が予想される場合。又は災害が発生したとき 2 町内に震度5弱及び5強の地震が発生したとき 3 町内に局地的な地震災害が発生し災害応急対策が必要と認められるとき 4 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき	災害応急対策に関係のある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動開始できる体制とする。 各対策部長 各班長 総務対策部 全員 土木対策部 全員 産業対策部 全員	1 情報の収集 2 関係機関との連携 3 応急措置の実施 4 住民組織等の非常配備
第3 非常配備 (災害体制)	1 町内に特別警報が発表されたとき 2 広域にわたる災害の発生が予想される場合。又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき 3 町内に震度6以上の地震が発生したとき 4 道内に大規模な地震災害が発生し広域的な災害応急対策が必要と認められるとき 5 その他本部長が必要と認めたとき	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 全職員	1 災害業務全般の実施

※ 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

### 第 3 節 住 民 組 織 等 の 活 用

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても、応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合

町長は、各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

#### 1 協力要請事項

各住民組織に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び罹災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所と、罹災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 被災地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び罹災者の世話に関すること。
- (7) 被災箇所の応急処置に関すること。
- (8) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。

#### 2 協力要請先

組 織 の 名 称 及 び 代 表 者	連 絡 方 法 及 び 連 絡 先	協 力 要 請 事 項
訓子府町内会連絡協議会 会 長	連協会長に連絡後各单位会長に 要請 (事務局 町民課内)	避難誘導、救出、保護、災 害情報収集、本部への連絡 災害情報等の地域住民に 対する広報
訓子府町実践会連絡協議会 会 長	同上 (事務局 きたみらい農業協同組 合訓子府地区事務所内)	被害箇所の応急処置 他
訓子府町建設業協会 会 長	事務局に依頼	被害箇所の応急処置 作業員等の雇い上げ 機械の借り上げ
訓子府町青年団体連絡協議会	(事務局 教委 社会教育課内)	必要に応じ協力要請
きたみらい農業協同組合青年部訓 子府支部	(事務局 きたみらい農業協同組 合訓子府地区事務所)	
訓子府町商工会青年部	(事務局 商工会事務局内)	
日本アマチュア無線連盟訓子府クラブ 代 表	(事務局)	

※ 協力要請先に係る組織代表者氏名、連絡方法等については、別に名簿を調製しておくものとする。



## 第3章 災害通信計画

## 第 3 章 災 害 通 信 計 画

### 第 1 節 気象予報、警報並びに情報等の伝達計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

#### 1 伝達を要する気象予報、警報並びに情報等

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法は次によるものとする。

##### (1) 気象注意報及び警報

特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、別表1及び別表2のとおりである。

※ 別表1 気象予報、警報並びに情報等の種類

別表2 気象警報・注意報基準

##### (2) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、網走地方気象台から北海道を経由して通報されるものである。

町は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、火災に関する警報については、本計画のほか、北見地区消防組合消防計画の定めるところにより処理するものとする。

ア 実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速が12m/s以上と予想される場合。なお、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

##### (3) その他必要と認める予報、警報並びに情報等

#### 2 気象予報、警報並びに情報等の伝達系統

気象予報、警報並びに情報等は、影響を及ぼすと思われる関係機関及び地域住民に対し、次の気象予報、警報並びに情報等の伝達系統図に基づき電話、無線その他最も有効な手法により通報し、又は伝達するものとする。

ア 気象予報、警報並びに情報等伝達系統図

※ 別表3 気象予報、警報並びに情報等伝達系統図

別表4 水防活動用の気象注意報及び警報伝達系統

別表5 気象予報、警報並びに情報等の伝達責任者

別表6 関係機関等の連絡先一覧

別表1 気象予報、警報並びに情報等の種類

(1) 特別警報・警報・注意報の種類

ア 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれ  
が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	発表想定
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

イ 気象警報

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

ウ 気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

(2) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(3) 浸水注意報及び警報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(4) 洪水注意報及び警報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(5) 水防活動用の気象注意報及び警報

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(6) 洪水予報指定河川

洪水予報指定河川の洪水予報は網走气象台と網走開発建設部が共同で発表する。

ア 指定河川

水系名	河川名	洪水予報河川指定区域	
		左岸	右岸
常呂川	常呂川	自：常呂郡置戸町拓殖 105 番地地先 至：河口	自：常呂郡置戸町拓殖 105 番地地先 至：河口

イ 種類及び発表基準

種類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したときに発表される。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。

(7) 水防警報

水防警報指定河川の水防警報は網走開発建設部又はオホーツク総合振興局網走建設管理部が発表する。

ア 水防警報指定河川（国土交通大臣指定）

水系名	河川名	水防警報区	
		左岸	右岸
常呂川	常呂川	自：常呂郡置戸町拓殖 105 番地先 至：河口	自：常呂郡置戸町拓殖 105 番地先 至：河口

イ 水防警報指定河川（知事指定）

水系名	河川名	水防警報区	
		左岸	右岸
常呂川	訓子府川	自：訓子府町字福野 284 番地 2 地先の豊田橋下流端 至：常呂川への合流点	自：訓子府町字福野 284 番地 2 地先の豊田橋下流端 至：常呂川への合流点

別表2 気象警報・注意報基準（基準値はいずれも予想値）

府県予報区：網走・北見・紋別地方

一時細分区域：北見地方

二次細分区域：訓子府町

(1) 警報発表基準

大雨（浸水害）	雨量基準	平坦地：1 時間雨量 50mm 平坦地以外：1 時間雨量 60mm
大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	126
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	訓子府川流域＝11、ケトナイ川流域＝8
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	常呂川[置戸]
暴風	平均風速	18m/s
暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm

(2) 注意報発表基準

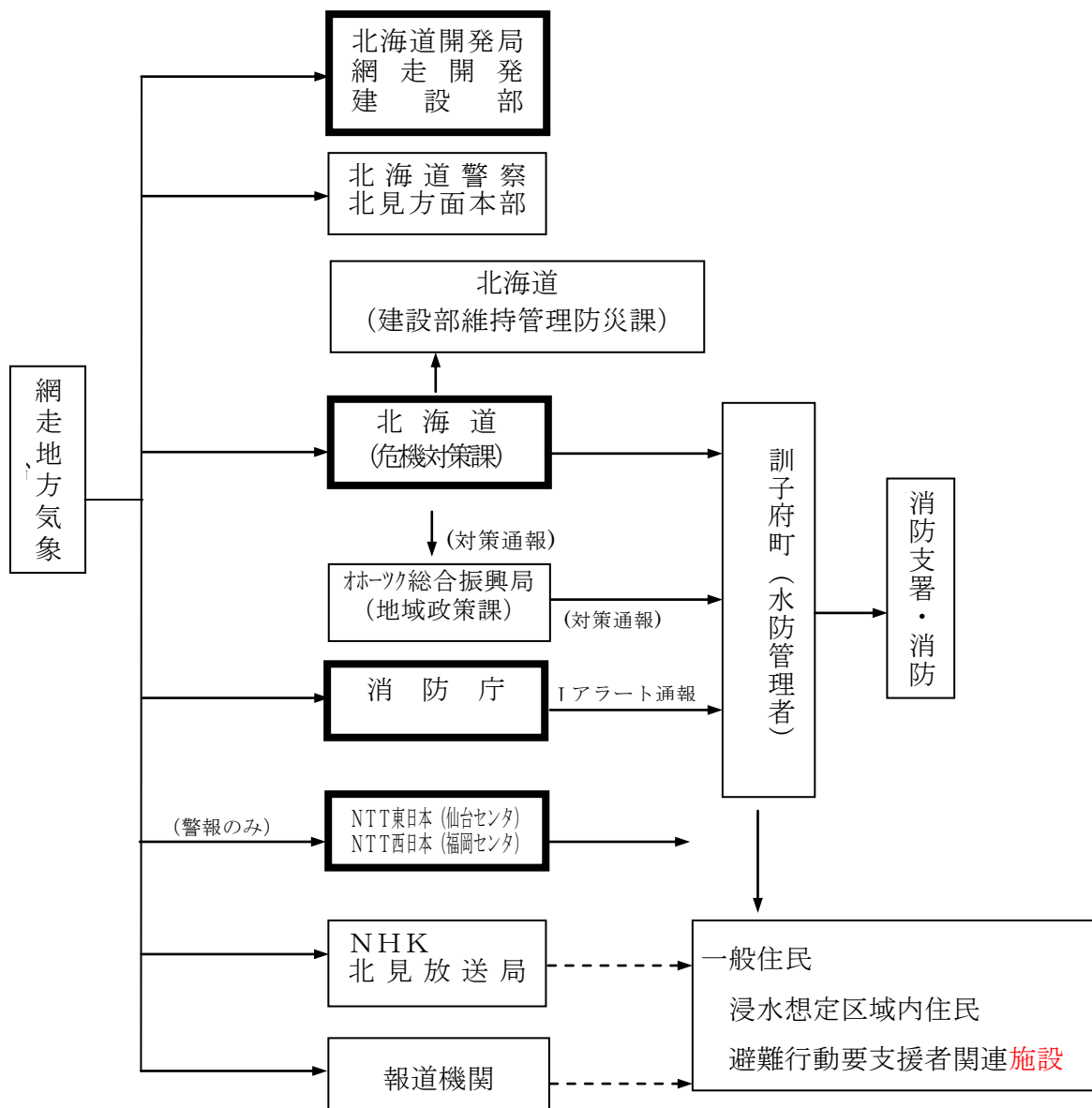
大雨	雨量基準	1時間雨量 30mm
	土壌雨量指数基準	78
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	訓子府川流域=9、ケトナイ川流域=4
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	常呂川[置戸]
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度 30% 実行湿度 60%	
なだれ	①24時間降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	5月～10月：（平均気温）平年より 4℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より 8℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

(3) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm
------------	-------	------



別表4 水防活動用の気象注意報及び警報伝達系統



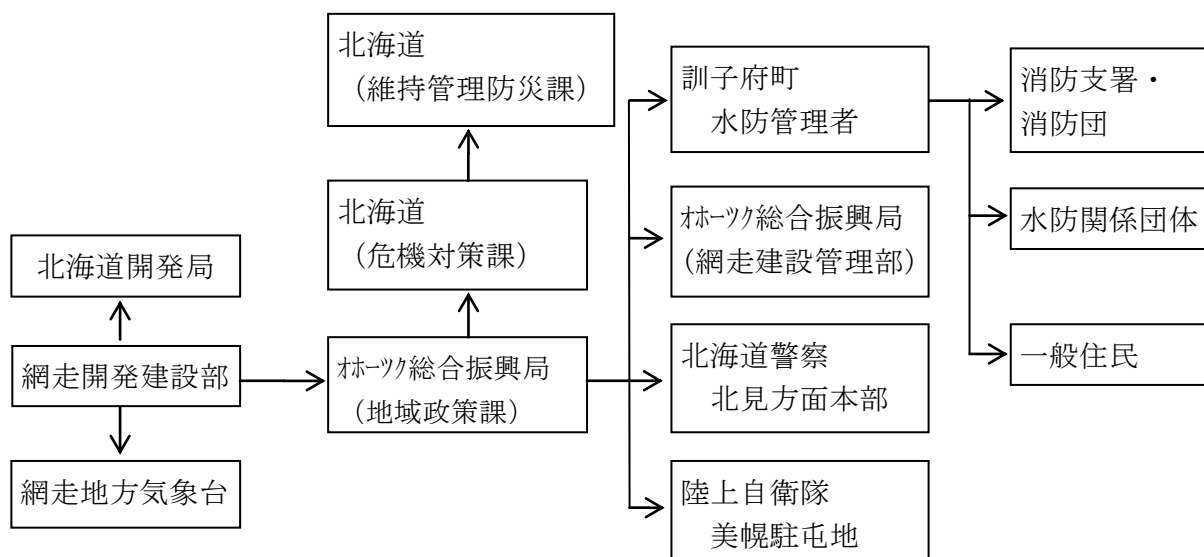
(----- は放送・無線)

※太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第3号、4号の規定に基づく法定伝達先。  
(気象業務法第14条第1項から第3項)

※避難行動要支援者関連施設—浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設 (水防法第15条)



水防法第16条第1項に基づく水防警報  
 水防警報指定河川（国土交通大臣指定）についての水防警報は網走開発建設部が発表する



別表5

気象予報、警報並びに情報等の伝達責任者

伝達先	伝達責任者	伝達方法	一般住民に対する伝達
庁内各課等	総務課長	電話、庁内放送	
関係機関等	総務課長	電話	
訓子府支署	総務課長	電話	
各町内会長	総務課長	電話	広報車・防災メール・サイレン(特別警報のみ)による周知
各実践会長	総務課長	電話・FAX	広報車・防災メール・サイレン(特別警報のみ)による周知
保育園・幼稚園	教育長	電話	
小中高等学校	教育長	電話	

別表 6

## 関係機関等の連絡先一覧

関係機関名	代表者名	所在地	電話番号	備考
網走開発建設部北見河川事務所	所 長	北見市田端町	23-6118	
北海道農政事務所北見地域センター	センター長	北見市青葉町	23-4171	
ホ-ツク総合振興局地域政策部地域政策課 (地域行政)	主 幹 (地域行政)	網走市北7条 西3丁目	0152-41- 0625	
ホ-ツク総合振興局網走建設管理部 北見出張所	所 長	北見市緑ヶ丘	25-7311	
ホ-ツク総合振興局東部森林室	室 長	北見市青葉町	24-6276	
ホ-ツク総合振興局保健環境部 北見地域保健室	室 長	北見市青葉町	24-4171	
北海道警察北見方面本部北見警察署警備課	課 長	北見市青葉町	24-0110	
訓子府警察官駐在所	所 長	訓子府町栄町	47-2410	
陸上自衛隊美幌駐屯地	司 令	美幌町字田中	0152-73 -2114	
N T T 東日本株式会社一北海道北見支店	支 店 長	北見市中央町	21-2141	66-2045
北海道電力株式会社北見支店	支 店 長	北見市北8条 東1丁目	26-1114	
網走地方气象台	台 長	網走市台町	0152-43-43 48	
北見地区消防組合消防署訓子府支署	支 署 長	訓子府町元町	47-2419	
日本郵便株式会社訓子府郵便局	局 長	訓子府町元町	47-2160	
北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験 場	場 長	訓子府町字弥生	47-2146	
訓子府町建設業協会	会 長	訓子府町字穂波	47-3036	
J A きたみらい農業協同組合 訓子府地区事務所	運 営 委 員 長	訓子府町仲町	47-2151	
新世紀森林組合	組 合 長	置戸町字置戸	52-3536	
訓子府土地改良区	理 事 長	訓子府町東町	47-3165	
訓子府町商工会	会 長	訓子府町元町	47-2241	

## 第 2 節 災 害 通 信 計 画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うため、必要な通信施設の利用については、本計画の定めるところによる。

### 1 通信方法

災害時における通信方法は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備（災害時優先電話・携帯電話を含む。）や防災関係機関が設置した通信施設を使用して行うものとする。

なお、災害によりそれらの通信設備が利用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

#### (1) 電話による通信

非常扱いの通話	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話
緊急扱いの通話	非常通話を除くほか、公共の利益のための緊急を要する事項を内容とする手動接続通話

#### ア 非常・緊急通話の利用方法

ァ) 102 番（局番なし）をダイヤルし NTT オペレーターを呼び出す。

イ) NTT オペレーターが出たら

- ・「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる
- ・あらかじめ指定した登録番号と機関名を告げる
- ・通話先の電話番号を告げる
- ・通話内容を告げる

ウ) NTT オペレーターが一度切って待つよう案内する

エ) 呼び出された接続が完了したら、通話を開始する

#### (2) 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象関係相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関関係相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救護のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間

	防衛機関相互間 警察・防疫機関相互間
8 災害の予防又は援護に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救護、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（アの8項に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、(1)の機関との間
2 治安維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	(1) 新聞社、放送事業者又は通信社の関係相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（アの表本表1～4(2)に掲げるものを除く。）相互間

(3) 電報による通信

ア 非常扱いによる電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ 非常・緊急電報の利用方法

ア) 115番（局番なし）をダイヤルしNTTオペレーターを呼び出す

イ) NTTオペレーターがでたら

- ・ 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
- ・ 予め指定した登録番号と通話責任者名等を告げる。
- ・ 届け先、通信文等を申し出る。

エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア) 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ) 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱いの通話と同じ

## 2 公衆電気通信施設以外の通信

公衆電気通信設備以外の通信として関係機関の無線通信施設及び専用通信施設に利用を依頼するものとする。

関係機関の無線通信施設及び専用通信施設

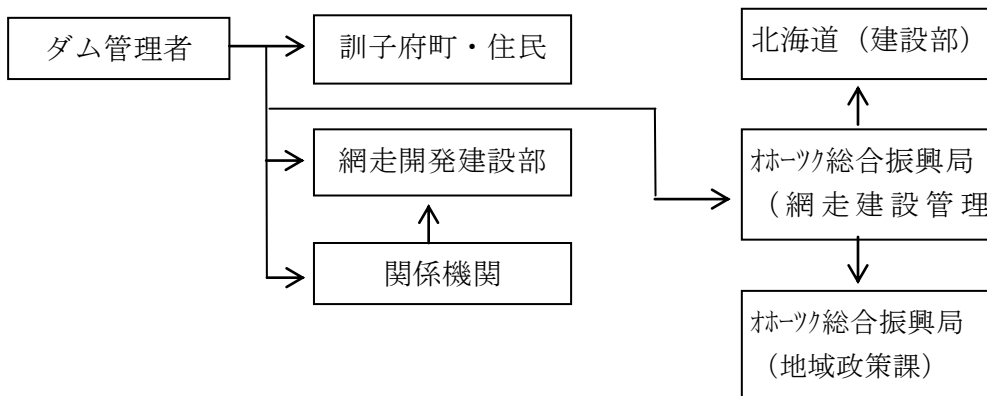
通信施設名	所轄機関名	通信範囲	備 考
訓子府町防災行政無線	訓子府町	訓子府町内	基地局 1 基 移動局 2 3 基
消防業務無線	北見地区消防組合 消防署訓子府支署	北見地区消防組合内	
警察電話	訓子府駐在所	警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。	
警察無線電話装置	訓子府駐在所	北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。	
北海道総合行政ネットワーク	訓子府町 北海道	北海道の本庁、総合振興局、出先機関並びに市町村等を経て行う。	

## 3 ダム操作情報

### (1) ダム操作情報

ダム管理者は、出水時又はダム操作により流水状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、放流等のダム操作を行うときは、次の系統図により必要事項を通報するとともに、サイレン、スピーカー等により付近住民への周知を図るものとする。

### (2) ダム操作情報系統図



(3) 水防上重要ダム操作通報先一覧

河川名	ダム名称	位置	管理者名	通報先	通報先に対する周知	住民に対する周知
常呂川	鹿ノ子	置戸町 字常元	北海道開発局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網走開発建設部</li> <li>・オホーツク総合振興局網走建設管理部</li> <li>・北見市</li> <li>・訓子府町</li> <li>・北見警察署</li> <li>・北見地区消防組合消防署訓子府支署</li> <li>・網走地方気象台</li> <li>・北見土地改良区</li> <li>・訓子府土地改良区</li> </ul>	加入電話 無線電話 専用電話	サイレン スピーカ ー 警報車

### 第 3 節 災害発生時の情報収集、報告及び伝達計画

災害時における情報の報告、収集及び伝達を迅速・的確に行うため、地区ごとの担当責任者、連絡先並びに被害報告及び要領については、本計画の定めるところによる。

#### 1 異常現象時における措置

##### (1) 発見者の通報（基本法第54条第1項、第2項）

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある異常現象（地すべり、がけ崩れ、土石流、山地災害、なだれ、火災、異常水位、堤防からの漏水、決壊等）を発見した者は、速やかに町役場、又は警察（駐在所含む）、若しくは消防支署に通報するものとする。

##### (2) 町長への通報（基本法第54条第3項）

町以外の機関が（1）の通報を受けたときは速やかにこれを確認し、町長に通報しなければならない。

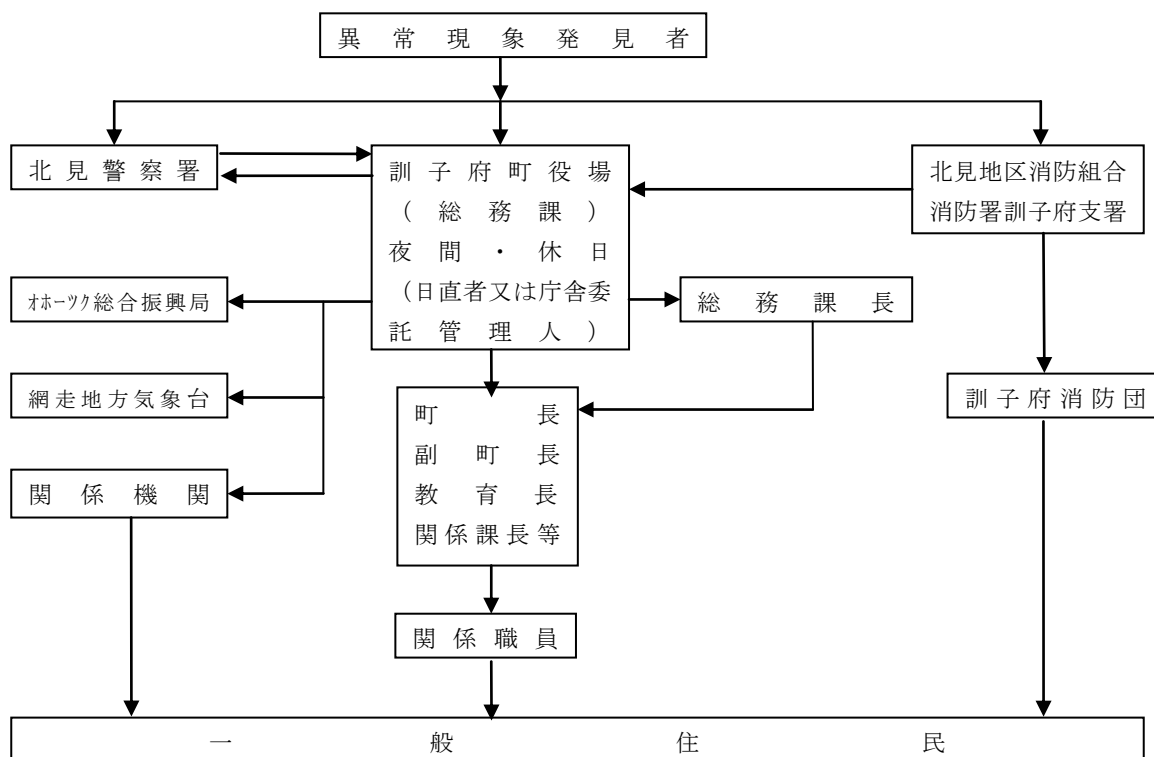
##### (3) 町長から関係機関の通報及び住民への周知（基本法第54条第4項）

町長は、（1）又は（2）の通報を受けた場合、その旨を必要と認める関係機関及び団体と住民に周知するものとする。

##### (4) 情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。

## 2 災害情報等連絡系統図

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町長が行う情報の収集及び連絡は、次のとおりとする。



## 3 災害情報等の調査報告

### (1) 被害情報等の調査

被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査・収集に当たっては、各対策部が原則として収集し、集計は総務対策部庶務班が担当し、常に災害状況を把握しておくものとする。

### (2) 災害情報等収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

#### [災害情報等報告取扱要領]

訓子府町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害状況等」という。）をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害状況等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等の要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で訓子府町が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害

## 2 報告の種類及び内容

### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

#### ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

#### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について、特に指示があった場合はその指示によること。

#### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

## 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

## 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

別表1

災 害 情 報			
報 告 日 時	月 日 時 現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 ( 職 ・ 氏 名 )		受 信 者 ( 職 ・ 氏 名 )	
発 生 場 所			
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因	



気象等の状況	雨量 河川水位 風速 その他	
交通・通信・水道等の状況	道路 鉄道 水道（飲料水） 電気 その他	
応急措置の状況	(1) 災害対策本部等の設置	(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置
	(2) 災害救助法の適用状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)
応急措置の状況	(3) 避難の状況	(地区名) (避難場所) (人員) (時期)
	(4) 自衛隊派遣要請の状況	
	(5) その他措置の状況	

	(6) 応急対策 出動人員	(ア)出動人員 市町村職員 消防職員 消防団員 その他(住民等) 計	(イ) 主な活動状況 名 名 名 名 名
		(今後の見通し等)	
そ の 他			

別表2

被害の状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分	災害の原因							
災害発生場所										
発信	機関名	訓子府町		受信	機関名					
	職氏名				職氏名					
信	発信日時	月 日 時 分	受信日時		月 日 時 分					
	項目	件数	被害金額(千円)	項目	件数	被害金額(千円)				
①人的被害	死者	人	個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道	河川	箇所			
	行方不明	人			道	海岸	箇所			
	重傷	人			工	砂防施設	箇所			
	軽傷	人			工	地すべり	箇所			
計	人		工		急傾斜地	箇所				
②住家被害	全壊	棟数	棟		事	道	道路	箇所		
		世帯数	世帯			橋梁	箇所			
		人員	人			小計	箇所			
	半壊	棟数	棟		木	市町村工	河川	箇所		
		世帯数	世帯				道路	箇所		
		人員	人	橋梁			箇所			
	一部破損	棟数	棟	害	小計	箇所				
		世帯数	世帯		港湾	箇所				
	床上水	棟数	棟		漁港	箇所				
		世帯数	世帯		下水道	箇所				
		人員	人		公園	箇所				
	床下水	棟数	棟		崖くずれ	箇所				
		世帯数	世帯		計	箇所				
		人員	人							
計	棟数	棟	⑥漁船		沈没流出	隻				
	世帯数	世帯			破損	隻				
家	全壊	公共建物	棟		計	隻				
					人員	人				
					漁港施設	箇所				
					共同利用施設	箇所				

半壊	その他	棟			計	その他施設	箇所				
	公共建物	棟				漁具(網)	件				
	その他	棟				水産製品	件				
	公共建物	棟				その他	件				
	その他	棟				計					
④ 農業被害	農地	田	流失	ha		⑦ 林業被害	町有林	林地	箇所		
			侵冠水	ha				治山施設	箇所		
		畑	流失	ha				林道	箇所		
			侵冠水	ha				林産物	箇所		
	農作物	田	ha		その他			箇所			
		畑	ha		小計		箇所				
	農業用施設	箇所			民有林		林地	箇所			
	共同利用施設	箇所					治山施設	箇所			
	営農施設	箇所					林道	箇所			
	畜産施設	箇所					林産物	箇所			
	その他	箇所				その他	箇所				
	計	箇所			小計	箇所					
	計	箇所			計	箇所					

項目			件数	被害金額(千円)	項目			件数	被害金額(千円)
⑧ 衛生施設	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害				
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
	掃尿処理	箇所		⑬ その他の被害総額	⑬ 鉄道不通	箇所			
	火葬場	箇所			鉄道施設	箇所			
計	箇所		被害船舶		隻				
⑨ 商工被害	商業	件			空港	箇所			
	工業	件			水道	戸			
	その他	件			電話	回線			
	計	件			電気	戸			
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所			ガス	戸			
	中学校	箇所			ブロック塀等	箇所			
	高校	箇所			都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所		計					
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数	団体			火災発	建物	件			
罹災世帯数	世帯		危険物		件				
罹災者数	人		その他		件				
消防職員出動延人数	人			消防団員出動延人数	人				

補足資料（※別葉で報告）

○災害発生場所

○災害発生年月日

○災害の種類概況

○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）⇒個人情報につき取り扱い注意

○応急対策の状況

- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況ほか

○災害対策本部の設置状況（市町村名、名称、設置日時、廃止日時）

○災害救助法適用の有無

別表 3

## 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。</p> <p>(1) 当該災害により負傷した後に死亡した者は、当該災害による死亡者とする</p> <p>(2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ）</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者。</p> <p>(1) 死者の欄の(2)(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は、医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヵ月以上に及ぶ者を重傷者とする</p> <p>(2) 死者の欄の(2)(3)を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のために負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養が1か月未満である者を軽傷者とする</p> <p>(2) 死者の欄の(2)(3)を参照</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わずすべてを住家とする</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>同一家族内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に現損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない</p>
一部破損	<p>全壊、半壊、床下浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部</p>	

		が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない
被害区分		判 断 基 準
③ 住家被害	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない
④ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物という。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう (3)土蔵、物置等とは、生活の主体をなす住家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う (4)被害額の算出は、住家に準ずる
⑤ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう (2)埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう (4)被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は参入しない
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(2時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう (2)倒伏とは風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう (3)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路・橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
	⑤ 土木被害	河川
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要

		とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の護岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	港湾	港湾法第2条第5項の規定に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公園	都市公園法施行令第5条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽。けがき）を除く）で、都市公園法第2条11項に規程する都市公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他の施設	上記以外の施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。
	遊具（網）	定置網、刺網、延籠、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他の施設（飯場、作業路を含む）等をいう。
⑧ 生被衛	水道	水道のための取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。

	一般廃棄物 処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 被害 商工	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩	公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪	社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫	社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 （漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石垣の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。



## 第4章 災害予防計画

## 第 4 章 災 害 予 防 計 画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に必要な施設の整備及び訓練など、災害予防責任者の行うべき事項を定めることを目的とした災害予防計画は、本章の定めるところによる。

### 第 1 節 風 水 害 予 防 計 画

風水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次に定めるところによる。

#### 1 現 況

本町の主要河川は、常呂川水系常呂川本流並びに支流である訓子府川、オロムシ川、シルコマベツ川、ポンケトナイ川、ケトナイ川、オシマ川、紅葉川、山林川、熊野川で、特に水防上警戒を要する重要水防箇所が16箇所となっている。(資料編)

#### 2 予防対策

町は、洪水等による災害を防ぎよ、又は被害の軽減を図るとともに、河川改修等の治水事業の推進、小河川の河道の障害物除去や、下水路・排水路の清掃を行い、河川監視を随時行い、流水機能維持に努めるものとする。また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川管理に万全を期するものとする。

なお、風害対策として町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するとともに、家屋その他建築物の倒壊等を防止するため、施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

##### (1) 気象予報、警報並びに情報等の処理

町は、常に気象の状況に注意し、河川水位が氾濫注意水位を超過、又は超過するそれがある場合は、第3章1節「気象情報等伝達計画」に基づき関係機関に通報するとともに、広報車等で住民に伝達する。

##### (2) 巡視及び警戒

暴風警報、大雨警報、洪水警報が発令された場合には、関係機関の協力により重要水防箇所及び洪水等の危険が予想される地域を巡視し、警戒に当たるものとする。

##### (3) 雨量・水位観測

町内の雨量・水位の観測所は次のとおりであるが、近隣の観測所の値を参考とする。また、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、網走開発建設部北見河川事務所及びオホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所と連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。

## 雨量・水位観測所

(m)

所轄区分	観測所名	種別	水系名	河川名	所在地
網走開発建設部	置戸	水位	常呂川	常呂川	置戸町字置戸 258 (置戸小学校北 200m)
	置戸	雨量	常呂川	常呂川	置戸町字置戸 258 (置戸小学校北 200m)
網走地方気象台	境野(気象)	雨量	常呂川	常呂川	置戸町豊住

## 水位観測所基準水位一覧表

(m)

観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
置戸	212.60	212.90	213.10	213.30	214.17

## (4) 水防信号

水防法第20条の規定により、北海道知事の定める水防に用いる信号は次のとおりとする。

方法 / 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	○休止○休止 ○休止	5秒—15秒○— 休み 5秒—15秒○— 休み 5秒—15秒○— 休み	はん濫注意水位(警戒水位)に達したときに発する信号
出動第1号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5秒—6秒○— 休み 5秒—6秒○— 休み 5秒—6秒○— 休み	水防管理団体及び消防機関に属する全員出動信号
出動第2号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒—5秒○— 休み 10秒—5秒○— 休み 10秒—5秒○— 休み	水防管理団体の区域に居住する者の出動信号
危険信号 (避難立退き)	乱打	1分—5秒○— 休止 1分—5秒○— 休止 1分—5秒○— 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

備考1 信号は適宜の時間継続すること。

- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

## 3 水防資機材

水防資機材の整備については、水防法に基づき作成した訓子府町水防計画の定めるところによる。

## 4 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した訓子府町水防計画の定めるところによる。

## 5 常呂川洪水ハザードマップ

### (1) 基本的事項

#### ア 浸水想定区域

浸水想定区域は、現状の河道状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨であるおおむね50年に1度程度起こる大雨（常呂川流域の24時間総雨量170.9ミリ）が降ったことにより常呂川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

#### イ 洪水予報区間

浸水想定区域に係る洪水予報区間は、次のとおりである

常呂川水系常呂川 実施区間 左岸 右岸

#### ウ 洪水ハザードマップ

北海道開発局網走開発建設部で策定した浸水想定区域図を基に浸水想定区域における浸水、がけ崩れ等危険箇所、土石流危険渓流、重要水防区域、避難所等の情報を示したものが、洪水ハザードマップである。

### (2) 洪水予報等の伝達方法

洪水想定区域に関する洪水予報の伝達方法は、第3章1節「気象情報等伝達計画」に定める指定河川洪水予報の伝達システムによるものとする。

### (3) 避難所

ここでは、第5章第4節「避難計画」に定めた地域ごとの避難所とは異なり、地域の浸水と避難者数に応じて次のように避難所を定めるものとする。

浸水想定区域の避難所（洪水ハザードマップ）

避 難 所	所 在 地	対 象 地 区	収 容 人 数
訓子府町公民館	東 町	旭町・東町・穂波の一部	500人
日ノ出地区ふれあいセンター	日 出	日出・穂波の一部	100人
実郷会館	実 郷	実郷・大谷の一部	30人
豊坂公民館	豊 坂	清住の一部	30人
弥生公民館	弥 生	弥生、福野の一部	30人
柏丘公館	柏 丘	穂波の一部・弥生の一部・福野	50人

(4) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報の伝達時は浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に防災上の配慮を要する者が利用する次の施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導を実施する。

なお、伝達方法は第3章第1節「気象予報、警報並びに情報等計画」に定める指定河川洪水予報の伝達システムによるものとする。

区 分	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
児童福祉施設	訓子府町子育て支援センター	旭 町	47-3039	
老人福祉施設	静寿園特別養護老人ホーム	字穂波 69-57	47-4551	

## 第 2 節 雪 害 予 防 計 画

異常降雪時において、迅速的確な除雪を実施し、交通の確保を図ることを目的とした雪害予防計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 基本的事項

異常降雪により雪害の発生が予想される場合の体制、窓口は、第 2 章第 2 節「災害対策本部の組織図」に定めるところにより災害対策本部を設置し対策に当たる。

### 2 予防対策

(1) 除雪路線は、次の区分により実施分担する。

ア 道道路線の除雪は、オホーツク総合振興局網走建設管理部が行う。

イ 町道路線の除雪は、町が行う。

(2) 町道の交通確保

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、町の除排雪計画に基づいて、主要幹線より順次除排雪を実施するものとする。

ア 路線の緊急順位

ア) 1 級路線：市街地道路、郊外主要幹線道路、通学路線、スクールバス路線、集乳路線

イ) 2 級路線：郊外幹線道路、連絡道路

ウ) その他路線：その他の路線

イ 除雪機械の数量

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

種 別	数 量 ( 台 )		種 別	数 量 ( 台 )	
	町 有	委 託		町 有	委 託
ショベルローダー	2 台	7 台	ロータリー除雪車	2 台	
グレーダー	1 台		小計	8 台	8 台
ダンプトラック	3 台	1 台	合計	16 台	

ウ 除雪状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

町道延長 260.4km 除雪延長 192.7km

歩道延長 32.9km 除雪延長 18.8km

(3) 積雪時における消防対策

雪害時における消防対策は、本章第 6 節「消防計画」に定めるところによる。

(4) 避難救出措置等

雪害の発生により応急対策を実施する場合は、北海道と緊密な連絡をとり、町地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(5) 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、迅速な電話回線障害の復旧を図るため、東日本電信電話株式会社が施設の改善、応急対策を行うものとする。

(6) 電力施設の雪害対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)北見支店は関連事業所と連絡を取り、冠雪、着氷雪対策を確立、必要に応じて巡視等を行うものとする。

(7) 屋根雪による事故防止

雪おろし中の転落防止や屋根雪の落下等による人心事故を防ぐため、広報等により住民へ周知を図る。

(8) 雪捨て場

ア 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路法面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう十分に配慮するものとする。

イ 河川等を利用して雪捨て場を設置する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力確保に努め、溢水災害等の発生に十分配慮するものとする。

(9) 孤立予想地区の雪害対策

異常降雪時における孤立地域の食糧対策、急患医療等対策は、除雪機械の有効な活用を図り、これに当るものとする。

3 暴風雪等積雪寒冷対策の推進

(1) 避難所等の防寒対策の推進

積雪や低温など冬季における本町の厳しい自然条件を踏まえ、町が設置する避難所等における防寒対策として、毛布、発電機、ストーブ等の暖房器具など冬季避難所用備蓄品の促進を図る。

(2) 帰宅困難者支援の推進

大規模災害や暴風雪時などにおける帰宅困難者対策や一時避難のため、町内事業者や住民等への周知・防災意識の啓発を行う。

## 第 3 節 融 雪 災 害 予 防 計 画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪時においては、関係機関の積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する注意報、警報並びに情報等を的確に把握するとともに降雨及び気温の上昇状況等に留意し、融雪による災害の予測に努めるものとする。

### 2 融雪出水対策

融雪出水期における警戒地域を調査するとともに、事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとする。

### 3 なだれ予防対策

道路管理者は、なだれ発生予想箇所に危険を周知させるための標識を設置し、随時当該区域のパトロールを行うものとする。また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関と連携を保ち迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

### 4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじん芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため融雪出水前に道路側溝内の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

## 第4節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次に定めるところによる。

### 1 現況

本町における土砂災害の危険箇所は、次のとおりである。

- ・地すべり、がけ崩れ等危険区域 16箇所（別表1）
- ・崩壊土砂流失危険地区 54箇所（別表2）
- ・山腹崩壊危険地区 25箇所（別表3）
- ・地すべり危険地区 1箇所（別表4）
- ・土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所） 3箇所（別表5）
- ・土砂災害危険箇所（土石流危険溪流） 10箇所（〃）

### 2 予防対策

#### (1) 地すべり等予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、一たび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害につながるおそれがある。

町及び防災関係機関は、地すべり防止工事及び治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、地すべり防止区域等を住民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに通報し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難）などの周知・啓発を図る。

#### (2) 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、一たび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害につながるおそれがある。

町及び防災関係機関は、急傾斜地崩落防止工事及び治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区を住民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに通報し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知啓発を図る。

#### (3) 土石流予防計画

町及び防災関係機関は、土石流危険溪流及び崩落土砂流出危険区域に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土石流危険溪流を住民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、危険区域の住民に対し、河川の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに通報し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難）などの周知啓発を図る。

#### (4) 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

##### ア 土砂災害警戒情報の提供

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うことや住民の自主避難の判断等の参考となるよう、オホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が共



同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。

なお、土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判断し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩落とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩落、山体の崩落、地すべり等については、発表対象としていない。

イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準は、それぞれ次のいずれかに該当する場合にオホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が協議して行う。

ア) 発表基準

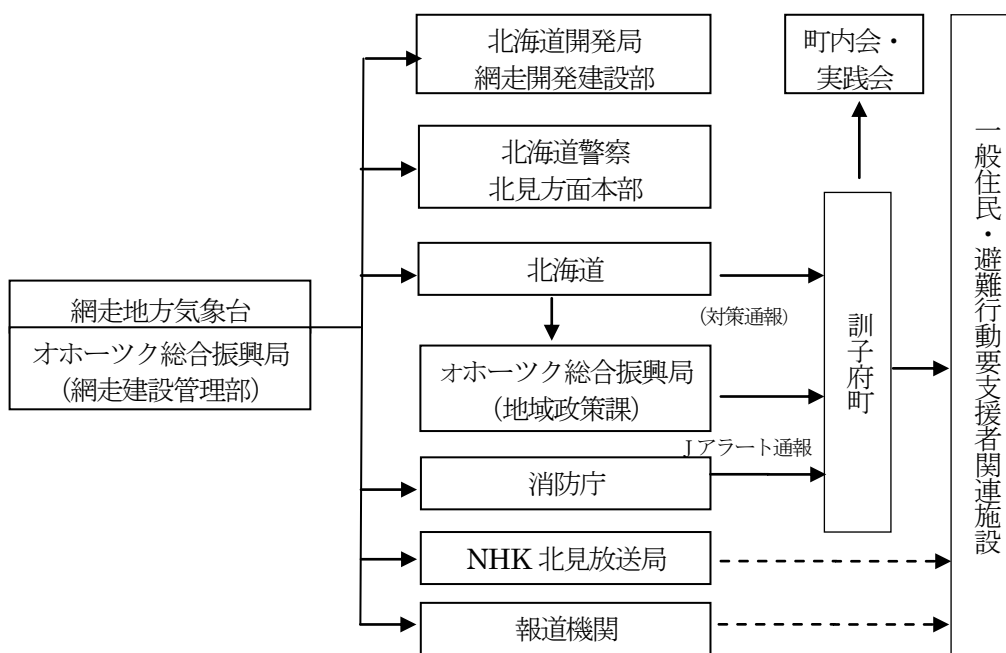
- ・大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

イ) 解除基準

- ・降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合
- ・無降雨状態が長時間続いている場合

ウ 土砂災害警戒情報の伝達

町は土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民、自治会及び関係機関に伝達する。



エ 避難勧告等発令基準

区分	発令基準
避難準備（避難行動要支援者避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（斜面の湧水、濁り水等）を発見したとき</li> <li>・「大雨警報（土砂災害）」が発表されたとき</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（斜面のはらみだし、きれつの発生）を発見したとき</li> <li>・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で土砂災害が発生したとき</li> <li>・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（地鳴り、流木の流出、溪流付近の斜面崩落を）を発見したとき</li> </ul>

避難勧告等の発令に当たっては、訓子府町避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）を基本と

し、土砂災害警戒情報等の気象状況、住民の通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

オ 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

町は、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された場合は、当該区域ごとに次の事項について定める。

ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制

イ) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制さらに町は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の作成・配布等必要な措置に努める。

別表1

地すべり・がけ崩れ等危険区域

(平成27年4月1日)

図面番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況				整備計画	
	区域名	場所	災害の要因	危険区域面積 (ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	実施機関	概要
①	駒里	町有林	崖崩れ	0.6			町道							
②	弥生	道有林	〃	0.8			町道							
③	弥生	52-15	〃	0.2			町道						町	岩盤斜面等緊急対策
④	西富	218-1	〃	0.4				小河川					振興局	治山事業実施 II-7-110
⑤	清住	204-1	〃	1.8				用水路					〃	治山事業検討中
⑥	開盛	266-3	〃	0.1			町道							
⑦	緑丘	23-2	〃	1.3				農地					振興局	治山事業検討中
⑧	緑丘	89-2	〃	4.2			農道	農地					〃	治山事業検討中
⑨	大谷	ポンオロムシ沢	〃	10.0			道道						森林室	治山事業実施
⑩	大谷	オロムシ沢	〃	10.0			道道						建管	計画実施中
⑪	緑丘	シルコマナイ沢	〃	5.0			林道						〃	計画検討中

⑫	開盛	37の沢	〃	1.0			道道					〃	計画検討中
⑬	開盛	33の沢	〃	1.0			道道					〃	計画検討中
⑭		30の沢	地滑り	5.0			道道					〃	計画検討中
⑮	穂波		〃	0.2			用水路					町	Ⅱ-7-109 (土砂災)
⑯	高園		〃	0.3	1		用水路					町	Ⅱ-7-87

別表2

崩壊土砂流出危険地区

(平成27年4月1日)

図面番号	危険区域の現況				予想される被害				備考	
	区域名	場所	災害の要因	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他		
崩 001	大谷	102-1	土砂流出	6.1	5		町道			
崩 002	大谷	125-1	〃	4.1	3		道道			
崩 003	駒里	296-9	〃	5.5	1		町道			Ⅱ72-0760 (土砂災)
崩 004	駒里	296-9	〃	5.5	1		町道			
崩 005	西富	235-4	〃	4.3			町道			
崩 006	駒里	303-4	〃	7.9			町道			
崩 007	駒里	243-1	〃	9.9			町道			Ⅱ72-0770
崩 008	駒里	211-3	〃	5.9			町道			
崩 009	北栄	5-5	〃	31.0			町道			
崩 010	豊坂	273-5	〃	3.9			町道			
崩 011	豊坂	56	〃	11.0			町道			
崩 012	清住	144	〃	5.4			町道			
崩 014	福野	303-4	〃	5.1			道道			
崩 017	常盤	9-3	〃	5.5			町道			
崩 018	常盤	20-17	〃	5.4			町道			
崩 019	常盤	23-59	〃	11.0			町道			
崩 020	緑丘	312-1	〃	3.1			町道			
崩 021	緑丘	322	〃	3.1			町道			
崩 022	緑丘	326-1	〃	3.1			町道			
崩 023	緑丘	343-2	〃	3.7			町道			
崩 024	緑丘	347-1	〃	4.4			町道			
崩 025	協成	352-2	〃	7.3			町道			

崩 026	協成	354-4	〃	10.1			町道			
崩 027	大谷	182-1	〃	4.4			町道			
崩 028	大谷	224-3	〃	5.7			道道			
崩 029	大谷	239	〃	3.9			道道			
崩 030	大谷	258-5	〃	9.6			町道			
崩 031	西富	280	〃	4.8			町道			
崩 032	豊坂	274-1	〃	7.8			町道			II 72-0460
崩 033	開盛	165-1	〃	6.5			町道			
崩 034	大谷	43-2	〃	11.5			町道			
崩 035	道有林	道有林	〃	3.2			道道			
崩 036	道有林	道有林	〃	6.6			林道			
崩 037	道有林	道有林	〃	4.9			林道			
崩 038	道有林	道有林	〃	25.8			林道			
崩 039	道有林	道有林	〃	11.7			林道			
崩 040	道有林	道有林	〃	19.2			林道			
崩 041	道有林	道有林	〃	30.2			町道			
崩 042	道有林	道有林	〃	2.0			道道			
崩 043	道有林	道有林	〃	38.8			道道			
崩 044	道有林	道有林	〃	20.0			道道			
崩 045	道有林	道有林	〃	22.2			道道			
崩 046	道有林	道有林	〃	17.5			道道			
崩 047	道有林	道有林	〃	21.5			道道			
崩 048	協成	225-3	〃	6.2			町道			
崩 049	協成	130-1	〃	6.8			町道			
崩 050	道有林	道有林	〃	31.2			林道			
崩 051	実郷		〃				水道管			
崩 052	実郷		〃							治山事業実施
崩 053	豊坂		〃							
崩 054	開盛		〃				水源地			

別表3

## 山 腹 崩 壊 危 険 地 区

(平成27年4月1日)

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害				整備計画	
	区域名	場 所	災 害 の 要 因	危険区 域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施 機関	概 要
山 001	西富	240	山腹 崩壊	5.8			町道			
山 002	弥生	80-1	〃	5.6			町道			
山 003	西富	184-3	〃	7.3			町道			
山 004	緑丘	90	〃	3.4			町道			
山 005	高園	11	〃	2.1			町道			
山 006	高園	3-1	〃	2.0			町道			
山 007	西富	28	〃	5.4			町道			
山 008	道有林	道有林	〃	1.5			道道			
山 009	道有林	道有林	〃	1.5			道道			
山 010	弥生	54-8	〃	5.2			町道			
山 011	弥生	54-4	〃	4.4			町道			別表1②
山 012	駒里	54-3	〃	4.0			町道			別表1②
山 013	道有林	道有林	〃	3.1			道道			
山 014	道有林	道有林	〃	3.3			道道			
山 015	道有林	道有林	〃	3.3			道道			
山 016	道有林	道有林	〃	8.6			道道			
山 017	道有林	道有林	〃	5.8			道道			
山 018	道有林	道有林	〃	5.8			道道			
山 019	道有林	道有林	〃	4.0			道道			
山 020	道有林	道有林	〃	2.5			道道			
山 021	道有林	道有林	〃	3.0			道道			
山 022	道有林	道有林	〃	6.1			道道			
山 023	道有林	道有林	〃	6.8			道道			
山 024	道有林	道有林	〃	7.0			道道			
山 025	高園	21-2	〃	1.7			町道			

別表4

## 地 す べ り 危 険 地 区

(平成27年4月1日)

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害				整備計画	
	区域名	場 所	災 害 の 要 因	危険区 域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施 機関	概 要
地 001	道有森	道有森	地す べり	7.6			町道			

別表5

## 土 砂 災 害 危 険 箇 所

(平成27年4月1日)

## 急傾斜地崩壊危険箇所

図面番号	危険区域の現況				予想される被害				整備計画	
	区域名	箇所名	災 害 の 要 因	危険区 域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施 機関	概 要
急 001	高園	訓子府高園	急傾斜地崩壊	0.2		1	町道			
急 002	穂波	訓子府穂波	〃	0.4	4		町道			
急 003	西富	訓子府西富	〃	0.4	1					

## 土石流危険溪流

図面番号	危険区域の現況				予想される被害				整備計画	
	区域名	箇所名	災 害 の 要 因	危険区 域面積 (ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施 機関	概 要
土 001	大谷	鉾山の沢	土石流	0.4			町道			
土 002	大谷	沢道の沢	〃	0.9	1		道道 町道			
土 003	大谷	大谷の沢	〃	2.6	2		〃			
土 004	緑丘	緑丘沢	〃	3.2	2		町道			
土 005	開盛	ポンケトナイ2の沢	〃	3.1	1		道道 町道			
土 006	清住	豊坂の沢	〃	1.7			町道			
土 007	駒里	熊の川左1の沢	〃	2.3	1		町道			
土 008	駒里	駒里の沢	〃	1.8	1		町道			
土 009	駒里	牧場向かいの沢	〃	1.9	1		町道			
土 010	福野	藻岩2の沢	〃	1.6	1		道道 町道			

## 第 5 節 水 防 計 画

水害の発生を未然に防止し、またその被害を軽減するために必要な計画は次のとおりとする。

### 1 水防計画

水防に関する計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づき作成した訓子府町水防計画(別冊)の定めるところによる。

## 第 6 節 消 防 計 画

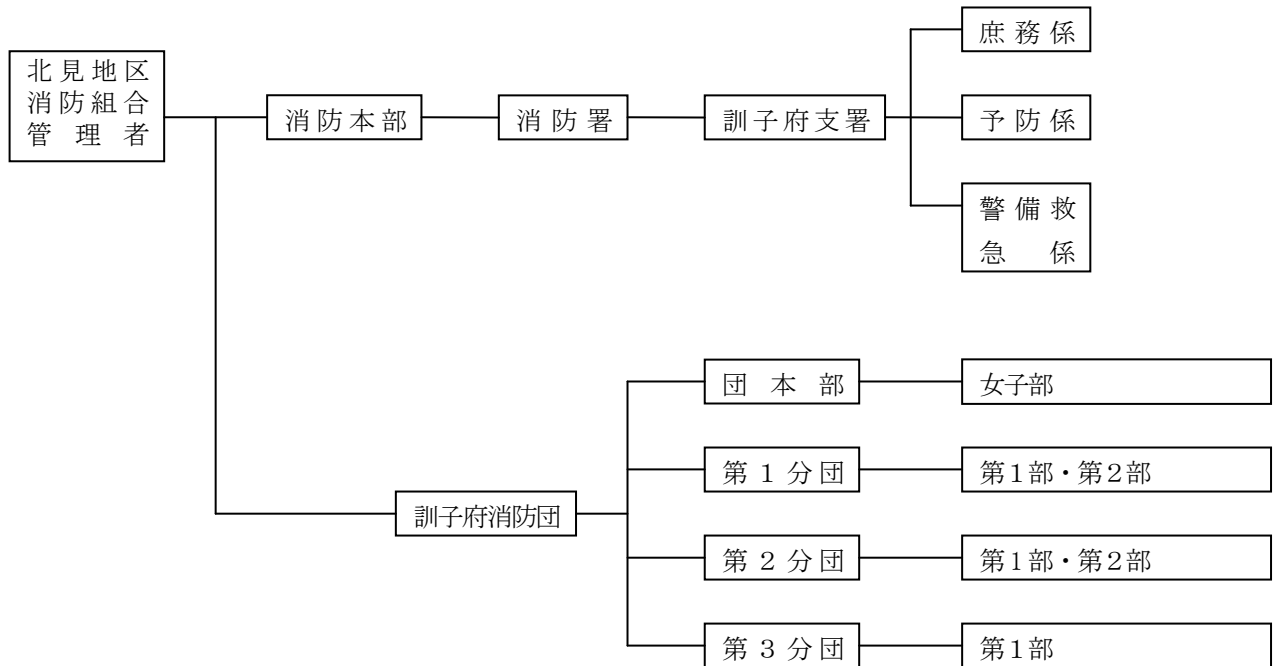
火災等による災害を未然に防止することにより、町民の人命、身体及び財産を守るため、消防体制を強化し、科学的な予防施策を進めるとともに、暴風、異常乾燥、地震等による大規模な火災や爆発等の災害に際し、消防機関が十分にその機能を発揮させることを目的とした消防計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 消防組織

#### (1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための消防組織は、北見地区消防組合消防本部規則、北見地区消防組合消防組織規程、北見地区消防組合消防団条例の定めるところによる。

消防の組織は、次のとおりとする。



(2) 非常災害時の組織機構

非常災害時に、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、北見地区消防組合警防規程（以下「警防規程」という。）の定めるところによる。

(3) 非常災害時の定義

非常災害時とは、原則として消防職員及び団員を招集し、又は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を求めなければならないような災害で、次に掲げる場合をいう。

- ア 風水害等により災害が発生し、又はそのおそれが大きいとき。
- イ 地震等により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき、又は火災が発生したとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。
- エ 風水害等により指揮本部長が必要と認められたとき。

2 消防力等の整備計画

この計画は、訓子府町の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針及び消防水利の基準(昭和40年消防庁告示第1号)等に準拠して予想される災害の規模、様態等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画であり、第5次訓子府町総合計画に基づき実施するものとする。

(1) 現有人員と消防自動車等 (平成27年4月1日)

区分	団員数・職員数	消防自動車等																	
		自動車	防ポンプ	水槽付消	プ自動車	消防ポン	ポンプ	小型動力	水槽車	ポンプ付	小型動力	救急車	指揮車	広報車	輸送車	人員	機材車	消防車	ミニ
消防支署	14	1						1			1	1							
消防団	105	2	0		1			1					1	1	1	1	1	1	1
計	119	3	0		1			2			1	1	1	1	1	1	1	1	1

(2) 消防水利

	防火水槽		消化栓		防火井戸		河川	池沼
	公設	私設	公設	私設	公設	私設		
(訓)市街地区	4	3			9		1	
日出地域	4				1			
農試地域	1							
その他の地域	1				6			
計	4	9			16		1	

3 火災予防

火災予防を強化するため、予防査察、火災予防運動を推進するとともに防火思想の普及促進に努める。

(1) 防火査察

- ア 定期査察 年5回
- イ 臨時査察 強風時、乾燥期に警戒巡視と兼ねて行う
- ウ 特別査察 随時実施する
- エ 学校査察 年2回各学校から提出される消防計画により、避難訓練、水利調査を兼ねて全般に行う



- オ 防火対象物 年3回
- カ 危険物を対象とする査察 年2回

(2) 火災予防運動

年2回火災予防運動を実施し、各事業所等に対し防火に関する研修会や消防訓練の指導並びに防火チラシ・ポスター等の資料を配布して、防火思想の普及に努める。

(3) 建設物等火災予防計画

火災あるいは地震等の災害から建築物を防御するため、防火建築の促進を図る。このため本町では、家屋の密集する地域に対し昭和38年5月、建築基準法第22条の規定に係る防火区域の指定を受け、建築施行業者に対し法の定めに従い技術的な指導を行うとともに、必要な措置を講じ防火建築物の推進に努めるものとする。

(4) 予防広報

- ア 広報車による啓発
- イ 広報「くんねっぷ」による啓発
- ウ 防火思想の普及及び映画と講演会
- エ 「防災」発行（5月、9月、1月）

#### 4 警 報

(1) 火災警報の発令条件

北見地区消防組合管理者は、消防法第22条第2項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令することができる。

ア 実効湿度66%以下であって、かつ最低湿度40%以下となり、最大風速14m/sを超える見込みのとき

(2) 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知の方法は、北見地区消防組合予防計画に基づき行うものとする。

(3) 解除

北見地区消防組合管理者は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

#### 5 火災警防

火災等の警戒及び鎮圧するため、おおむね次の警防活動を行う。

(1) 消防職員及び消防団の招集

火災の規模に応じ、消防職員及び消防団員を招集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。また、火災等の出動区は、警防規程に基づき第1出動から第3出動までの区分により出動するものとする。

(2) 救助及び救急活動

警防規程の定めるところにより、火災事故等による要救助者の救出及び負傷者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するものとする。

(3) 避難誘導

住民及び被災者等の避難誘導は警防規程に基づくものとする。

(4) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努める。

## 6 相互応援計画

消防力の効率的運用を図り、災害の拡大防止を図るため、北海道広域消防応援協定により、相互間の連携を密にし、防災活動を行う。なお、消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

## 7 教育訓練

消防職員、消防団員がいつでも消防活動を迅速的確にできるようにするため、警防規程に基づき訓練を実施する。

# 第 7 節 防 災 訓 練 計 画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術上の向上並びに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は、本計画で定める。

### 1 訓練の種別

災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 非常招集訓練
- (5) 災害通信訓練
- (6) 防災気象予警報伝達訓練
- (7) 総合訓練

### 2 地域との連携

訓練は、自治会、自主防災組織、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民と連携し実施するものとする。

# 第 8 節 防 災 思 想 普 及 計 画

災害対策のための諸活動を円滑に行い、かつ防災の成果を上げることを目的として、防災関係者及び一般住民に対し行う災害予防、応急対策等の防災組織の普及に関する防災思想普及及び計画については、本計画に定めるところによる。

### 1 普及の方法及び時期

防災組織の普及は、次の方法によって行い、時期は水防月間、防災の日など適宜効果的に行うものとする。

- (1) 各種防災訓練への参加
- (2) ラジオ・テレビ放送、新聞掲載
- (3) 広報誌、リーフレット等の配布
- (4) 広報車の巡回
- (5) 講演会等の開催その他

## 2 普及を要する事項

- (1) 町防災計画概要
- (2) 主要災害の概要
- (3) 気象知識
- (4) 防災の心得
  - ア 台風襲来及び地震等の発生時の措置
  - イ 避難時の措置（避難所、携帯品等）
  - ウ り災後の応急措置のその他
- (5) 災害予防の心得及びその他必要な事項

## 第 9 節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生時の被害防止及びその被害を最小限に止めるため、既存の町内会・実践会等の組織を生かした自主防災組織の育成に関しては、本計画の定めるところによる。

### 1 組織化育成の要件

自主防災組織は、最も効果的な防災活動を行えるよう地域の実情によって、次の要件を考慮し設定する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 地域住民の連帯感に基づき、地域の防災活動を効果的に行えること。
- (2) 住民の日常生活において、基礎的な地域としての一体性を有すること。
- (3) 地域住民の隣保精神に基づいて設置されている、町内会・実践会組織などを単位とする組織を対象とする。

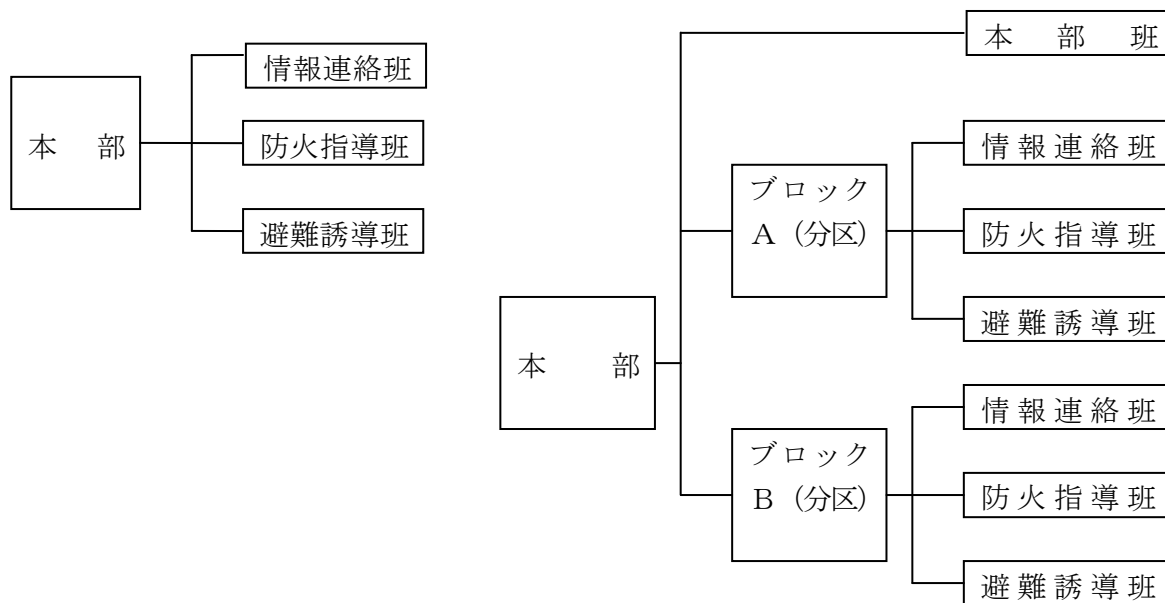
### 2 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うため、組織内の役割分担を明確にすることと併せて、規模の大小、地域の実情に応じた編成を図る。

- (1) 最も基本的な組織編成として、次のような班編成の普及を図る。
  - ア 情報連絡班 災害情報の収集伝達
  - イ 防火指導班 出火防止と消火器による初期消火
  - ウ 避難誘導班 地域住民の掌握と避難誘導

(2) 組織の編成形態として、次のような形態の普及を図る。

[例1] 1町内会・1実践会ブロック（小規模の場合） [例2] 1町内会・1実践会2ブロック以上（大規模の場合）



### 3 組織の活動

自主防災組織の活動に当たっては、次の事項に則した活動の促進を図る。

#### (1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 地域、家庭の安全点検
- ウ 消火器等防災用資機材の点検整理
- エ 防災訓練

#### (2) 災害時の活動

- ア 災害情報の収集伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 住民の避難誘導

### 4 自主防災組織の育成指導

町長（総務対策部）は、防災思想の普及とともに自主防災組織の普及啓発のため、地域住民等への働きかけを行い、組織化及び組織の育成指導を図る。

## 第 10 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）の安全確保等に関する計画は、次のとおりとする。

### 1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設

等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

## 2 町の対策

### (1) 全体計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、本節に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

### (2) 要配慮者の把握

福祉担当部局は関係部局の連携のもと、要配慮者について、あらかじめその情報を整理、把握しておく。また、難病患者に関わる情報等、町で把握していない情報について必要がある場合は、道に対して、情報提供を求めるものとする。なお、把握に当たっては、要配慮者のプライバシーには十分配慮するものとする。

### (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、消防団、警察、町内会及び避難所の管理責任者（以下、避難支援等関係者という。）に対し名簿情報を提供する。提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援を実施するものとする。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

◎避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

- ア 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- イ 障害支援区分4以上の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳1級・2級・3級の交付を受けている者
- エ 療育手帳A判定の交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- カ 上記以外で、現に避難支援等が必要とされる者

◎名簿記載事項

- ①氏名
- ②性別
- ③生年月日（年齢）
- ④住所
- ⑤連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由、また、その等級や様態

### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、以下の必要な措置を講ずるよう努める。

ア 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

- ウ 施錠可能な場所へ名簿の保管を行うように指導すること。
- エ 名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- オ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導すること。
- カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。

(5) 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、災害発生時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及、啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

(8) 避難行動要支援者の避難支援及び避難支援等関係者の確保

避難行動要支援者の避難の支援に携わる者を、防災関係機関及び福祉関係機関や平常時から避難行動要支援者と接している町内会・実践会と協力し確保するものとする。避難支援等関係者の範囲は次のとおりとする。

- ア 町関係課
- イ 町内会・実践会
- ウ 民生委員児童委員
- エ 消防団
- オ 社会福祉協議会
- カ 福祉事業者

(9) 避難支援等関係者の対応と安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。避難支援等関係者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提で、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

## 第 11 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において、町民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

### 1 食料等の確保

- (1) 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達

体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

- (2) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、2～3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。

## 2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具等の整備に努める。

## 3 備蓄倉庫の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

## 第5章 災害応急対策計画



## 第5章 災害応急対策計画

災害に際して、町長がその機能を有効適切に発揮して、住民の安全と被災者の確保を図ることを目的とした災害応急対策計画は、本章の定めるところによる。

### 第1節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防支署長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、又、町長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

#### 1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- |                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| ア 道知事                              | (基本法第70条)       |
| イ 警察官等                             | (基本法第63条第2項)    |
| ウ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長             | (基本法第77条)       |
| エ 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長             | (基本法第80条)       |
| オ 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | (基本法第62条)       |
| カ 水防管理者、消防機関の長等                    | (水防法第17条及び第21条) |
| キ 消防長又は消防署長等                       | (消防法第29条)       |

#### 2 町の実施する応急措置

##### (1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

##### (2) 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき措置を取らなければならない。

##### ア 工作物及び物件の占有に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を訓子府町公告式条例（昭和25年条例第9号）（以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

##### ア) 名称又は種類

- イ) 形状及び数量
- ロ) 所在した場所

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 他の市町村長に対する応援の要請等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生したとき、本町のみでは十分な応急措置を実施できない場合は「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

イ 応援の種類

- ア) 食料、飲料水及び生活必需品物資及びこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- イ) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ウ) 災害応急活動に必要な車両等のあっせん
- エ) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- オ) 被災者の一時収容のための施設の提供あっせん
- カ) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

ウ 応援の要請の手続き

町長は次に掲げる事項を明らかにして、道を経由して要請する。

- ア) 被害の種類及び状況
- イ) イのア)イ)に掲げるものの品名、数量等
- ウ) イのウ)に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- エ) イのエ)に掲げる職員の職種別人員
- オ) 応援場所及び応援場所への経路
- カ) 応援の期間
- キ) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

エ 応援の経費の負担

応援に要した経費は、本町が負担する。

オ 他の市町村への応援

- ア) 他の市町村への応援に従事する者は、応急措置の実施にあたり当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
- イ) 他の市町村への応援に従事する者は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

(4) 北海道知事に対する応援の要請等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(5) 住民等に対する緊急従事指示等

- ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 (基本法第 65 条)
- イ 町長及び消防支署長は水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。 (水防法第 24 条)
- ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。 (消防法第 29 条第 5 項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第 35 条の 10 第 1 項)

オ 町長等は、前各号の応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行う。

### 3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

#### (1) 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助法第 30 条に基づき災害救助法施行細則（昭和 31 年北海道規則第 142 号）により委任された職務については町長が行う。

#### (2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

##### ア 救助の種類

- ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ) 医療及び助産
- オ) 被災者の救出
- カ) 被災を受けた住宅の応急修理
- キ) 生業に必要な資金、器具又は飼料の給与又は貸与
- ク) 学用品の給与
- ケ) 埋 葬
- コ) 死体の捜索及び死体の処理
- サ) 障害物の除去

イ 救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則の定めるところによる。

#### (3) 救助法の適用手続き及び適用基準

町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が次の別表の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにオホーツク総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

別 表

救 助 法 の 適 用 基 準

被害区分 町の人口	町単独の場合	被害が相当広範囲な 場合(全道 2,500 世帯以上)	被害が全般的にわたり 12,000 世帯以上の住家が滅 失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
訓子府町 5,000 人以上 15,000 人未満	40	20	市町村の被害状況が特に救 助を必要とする状態にある と認められたとき

摘要

#### 1 住家被害の判定基準

○滅失・・・全壊、全焼、流失

住居が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%

以上に達したもの。

○半壊、半焼・・・2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積が20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

○床上浸水・・・3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

- (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
- (3) 旅館の住込等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は当該家族と同一世帯員とする。

## 第 2 節 動 員 計 画

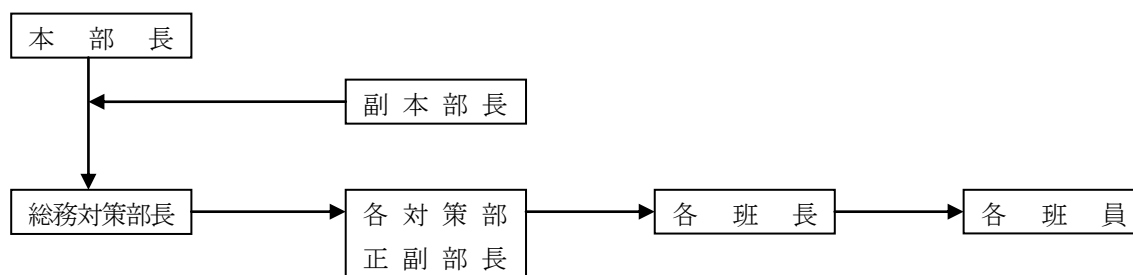
災害時における応急対策活動に必要な要員を確保し、災害応急活動を確実にを行うための要員の動員については、本計画の定めるところによる。

1 動員の伝達系統及び方法

(1) 平常執務時の伝達

第2章第2節の設置基準により、災害対策本部が設置された場合、総務対策部長は本部長の指示により、各対策部長に対し口頭又は電話により第1非常配備体制あるいは第2非常配備体制、さらに緊急事態に備えて本部全職員を出動させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各対策部長は直ちに次の伝達系統により所属職員に連絡し、災害応急対策を実施する体制を確立するものとする。ただし、本部長が設置されない場合における動員も本計画に準じて行うものとする。



(2) 休日又は退庁後の伝達方法

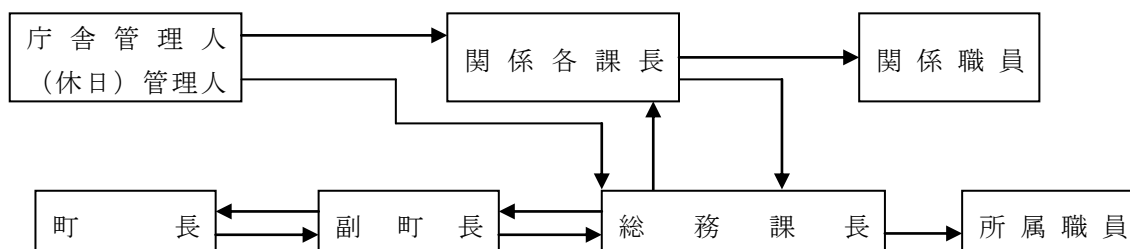
ア 各課長等は、所属職員の連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置しておくものとする。

イ 管理人等は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係各課長等に連絡するものとする。

ア) 災害発生のおそれがある気象状況が、関係各課から通報され、又は自ら覚知し緊急措置を実施する必要があると認められるとき。

イ) 災害が発生し、緊急に緊急措置を実施する必要があると認められるとき。

- ウ) 災害が発生するおそれのある異常現象の通報があったとき。
- ウ 当直室には、町長、副町長、教育長、各課長をはじめ、職員の住所録、電話番号及び連絡方法を表示しておくものとする。
- エ 休日又は退庁後に行う伝達系統は、次のとおりである。



## 2 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。ただし、町内で震度5以上の地震が発生した場合は速やかに登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、マスコミに依頼してテレビ、ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

## 3 配備体制の報告

各対策部長は、本部長の配備体制の指示に基づき体制の確立を完了したときは、直ちに連絡員を通じて本部長に報告するものとする。

## 4 非常連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により各対策部長が指名する非常連絡員をおく。

非常連絡員は、所属の対策部と本部との連絡に当たるとともに、所属の対策部長若しくは副部長、班長に報告して指示を仰ぎ、現場での指揮監督を行うものとする。

# 第3節 災害広報計画

災害時において、被災地住民をはじめとしてその他の住民、報道関係機関に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動をするために必要な広報に関する計画は、次に定めるところによる。

## 1 災害情報の収集

災害情報等の収集については、第3章第3節「災害発生時の情報収集、報告及び伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- ア 総務対策部調査班及び広報連絡班による災害現場の取材及び写真記録の収集
- イ 報道機関、その他関係機関及び住民等の取材による資料の収集
- ウ その他災害の状況に応じて、職員の派遣による資料の収集

## 2 災害情報等の発表及び広報の方法

- (1) 発表責任者

災害情報の発表、広報については、本部長がその任に当たる。

(2) 報道機関に対する発表の方法

ア 収集した被害状況、災害情報等は、その都度報道機関に対し、次の事項を発表する。

- ア) 災害の種別（名称）、発生年月日、発生の場所又は被害激甚地域
- イ) 被害状況（交通、通信、火災、電気、上下水道、ガス、道路、橋梁等の被害状況）
- ウ) 災害救助法の適用の有無
- エ) 応急対策の状況
- オ) 災害対策本部の設置又は廃止
- カ) 住民の責務等民生の安定及び社会的秩序保持のため必要とする事項

イ 災害が発生又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

(3) 住民に対する広報の方法、内容

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移を見ながら、次の方法によるものとする。

- ア) 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関の協力
- イ) 広報車の利用
- ウ) 広報紙、チラシ、インターネット、農業情報システム・エリアメール・訓子府町防災メール等の利用
- エ) 町内会、実践会、自主防災組織等の協力

イ 広報内容は次のとおりとし、災害情報及び緊急措置の状況などを具体的に分かりやすく行う。

- ア) 災害に関する情報及び関係機関、住民に対する注意事項
- イ) 避難場所の位置及び危険区域等
- ウ) 災害応急対策及び復旧対策とその現状
- エ) 交通及び通信に関する状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- オ) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- カ) 医療救護所の開設状況
- キ) 給食、給水実施状況（日時、場所、量、対象者等）
- ク) 衣料、生活必需品等供給状況（日時、場所、種類、量、対象者等）
- ケ) 住民の責務等民生の安定及び社会的秩序保持のため必要とする事項

ウ 電気通信事業者は、災害発生時に電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否等を伝えることができる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（web171）、携帯電話災害用伝言板サービスを開設するので、その活用方法を住民に周知するものとする。

(4) 関係機関に対する伝言

関係機関に対して災害情報を提供し、災害の事態の周知に努める。

(5) 住民からの問い合わせ体制

総務対策部広報連絡班は、住民からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。また、被災状況により被災者相談所を開設したときは速やかに広報車等により住民に周知するとともに、住民からの要望事項は直ちに所管対策部又は関係機関に連絡し、迅速かつ的確な処理がなされるように努める。

## 第 4 節 避 難 計 画

災害による避難で、被災のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある町民を安全な地域、施設に収容、保護する計画は、次により実施する。ただし、地震における災害のための避難は別に定める。

### 1 実施責任者

#### (1) 訓子府町長（基本法第 60 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のため、立ち退きを勧告、又は指示する。また、立ち退き指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。なお、町長不在の場合は町長職務代理者がその任を負うものとする。

#### (2) 警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

町長が指示するいとまがないとき、又は町長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示することができる。

#### (3) 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、立ち退きを指示する。

#### (4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（自衛隊法第 94 条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にはいないときに限り、住民等を避難させることができる。

### 2 避難実施責任者及び要件

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえた高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため避難勧告及び避難指示のほか、避難準備（避難行動要支援者）情報を必要に応じて伝達する。

実施責任者	避 難 の 勧 告 又 は 指 示 を 行 う 要 件	根 拠 法 令
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第 6 0 条 第 1 項～第 4 項
知 事	災害発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	基本法第 6 0 条 第 5 項～第 7 項
警 察 官	町長が避難のための立退き指示ができないと認めるとき又は町長から要求があったとき	基本法第 6 1 条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等、特に急を要する場合	警察官職務執行法第 4 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第 9 4 条
知事又はその命を受けた道の職員	洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	水防法第 2 9 条、 地すべり等防止法第 2 5 条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫しているとき	水防法第 2 9 条

### 3 避難措置における連絡及び協力

町長、オホーツク総合振興局長及び北見警察署長は、避難のため立退きの勧告又は指示を行った場合は、相互に連絡を取り合うものとする。解除する場合も同様とする。また、北見警察署長は、町長が行う避難勧告及び指示について、関係機関が協議し諸般の情勢を総合的に判断し、勧告等に時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

### 4 避難の勧告、指示又は避難準備情報の基準

区 分	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
避難準備（避難行動要支援者避難）情報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は命を守る最低限の行動

### 5 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

#### (1) 情報提供事項

ア 避難対象地域

イ 避難の勧告、指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容

ウ 避難先

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項

ア) 携行品（食料、水筒、タオル、懐中電灯、携帯電話、携帯用ラジオ、着替え、救急薬品、ティッシュ、現金、貴重品等必要最低限のもの）

イ) 火災、盗難の予防措置（灯油、ガス、水道の元栓閉鎖、電気ブレーカーを落とす、戸締まりの確認等）

#### (2) 避難の伝達方法

住民に対する避難の勧告、指示又は避難準備情報の伝達方法は、サイレン広報車、テレビ（「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン」を活用）、ラジオ、インターネット、農業情報システム、必要に応じて関係地域を個別訪問するなど、消防機関、町内会、実践会、自主防災組



織等の協力を得て、伝達漏れがないよう周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

(3) 関係機関の連絡

ア 必要に応じて関係機関へ連絡し協力を求める。

イ 避難所として利用する施設の管理者に対し連絡し、避難所開設等の協力を求める。

ウ 災害の状況により、近隣市町村に住民が避難する必要があると判断した場合は、近隣市町村に対して必要な事項を連絡し、協力を求める

6 避難場所の指定

(1) 町長は、緊急避難のための緊急避難場所（一時避難場所）と収容施設の避難所を公共施設の中からあらかじめ指定するものとする。

(2) 各避難施設は、「緊急避難場所（一時避難場所）、避難所及び福祉避難所」のとおりとする。

(3) 福祉避難所は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の通常の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者の避難所とし、生活相談員などを配置し生活に配慮するものとする。

(4) 災害の程度によっては、指定施設以外の施設も管理者の同意を得て指定の上、利用するものとする。

さらに避難行動要支援者に配慮して、旅館などを避難場所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所

地震等の災害が発生し、屋内等からの緊急避難が必要な場合、地域で一時的に集合する場所、又は一時的に退避して身の安全を確保する場所。公園やグラウンドなど（一時避難場所）。

避難施設名	所在地	敷地面積	収容人員	施設の管理者	備考
中央公園	仲町	6,512 m <sup>2</sup>	500人	(建設課)	
幼稚園グラウンド	旭町	4,128 m <sup>2</sup>	500人	(幼稚園)	
訓子府小学校グラウンド	仲町	15,477 m <sup>2</sup>	2,000人	学校長	
訓子府中学校グラウンド	東町	22,101 m <sup>2</sup>	2,000人	学校長	
公民館駐車場	東町	5,158 m <sup>2</sup>	500人	館長	
農村公園	東幸町	4,513 m <sup>2</sup>	500人	(建設課)	
	西幸町				
訓子府高等学校グラウンド	東幸町	36,613 m <sup>2</sup>	2,000人	学校長	
末広地域集会所広場	末広町	1,750 m <sup>2</sup>	300人	(町民課)	
居武士小学校グラウンド	大谷	9,929 m <sup>2</sup>	1,000人	学校長	
日ノ出地区ふれあいセンター広場	日出町	5,506 m <sup>2</sup>	500人	日出地域発展振興協議会長	
児童センターグラウンド	栄町	1,240 m <sup>2</sup>	200人	センター長	

イ 福祉避難所

所在地	避難所名	収容人員	給食	給水	電話番号	施設の管理者
東町	訓子府町総合福祉センター「うらら」	110人	有	有	47-5555	(福祉保健課)

## ウ 指定避難所

自宅で生活できない人などが屋内の施設で身体や生命を守る場所で、指定緊急避難所を兼ねる

所在地	避難所名	収容人員	給食	給水	電話番号	施設の管理者
東幸町	鉄北地域集会所	70人	有	有		管理運営委員会委員長
〃	訓子府高等学校	1,000人	有	有	47-2576	学 校 長
東町	訓子府町公民館	500人	有	有	47-2121	公 民 館 長
〃	訓子府中学校	1,000人	有	有	47-2185	学 校 長
旭町	訓子府幼稚園	150人	有	有	47-2622	( 幼 稚 園 )
〃	くんねっぷ保育園	100人	有	有	47-2867	( 保 育 園 )
〃	訓子府町子育て支援センター	80人	有	有	47-3039	( 保 育 園 )
大町	西地域集会所(勤労者福祉会館)	30人	有	有	47-4581	管理運営委員会委員長
元町	農業交流センター	200人	有	有	67-3333	町 長
仲町	訓子府小学校	1,000人	有	有	47-2011	学 校 長
〃	訓子府町長寿会館	30人	有	有		町内会連協会長
栄町	訓子府町児童センター	80人		有	57-1633	セ ン タ ー 長
末広町	末広地域集会所	70人		有		末広町内会長
日出町	日ノ出地区ふれあいセンター	100人	有	有	47-4587	日出地域発展 振興協議会会長
穂波	穂波会館	50人	有	有		実践会長
柏丘	柏丘公館	50人	有	有	47-2742	実践会長
大谷	居武士小学校	350人	有	有	47-3160	学 校 長
実郷	実郷会館	30人		有	47-2596	実践会長
緑丘	緑丘生活館	50人	有	有		実践会長
協成	協成公民館	30人	有	有		実践会長
開盛	開盛公民館	20人	有	有	47-2747	実践会長
常盤	常盤公民館	30人	有	有		実践会長
豊坂	豊坂公民館	50人	有	有	47-2745	実践会長
清住	清住会館	50人	有	有	47-2748	実践会長
西富	西富会館	30人	有	有	47-3174	実践会長
駒里	北栄集会所	70人	有	有		実践会長
〃	駒里公民館	20人	有	有	47-4419	実践会長
弥生	弥生公民館	30人	有	有	47-2895	実践会長
福野	福野会館	50人	有	有	47-2740	実践会長
高園	高園公館	30人	有	有	47-3170	実践会長

※災害因別の避難所一覧は資料編に掲載

## 7 避難方法

### (1) 避難誘導

避難者の誘導は、民生対策部厚生班、消防機関、警察官が相互連携のもとに行う。また、学校、医療機関、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、事前に定められたそれぞれの避難計画に基づき、児童・生徒、患者及び施設利用者等を安全な場所まで避難誘導を行う。

## (2) 避難の順位

避難に際しては、高齢者・乳幼児・障がい者等の避難行動要支援者を優先し、町内会、実践会、自主防災組織等の協力を得ることとする。

## (3) 移送の方法

避難は、避難者自ら行うことを原則とするが、自力による避難、立退きが不可能な場合は、町有車両により行う。なお、被災地が広域で大規模な移送を要し、町のみでは措置できないときは、オホーツク総合振興局に対し応援を求めて実施する。

## 8 避難路及び避難場所の安全確保

避難誘導員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため、支障物件等の排除を行うものとする。

## 9 避難所の開設及び運営

(1) 町長は避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所の管理者にその旨を連絡するとともに、民生対策部厚生班の職員を連絡員として派遣し、町内会、実践会、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら避難所の運営に当たらせる。

連絡員は、避難所の状況を把握するため、避難人員、世帯数等の避難住民の記録を取り、本部との情報連絡を行う。なお、避難期間が長期にわたる場合は、避難住民主体での運営を原則とするが、状況により町担当職員、避難所管理者及び避難住民代表等からなる運営組織を設置して運営する。

(2) 町長は、避難者のプライバシーの確保及び男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、避難者の健全な住生活確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

(3) 町長は、各避難所及び公共施設の電力復旧のため「災害時協力協定」に基づき財団法人北海道電気保安協会に調査、監督、指導及び検査などの協力を要請するものとする。

## 10 知事に対する報告

(1) 避難の勧告、指示又は避難準備情報を町長が発令したときは、発令者、発令の理由、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、知事（オホーツク総合振興局）に報告する。解除の場合も同様とする。

(2) 避難所を開設したときは、知事（オホーツク総合振興局）に次の内容について、報告する。また、廃止したときもその旨を報告する。

ア 避難所開設の日時、場所及び施設名

イ 収容状況、収容人員

ウ 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

## 11 警戒区域の設定

災害時の避難は原則として住民の自主的な行動とするが、延焼火災や洪水等により緊急避難の必要があるときは、計画区域を設定して災害対策従事者以外の立入を制限若しくは禁止し、住民等に退去を命ずる。

### (1) 町長（基本法第63条第1項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。

### (2) 警察官（基本法第63条第2項、警察官職務執行法第4条）

ア 上記の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う。

町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。

イ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合

(3) 自衛官（基本法第63条第3項）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいるとき。

(4) 消防吏員及び消防団員（消防法第28条）

火災の現場において、消防活動を確保する場合

(5) 水防機関の属するもの（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場合

## 第5節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次に定めるところによる。なお、町をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに迅速な救助活動を実施することが重要である。

また、被災地の町内会、実践会等自治防災組織は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町は総合的な調整を行うとともに、災害が甚大であり、本部のみで救出実施が困難な場合は、北海道及び他の市町村に応援要請又は、知事に第5章第23節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき自衛隊災害派遣要請を要求する。
- (2) 消防機関は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は、日本赤十字社の救護所に収容する。
- (3) 北見警察署は、被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

### 2 救助救出活動

消防機関及び北見警察署は、緊密な連携のもと被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資器材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

## 第 6 節 食 料 供 給 計 画

災害時における、被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 供給の責任者は、本部長（町長）であるが、救助法が適用された場合は知事が行い町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。
- (2) 災害時の応急食料の供給計画及び実施に関することは、産業対策部商工林務班があたり、被災者に対する炊き出し、食糧の供給は民生対策部厚生班、災害応急対策従事者に対する食糧の調達に総務対策部庶務班が当たる。

### 2 食料等供給計画

#### (1) 供給の対象者

食料の供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者、障がい者及び乳幼児等の避難行動要支援者に対しては、供給品目、優先供給など、十分に配慮して、供給するものとする。

- ア 避難所に収容されている者
- イ 被災によって調理できない者
- ウ 旅行及び町内通過者等で他に食料等を得る手段のない者
- エ 災害応急活動従事者

#### (2) 供給品目

供給する食品の品目は、次のとおりとする

米穀（米飯を含む）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

#### (3) 食品の調達

##### ア 主要食料

米穀については、町内の米穀販売事業者から調達することを基本とするが、応急用米穀を確保することができないときは、オホーツク総合振興局を通じて北海道知事にその確保を要請する。

乾パンについては、「災害時における乾パンの取扱要領」に基づき、オホーツク総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請する。

##### イ 副食及び調味料等

副食、調味料等の調達は、町内の小売業者並びに「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定」締結事業者（生活協同組合コープさっぽろ）から購入して行うものとする。

なお、町内等で調達が不可能であり、必要数量を満たし得ない場合にあっては、オホーツク総合振興局を経由して北海道知事に対して、そのあっせんを要請する。

### 3 炊き出し計画

#### (1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事しているものに対する炊き出しは、民生対策部厚生班、総務対策部庶務班、教育対策部管理班が当り、供給の輸送等については、車両等によるものとし、本章第17節「輸送計画」により措置する。

#### (2) 炊き出し施設

訓子府町学校給食センターを利用するほか、町内各避難者収容施設が有する給食施設により行う。

#### (3) 業者からの購入

町内において直接炊き出しすることが困難な場合又は、必要数量を満たし得ない場合は、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入し配給する。

## 第 7 節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の供給又は貸与については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

訓子府町長（民生対策部長）

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた町長が実施する。

### 2 給与又は貸与対象者

災害により住家の全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水で生活上必要な家財等が喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し行うものとする。なお、避難行動要支援者に配慮するものとする。

### 3 調達の方法

#### (1) 物資の調達方法

民生対策部は、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を樹立してこれにより購入し、給与又は貸与するものとするが、町内の小売業者並びに「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定」締結事業者（生活協同組合コープさっぽろ）から購入して行うものとする。

また、町長は「災害等の発生時における訓子府町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」に基づき、応急措置、復旧、簡易コンロの手配など支援を要請することとする。

なお、町内で調達困難な場合は、オホーツク総合振興局を經由して北海道知事に対して、そのあつせんを要請する。

#### (2) 給与又は貸与物資の種類

ア 寝具	イ 外 衣	ウ 肌 着	エ 身のまわり品
オ 炊事用具	カ 食 器	キ 日 用 品	ク 光 熱 材 料

### 4 給与又は貸与の方法

#### (1) 地区別取扱責任者

物資の給与又は貸与を迅速的確に実施するため、地域ごとに物資取扱責任者を定めて、これらの協力により行うものとする。

ア 物資取扱責任者	各町内会長、各実践会長	イ 担当地区名	それぞれの町内会、実践会
-----------	-------------	---------	--------------

#### (2) 給与及び貸与の期間

給与及び貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害期間が長期にわたるときは、この期間を延長することができる。

#### (3) 給与及び貸与の費用

給与及び貸与の費用は、救助法が適用された場合に準じるものとする。

(4) 給与及び貸与台帳

給与又は貸与台帳の様式は、次のとおり定める。

- ア 世帯構成員別被害状況 (別紙 様式1号)
- イ 物資購入 (配分計画書) (別紙 様式2号)
- ウ 物資受払簿 (別紙 様式3号)
- エ 物資給与貸与及び受領簿 (別紙 様式4号)

別紙

(様式1号)

世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	平成 年 月 日現在										計	小学校	中学校	
	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯				
全壊 (焼)														
流失														
半壊 (焼)														
床上浸水														

(様式2号)

物資購入 (配分) 計画表

世帯区分	1人世帯 (基準額)				2人世帯 (基準額)				3人世帯 (基準額)				計					
	円				円				円									
価 品名	単	数	世	所	金	数	世	所	金	数	世	所	金	数	世	所	金	
	量	量	帯	要	額	量	帯	要	額	量	帯	要	額	量	帯	要	額	
計																		

(様式3号)

物資支払簿

品名	年月日	摘要	受	払	残	備考
		計 道調達分 町調達分				

(様式4号)

物資給与貸与及び受領簿

住家被害程度区分		
----------	--	--

被害救助用物資として、下記内訳のとおり受領いたしました。

平成 年 月 日

住所

世帯主 氏名

印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

5 義援金品の保管及び配布

被災者に対する義援金等は、民生対策部が記録保管し実態に応じて配分するものとする。



## 第 8 節 住 宅 対 策 計 画

災害により住家を失った被災者で、自らの資力では、住家の確保ができない世帯に対する住宅対策は本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

災害のため、住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設については原則として北海道知事が行うが、北海道知事から委任を受けた場合は町長（土木対策部建設班）が行う。

### 2 実施の方法

#### (1) 避難所

災害のため住宅が被害を受け住居の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて避難所を開設するものとする。

#### (2) 既存住宅の利用

##### ア 町で管理する住宅の利用

町は、公営住宅及び職員住宅等、町で管理する住宅の確保に努めるとともに道及び他市町村等に空室の提供を依頼し、被災者に供給する。

##### イ 民間賃貸住宅の利用

町は道と連携して関係団体等に対し、災害時の協力について働きかけを行い借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

#### (3) 応急仮設住宅

災害のため住宅が滅失した被災者の一時的な住居の安定を図るため、必要に応じて応急仮設住宅を建設する。

##### ア 入居対象者

原則として次の条件に該当していなければならない。

ア) 住宅が全壊、全焼又は流失したものであること。

イ) 居住する居家がない者であること。

ウ) 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

・生活保護法（昭和25年法律第144号）による被災者及び要支援者

・特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者等

##### イ 入居者の選定

入居者の選定は、町長が行うが、選定にあたっては、高齢者、障がい者などの災害時要援護者を優先するものとする。

##### ウ 規模、構造、存続期間及び費用

ア) 応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき29.7㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組み立て方式による5連戸以下の連続建て若しくは、共同建てとし、仕様は、道で定める「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約締結を完了した）後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期限を延長することができる。

ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任される。

(4) 住宅の応急修理

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば住居を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

ア 応急修理を受ける者

ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ) 自らの資力では応急修理ができない者であること。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

ア) 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 資材のあっせん、調達

町長は、関係機関及び関係事業者等の協力を得て、積極的に建築資材等の調達を行うものとし、調達が困難な場合は、北海道知事にあっせんに依頼するものとする。

## 第 9 節 被災宅地安全対策計画

町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会等からの判定士の派遣など、北海道知事に対し支援を要請する。

2 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

### 3 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は土木対策部建設班に置き、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

### 4 事前準備

町は、災害発生に備え、北海道との連絡体制を整備し、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

## 第 10 節 給 水 計 画

災害により水道施設が破損した場合、又は井戸等の施設が汚染した場合における飲料水を確保するために行なう応急給水は、本計画に定めるところによる。

### 1 実施責任者（水道対策部長）

- (1) ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた町長が実施するものとする。
- (2) 町は、飲料水等の生活用水を個人で備蓄しておくよう日ごろから広報活動などにより、住民に周知するものとする。

### 2 給水の実施

水道対策部長は、オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室の指示により、消防機関の協力を得て実施するものとする。

### 3 飲料水の供給及び復旧計画

- (1) 施設の点検、被害状況を把握し、復旧計画を策定するとともに速やかに応急復旧するものとする。
- (2) 飲料水が汚染したと認められるときは、直ちに水質検査を実施し、オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室の検査確認後供給を行う。

### 4 給水の方法

被災の状況に応じ、適宜実施するものとする。

#### ア 容器による運搬給水

ろ過消毒した水は、適切な運搬容器に入れ車両により運搬する。

#### イ 給水車等による給水

被災地において、水源を確保することが困難な状態のときは、別の水源地及び供給区域から消防水槽車等により給水し、直接配水池に搬送して供給を行う。

#### ウ 臨時給水場所による給水

被災状況において、断水区域が広域により上記の方法での給水が困難な場合は、町が臨時に設置する給水所で給水する。

#### エ 避難所に関する給水

避難所が設置された場合の給水方法は、上記による方法のほか備蓄飲料水の供給、「災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定」（北海道コカ・コーラボトリング株式会社）及び「災害時におけ

る飲料の提供等に関する協定」(サントリーフーズ株式会社北海道支店)により行うものとする。

なお、上記協定により、下記の自動販売機飲料の在庫内無償供給を行うものとする。

設 置 場 所	住 所	協 定 締 結 事 業 者	備 考
訓子府町スポーツセンター	訓子府町東町 400 番地	北海道カ・コーラボトリング(株)	
訓子府町役場庁舎	訓子府町東町 398 番地	サントリーフーズ(株)北海道支店 北海道カ・コーラボトリング(株)	

#### 5 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、災害時相互応援に関する協定により他市町水道事業管理者に飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資材等の応援を要請するものとする。

#### 6 住民への周知

臨時給水場所の設置の際は、広報車等により住民に周知する。

#### 7 応急給水用資材の応急復旧

品 名	能 力	調 達 先	常時在庫台数	備 考
消防水槽車	10トﾝ	北見地区消防組合消防署訓子府支署	1台	
消防水槽車	2.4トﾝ	北見地区消防組合消防署訓子府支署	1台	
ポリタンク	18リットル/個	訓子府町役場上下水道課	40個	
携帯型飲料水袋	6リットル/袋	訓子府町役場総務課・上下水道課	2,000袋	
備蓄飲料水	2リットル	訓子府町役場総務課	120本	

## 第 11 節 医 療 及 び 助 産 計 画

災害のため医療機関の機能が停止、又は著しく不足を生じ住民が医療の道を失った場合における応急的な医療及び助産の実施は、本計画に定めるところによる。

### 1 実施責任者

町長（民生対策部衛生班）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

### 2 対象者及び対象者の把握

#### (1) 対象者

医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療又は助産の道を失った者

#### (2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管のいかんを問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に報告するものとする。報告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の緊急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部、班に指示するものとする。

### 3 医療救護所の開設

医療救護所は、原則として次に掲げる公共施設とするが、災害の状況に応じて、救護を必要とする地域の避難所に設置するものとする。

なお、医療救護所を設置したときは、直ちに当該地域の住民に周知するものとする。

施 設 名	所 在 地	電話番号	収容人員	備 考
訓子府小学校	訓子府町仲町	47-2011	5 0 0	
訓子府中学校	訓子府町東町	47-2185	5 0 0	
居武士小学校	訓子府町字大谷	47-3160	1 5 0	

### 4 救護活動の派遣要請

(1) 町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、日本赤十字社北海道支部訓子府分区長、北見医師会に対し派遣要請を行う。また、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

(2) 要請する場合は、次の事項を通知する。

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材
- エ その他必要な事項

### 5 医療及び助産の実施

#### (1) 救護班の編成

救護班は災害の事情に応じて、医師、看護師、その他要員等をもって編成し、災害派遣医療チーム（DMAT）については、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護等により組織する。

#### (2) 救護班等の業務内容

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- ア トリアージ（患者の重傷度、緊急度により治療の優先順位を決めること）
- イ 傷病者に対する応急措置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 助産救護

オ 災害現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

(3) 医療品等の確保

医療品、衛生器材の調達には町内医療機関からの一時借入及び町内等小売業者から購入するものとするが、これらの方法で確保することが困難な場合は、北海道知事又は関係機関にその確保について、要請する。

(4) 輸送体制の確保

重傷患者等の医療機関への搬送は、消防機関の救急車によるが、搬送車両が確保できない場合は、町有車両を活用するほか、北海道及び他の市町村に応援を要請して行う。

なお、交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、北海道知事にヘリコプターによる搬送を要請する。

(5) 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や避難行動要支援者の精神的負担の軽減に努める。

(6) 医療関係機関の状況

訓子府町内の医療関係機関及び医薬品販売業者は次のとおりである

医療機関

名 称	所在地	電話番号	診 療 科 目
訓子府クリニック	東 町	47-3311	整形外科・理学診療科・内科・外科

医薬品

名 称	所在地	電話番号	備 考
マルニ薬局	旭 町	47-2008	

## 第 12 節 防 疫 計 画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

被災地の防疫は、訓子府町長（民生対策部）が、知事の指示、指導に基づき実施するものとする。

ただし、災害による被害が甚大で、町のみで実施困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

### 2 防疫の実施組織

ア 町長は、防疫実施のため、防疫班を編成するものとする。

イ 防疫班は、おおむね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名をもって編成する。

### 3 防疫の種別及び方法

#### (1) 検病調査及び保健指導

検病調査及び保健指導等は、道の編成する検病調査班により実施されるが、町は関係機関と緊密な連携のもとに疫病情報の早期把握に努める。なお、この場合の実施方法は以下のとおりとする。

ア 滞水地域においては通常 2 日に 1 回以上、集団避難所においては少なくとも 1 日に 1 回以上検病調査を行う。

イ 検病検査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

#### (2) 臨時予防接種

町長は、被災地の伝染病予防上必要あるときは、知事の指示を受けて対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種を実施するものとする。

#### (3) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

##### ア 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の井戸の消毒は、その水 1 立方メートル当たり 20cc の次亜塩素酸ナトリウム溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後 30 分以上放置させ使用させるものとする。

なお、水害等で汚水が直接入った場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸替えを施さなければ使用させないものとする。

##### イ 家屋内

汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心に塩化ベンザルコニウムなどを用いて拭浄し、床下には湿潤程度に応じ所要の生石灰を散布すること。

##### ウ 屋外

下水及びし尿槽が溢れた場所、動物の死骸や腐敗物が漂着した場所及びはん濫した汚水が付着した壁面の消毒は、クレゾール石鹼液又はオルソ剤などを如雨露や噴霧器などで濡れる程度に散布する。

#### (4) 各世帯における消毒

ア 家屋付近の消毒は、各個人において実施するものとする。

なお、床上浸水地区に対しては、必要に応じ被災各戸にクレゾール石鹼液、オルソ剤及び生石灰等の消毒液を配布し、床、壁の洗浄、トイレの消毒、手洗設備の設置、その他不衛生な場所の消毒等に

ついて指導する。

イ し尿は、でき得る限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処理する。

(5) ねずみ、昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の要請があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

(6) 生活用水の供給

感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機により過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的処理に留意して実施する。なお1人1日当たり約20リットルを目安とする。

(7) 患者等に対する措置

知事は、感染症法第19条の規定に基づき感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、入院の勧告又は措置について、必要に応じて協力するものとする。

町長は、知事が行う入院の勧告又は措置について、必要に応じて協力するものとする。

第2種感染症指定医療機関

名 称	所 在 地	電 話
北見赤十字病院	北見市北4条東2丁目	24-3115

(8) 避難所等の防疫指導

ア 健康調査等

避難者の健康状態を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

イ 消毒等の実施

避難者に衣服等の日光消毒等を行なうよう指導するとともに、必要があるときは、消毒薬等による、トイレ、炊事場、洗たく場の消毒のほか、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

### 第13節 清掃及び飼養動物の管理に関する計画

災害時における被災地のゴミの収集、し尿のくみ取り及び死亡獣畜の処理、飼養動物の関する業務の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿

訓子府町長（民生対策部）

町のみで実施することが困難な場合は、道又は関係機関の応援を要請して実施するものとする。

(2) 死亡獣畜の処理及び逸走犬の管理

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が行うこととする。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。

イ 逸走犬の管理は、町長が実施するものとする。

2 清掃班の編成

清掃業務を効果的に実施するため、清掃班を次のとおり編成する。



- (1) ゴミ処理班 班長ほか班員 2～4名
- (2) し尿処理班 班長ほか班員 1～2名

### 3 清掃方法

#### (1) ゴミの収集処理処分の方法

##### ア ごみの収集

被災地住民の協力を要請し、原則として町の分別収集に基づく収集を行う。

イ 収集は生ごみ類及び感染症等の源となるものから収集し、その他のごみはその後に収集する。

ウ 処理は指定のごみ処理施設で行うが、大量のごみが発生して処理が困難な場合は、町有地に一時保管し後日処理することとする。

#### (2) し尿の収集処理処分の方法

##### ア くみ取り制限

被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内の一部収集にとどめ、早急にトイレの使用を可能とするよう配慮する。

##### イ し尿の処理

し尿の処分は、北見地区スクラムミックスセンター（北見市）で処理し、必要に応じては、町の貯留層で一時的に貯留する。

#### (3) ゴミ及びし尿処理車両

ア ゴミ収集車 1台

イ し尿収集車 1台（民間）

### 4 死亡獣畜処理方法

死亡獣畜処理は、運搬することができる場合は、死亡獣畜取扱い場で行うものとし、運搬することが困難な場合はオホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室の指導のもとに処理するものとする。

### 5 飼養動物の管理

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

(2) 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(3) 逸走犬を発見した場合は、保護して、住民に対して周知するものとする。

## 第 14 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容、処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

訓子府町長（民生対策部）

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた町長が実施する。

### 2 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者の捜索は、民生対策部が警察官と協力して捜索班を編成し、消防機関及び地域住民の応援を得て、必要な機械器具を活用して実施するものとする。

#### (2) 応援の要請

町のみでは捜索の実施が困難である場合、又は行方不明者が流失等によって他市町村に漂着している

と考えられる場合は、他の市町村に対し協力を要請するものとする。この場合は次の事項を明示するものとする。

ア 行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼうの特徴、着衣等

### 3 死体の収容処理方法

#### (1) 実施者及び方法

ア 死体の身元が判明している場合は原則として、遺族、親族に連絡の上、遺体を引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族等が死体処理を行うことができないものについては、町長が行うものとする。

ウ 死体の収容処理の計画及び実施は、民生対策部を中心に収容処理班を編成し、地域住民の協力を得て実施する。

#### (2) 変死体の届け出

変死体については直ちに警察官に届け出るものとし、死体の処理は検視した後に行う。

#### (3) 死体の処理

ア 死体の洗浄、縫合、消毒の処理

死体の識別のための措置として、遺体の撮影等により身元確認の措置を取る。

イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合、死体を特定の場所（町内の寺院、公共施設等の死体の収容に適切な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

ウ 検案

死体については死因、その他医学的検査を行う。

### 4 死体の埋葬

災害の際死亡した者で町長が必要と認めた場合は、応急的に埋葬するものとする。埋葬は、直接土葬若しくは火葬に付するものとする。この場合には次の事項に留意するものとする。

ア 事故死等による死体については、警察機関から引き継ぎを受けた後処理する。

イ 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

### 5 行方不明者の搜索、死体の収容及び埋葬のため費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

### 6 火葬場の状況

火葬場名	所在地	電話番号	処理能力	備考
訓子府町葬斎場（清陵苑）	訓子府町字穂波 48 番地 10	47-3102	2 基 8 体	

### 7 墓地の状況

墓地名	所在地	備考
訓子府町墓地	訓子府町字穂波	
南訓墓地	〃 字実郷	

中の沢墓地	〃	字福野	
西訓子府墓地	〃	字北栄	

## 第 15 節 障 害 物 除 去 計 画

災害時における土、石、流木及び災害を受けた工作物、放置車両等の障害除去の実施については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

#### (1) 訓子府町長（土木対策部）

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた町長が実施する。

#### (2) 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、基本法、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

### 2 障害物の除去の対象

除去の対象は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

#### (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

#### (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と求められる場合

#### (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 3 除去の方法

#### (1) 除去は、土木対策部が町有の機械器具を用い、又は関係機関及び土木業者若しくは自衛隊の応援、協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

#### (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 4 障害物の保管場所等

除去した障害物等は、それぞれの実施機関において付近の遊休地等を利用し集積するものとする。

## 第 16 節 交 通 応 急 対 策 計 画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

### 1 交通応急対策の実施機関及び内容

#### (1) 北海道公安委員会

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道

路の区間)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。(基本法第76条)

イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。(道路交通法第4条)

(2) 警察署長

歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通規制のうち、適用期間の短いものを行う。

(道路交通法第5条)

(3) 警察官

ア 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命じることができる。

また、命ぜられた者が当該措置を取らないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置を取ることができる。この場合において、当該措置を取るためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第76条の3第1項及び第2項)

イ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれのある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

(道路交通法第6条第4項)

(4) 災害派遣を命じられた自衛官

警察官がその場にいない場合に限り、警察官と同様の応急対策を実施することができる。

(基本法第76条の3第3項)

(5) 消防吏員

警察官がその場にいない場合に限り、警察官と同様の応急対策を実施することができる。

(基本法第76条の3第3項)

(6) 道路管理者

道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(道路法第46条第1項)

2 道路の交通規制

(1) 町が実施する交通規制

北見警察署と連携を図り、緊急輸送道路を確保するため、町道の交通規制を実施する。

ア 交通規制の実施

町道について、道路法による交通規制を実施する場合、道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等により誘導して一般交通に支障のないよう努める。

また、緊急のために、標識の設置が困難又は不可能な場合は、町職員を派遣し、現場において指揮にあたらせる。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報するいとまがないときは、北見警察署長に対して道路交通法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

イ 規制の通知

町道について、道路法による交通規制を実施し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ北見警察署長に対して、当該路線名、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知するいとまがないときは、事後速やかに通知する。

(2) 交通規制等の広報および通知

北見警察署長及び町は、防災関係機関と連携を図り、道路交通状況及び交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努める。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 緊急輸送車両の交通確保

町長は、北海道公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止した場合は、各部（班）において使用する車両につき北見警察署を通じ北海道公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、緊急車両確認証明書並びに標章の交付を受け輸送にあたるものとする。なお、緊急通行車両は、応急対策としておおむね次に掲げる事項のため使用するものとする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救護、救助その他保護に関する事項

エ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項

カ 施設及び設備の応急復旧に関する事項

キ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

ク 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項

ケ 緊急輸送の確保に関する事項

コ その他災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 通行禁止又は制限から除外する車両

町は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公営又は社会生活上通行させる事がやむを得ないと認められる車両について、北見警察署を通じ北海道公安委員会に対し規制対象外車両の申出をし、規制対象外車両通行証明書並びに標章の交付を受け輸送にあたるものとする。

(3) 緊急輸送道路

災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要なことから、防災関係機関で組織する北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、町は、この計画に基づき緊急輸送道路の確保に努める。

北海道緊急輸送ネットワーク計画による町内の緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路	主要道道北見置戸線、町道東2丁目線、町道南13線
-----------	--------------------------

## 第 17 節 輸 送 計 画

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策資材、生活必需物資の輸送については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

訓子府町長（土木対策部）

### 2 輸送の対象

輸送の対象のうち、主なものは次のとおりとする。

被災者の避難輸送

- (1) 重症患者、妊産婦の輸送
- (2) 飲料水の供給のための輸送
- (3) 救済用物資の輸送
- (4) 医療及び助産関係者の輸送
- (5) 行方不明者及び死体の捜索のための輸送
- (6) その他、災害応急対策に必要な輸送

### 3 輸送の方法

#### (1) 道路輸送

災害時輸送は、一時的には町有車両等を使用し、不足する場合は他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借り上げを行うなど、災害時輸送に万全を期するものとする。

町有車両、民間車両、燃料調達先は、土木対策部車両資材班で別に定めておくものとする。

#### (2) 舟艇による輸送

水害時における水中孤立者の救出、水中孤立者に対する食糧の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

#### (3) ヘリコプターによる輸送

ア 地上輸送がすべて不可能な場合、緊急にヘリコプターによる輸送の必要が生じた場合は、知事（防災航空室）に対して航空輸送の要請を行う。

イ ヘリコプター発着、又は物資投下の可能な地点の指定

ヘリコプター発着又は物資投下地点として、次の場所を指定する。

場 所	所 在
訓子府小学校グラウンド	訓子府町仲町
居武士小学校グラウンド	〃 字大谷
訓子府中学校グラウンド	〃 東 町
中の沢運動広場	〃 字福野
北訓運動広場	〃 字駒里
訓子府町レクリエーション公園	〃 字協成

#### (4) 人力による輸送

ア 労務者による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行うものとする。

労務の確保は、第 18 節「労務供給計画」による。

イ 自衛隊の要請

労務者の確保が困難な場合、物資等の輸送が緊急を要する場合は、知事（オホーツク総合振興局に対し自衛隊の災害派遣の要請を行うものとする。

自衛隊の派遣要請は、第23節「自衛隊派遣要請計画」による。

## 第18節 労 務 供 給 計 画

災害時における応急対策を実施するために必要な要員を確保し、災害対策の円滑な推進を図ることを目的とした労務供給計画は、本計画に定めるところによる。

### 1 実施責任者

訓子府町長（総務対策部）

### 2 動員等の順序

災害応急対策実施に必要な活動要員の確保は、本部各部が行うものとする。ただし、各部において処理できないときは、本部長が要員を確保するものとする。

- (1) 奉仕団の動員
- (2) 労務者の雇い上げ

### 3 動員の要請

動員に当たっては各対策部と協議し、総務対策部において労務計画を立て、要請に当たっては、さらに次の事項を明確にする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事場所
- (4) 就労時間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

### 4 奉仕団の編成及び活動

- (1) 奉仕団は、次の団体の協力を得て編成する。

- ア 訓子府町町内会連絡協議会
- イ 訓子府町実践会連絡協議会
- ウ 訓子府町ライオンズクラブ
- エ 訓子府町婦人ボランティア よつば会
- オ 訓子府赤十字奉仕団

- (1) 奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ア 避難所の奉仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・避難所、収容者の世話
- イ 炊き出し等の奉仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・被災者に対する炊き出し
- ウ 救援物資の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・整理、輸送、配分
- エ 飲料水の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・被災者に対する給水
- オ 清掃及び防疫の奉仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・被災家屋の始末及び防疫

カ その他災害応急措置の応援・・・・・・・・・・・・・・・・災害応急措置の応援

## 5 労務者の雇い上げ

労働要員及び奉仕団の人員が不足し又は特殊作業のため労力が必要なときは、労働者を雇用するものとする。

(1) 労働者雇用の範囲は、次のとおりである。

- ア 被災者の避難のための労務者
- イ 医療又は助産の移送労務者
- ウ 被災者の救出のための機械器具資機材の操作の労務者
- エ 飲料水の供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布等の労務者
- オ 救助物資の支給のための労務者
- カ 死体の捜索及び処理のための労務者

(2) 公共職業安定所長に対する要請

町内だけでは労務者が不足し又は雇用できないときは、次の事項を付し、北見公共職業安定所長に申請する。

- ア 職業別、性別、所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労務条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(2) 賃金及びその他の費用負担

- ア 労務者に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。
- イ 労務者に対する賃金は、町内における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう務めるものとする。

## 第 19 節 文 教 対 策 計 画

教育施設の被災又は児童、生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育並びに被災した児童、生徒に対する対応については、本計画に定めるところによる。

### 1 実施責任者

- ア 訓子府町長及び訓子府町教育委員会（教育対策部）・・・応急教育並びに文教施設の応急復旧対策
- イ 各学校長・・・各学校ごとの災害発生の場合に伴う措置について具体的な応急計画
- ウ 救助法が適用された場合で、知事の委任を受けた町長が必要と認めるときは、児童生徒に対し教材・学用品を供与するものとする。

### 2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 授業開始後の措置

災害が発生し又は発生が予想される気象条件となったとき、各学校長は、教育対策部と連絡協議し、必要に応じて休校措置を取るものとする。児童生徒を帰宅させた場合は、十分注意事項を徹底させる



とともに低学年児童にあつては、教師が地域別に付き添うなどの措置を取るものとする。

#### イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、その他確実な方法で各児童及び生徒に徹底させるものとする。

### (2) 学校施設の確保と復旧対策

#### ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

#### イ 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育館を利用し、なお不足する場合は、二部授業の方法をとる。

#### ウ 学校施設の全部又は、その大部分が使用不能の場合

隣接校の余剰教室の借用及び公民館、公共施設を借用する。

#### エ 応急仮校舎の建設

被災を免れた学校又は公共施設を利用するものとし、利用すべき施設のないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じる。

### 3 教育の要領

(1) 被災状況に応じ、特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育の場所が、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校等父兄の協力を得るように指導する)

エ 学校が避難所に充当された場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容により授業に支障とならないよう留意する。

(3) 災害復旧については、教育に支障がない限り可能な協力をするものとする。

### 4 教員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示によりその措置に当たる。当該学校だけで実施が不可能なときは、オホーツク教育局と連携を密にして近隣学校の教職員動員を依頼するなど、教育に支障をきたさないようにする。

### 5 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連携の上、直ちに緊急搬送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

## 6 衛生管理対策

学校が災害者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に災害者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

## 7 教科書及び学用品の調達及び支給

### (1) 調達方法

#### ア 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会（オホーツク教育局）に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店に連絡し供給を受けるほか、応急措置として他市町村に対し、使用済古教科書の供与依頼等の措置を考慮するものとする。

#### イ 学用品の調達

学用品については、北海道教育委員会（オホーツク教育局）の指示により調達するものとする。

### (2) 支給対象者

学校施設及び住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童及び生徒で教科書、学用品を喪失又はき損した者を対象として支給する。

### (3) 給与の方法

教育対策部は、学校長と緊密な連絡を保ち給与の対象となる児童及び生徒の実態を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、学校長を通じて対象者に支給する。

### (4) 支給品目

ア 教科書                      イ 文房具                      ウ 通学用品

### (5) 救助法が適用されない場合

り災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

## 第 20 節 応 急 飼 料 対 策 計 画

災害時における家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

### 1 実施責任者

訓子府町長（産業対策部）

### 2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼別所及び再はん用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもってオホーツク総合振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

#### (1) 飼 料（再はん用飼料作物種子を含む）

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 家畜の種類及び数量（再はん用種子については、種類、品質、数量）

ウ 購入予算額

- エ 農家戸数等の参考となる事項
- (2) 転 飼
  - ア 家畜の種類及び頭数
  - イ 転飼希望期間
  - ウ 管理方法（預託、附添等）
  - エ 転飼予算額
  - オ 農家戸数等の参考となる事項

## 第 21 節 応 急 土 木 対 策 計 画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設の災害応急土木対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 応急土木復旧対策

#### (1) 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

#### (2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

##### ア 応急措置の準備

ア) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資器材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

イ) 災害の発生が、予期されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策に万全を期するものとする。

ウ) 大規模な土木施設等の災害で被害の拡大や二次災害の発生が予期されるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、北海道開発局に応援要請を行うものとする。

##### イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、「災害時における応急対策業務に関する協定」により訓子府建設業協会、「北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ」により北海道開発局、道、近隣市町、関係機関及び自衛隊の協力を求めるものとする。

##### ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、イに準じ応急復旧を実施するものとする。

## 第 2 2 節 災 害 警 備 計 画

この計画は、町長が警察に対して応援要請をすることにより、災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域の社会秩序を維持すると共に安全を確保することを目的とする。

### 1 災害警備

災害警備については、北海道地域防災計画の定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

#### (1) 災害の予報、警報並びに情報等の伝達に関する事

北見警察署長（以下「警察署長」という。）は、町長からの要請及びNTT 通信回線の障害等の場合は、災害警備上必要と認められる範囲の予報及び警報の伝達について協力するものとする。

#### (2) 事前措置に関する事項

##### ア 町長が行う警察官の事前要請

町長が基本法第 58 条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長を経て北見方面本部長（以下「方面本部長」という。）に対して行うものとする。

##### イ 町長からの要求により行う事前措置

警察署長は、町長からの要求により、基本法第 59 条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、ただちに町長に通知するものとする。

この場合、当該措置の事後処理は、町長が行うものとする。

#### (3) 災害における災害に関する情報の収集に関する事項

ア 警察署長は、平素から災害の発生に備え、町長その他防災関係機関と緊密に連携して、災害警備上必要な情報収集に努めるものとする。

イ 警察署長は、災害発生後直ちに情報収集体制を確立して、管轄被災地域の建造物の被害程度、被災者の状況、火災発生状況、避難経路等被災者救護を最優先として情報収集を行い、必要事項を町長及び関係機関に通報するものとする。

ウ 警察署長は、被災状況の収集及び連絡等の迅速な処理を図るため、本部に警察幹部を派遣するものとする。

#### (4) 避難に関する事項

ア 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第 60 条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずるものとする。

イ 警察官は、基本法第 61 条に基づき、避難の指示を行う場合は、本章第 4 節避難救出計画に定める避難所を示すものとする。災害の種別、規模、態様、現場の状況等により避難救出計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察官が町長に通知したときは、当該避難先の借り上げ、給食等を町長が行うものとする。

#### (5) 交通規制に関する事項

ア 警察署長及び道路管理者は、管轄する道路における災害による交通の危険を防止し、住民の避難経路、緊急交通路の確保のため、あらかじめ災害の態様に応じた路線確保調査を行うとともに、交通規制路線、規制箇所、規制要領など近隣市町村管内を含めた広域的な総合交通対策について検討し、協議する。

イ 警察署長及び道路管理者は、大規模災害発生の初期段階から、被災者救護、消火、災害緊急援助隊

の受援のため、近隣市町村を含めた広域的な緊急交通路確保に努めるものとする。

## 2 災害時における警備体制の確立

災害に対処する警備体制は、次の各号に掲げるとおりとし、北海道警察本部長、又は方面本部長が発令するものとする。ただし、警察署長は、管内の情勢に応じて必要と認めたときは、本部長からの発令を待つことなく必要な警備体制を取るものとする。

### (1) 警備体制の種別

#### ア 準備体制

気象情報等により、災害の発生が予想され、かつ事態発生まで相当の時間的余裕がある場合は準備体制を取る。

#### イ 警戒体制

相当の被害発生が予想される場合は警戒体制を取る。

#### ウ 非常体制

災害が発生し又は発生しようとする場合、非常体制を取る。

#### エ 警備体制の解除

本部長又は警察署長は、気象状況の変化又は洪水、浸水等による危険状態に依りあるいは発生した災害について応急の措置が完了した場合には、その事態に依り、逐次警備体制の切替又は解除を発令するものとする。

### (2) 災害警備本部

本部長が非常体制を発令した場合又は警察署長が自ら非常体制を取った場合には直ちに、また、警戒体制を発令したときは、予想される災害の規模、態様に依り、別に定める北海道警察災害警備計画（以下「警備計画」という。）により災害警備本部を設置するものとする。

### (3) 警備部隊の編成運用

警備部隊の編成運用は、警備計画の定めるところにより、災害の種別、規模及び態様に依り行うものとする。

## 3 災害予防に関する事項

### (1) 防災広報

警察は、平素から避難措置、危険物の保安、犯罪の予防、交通の規制に関する広報を行うものとする。

### (2) 危険地域の調査

警察は、必要ある場合には関係機関と協力して水害、地すべり、山（土砂）くずれ等災害の発生するおそれのある危険地域の調査を行うものとする。

## 4 災害応急対策に関する事項

### (1) 準備体制下における活動

ア 気象情報その他の災害に関する情報の収集及び伝達

イ 関係機関との連携

ウ 警察通信施設、設備及び通信資機材の整備

エ 装備、資器材の整備

オ 警備施設の防護措置

### (2) 警戒体制下における活動

ア 災害警備本部の設置

- イ 警備要員の召集及び部隊編成
- ウ 警備部隊の事前配置
- エ 通信機器の重点配備
- オ 避難の指示又は警戒及び避難者の誘導

(3) 非常体制下における活動

ア 初期の活動

- ア) 人命救助
- イ) 交通整理
- ウ) 被害状況の調査及び報告
- エ) 広報

イ その後の活動

- ア) 死体の検視
- イ) 危険物の取り締まり
- ウ) 犯罪の予防及び取り締まり
- エ) 他の機関の行う救助活動及び防御活動に関する協力

5 応急措置に関する事項

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき、警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通報するものとする。計画区域を設定し通知を行った場合等の事後処理は町長が行うものとする。
- (2) 警察署長は警察官が基本法 64 条第 7 項並びに同法第 65 条第 2 項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。  
警察官が応急公用負担を行った場合の損失の補償等の事後処理については町長が行うものとする。

6 緊急通行車両の通行の確保

町長は（車両資材班）は、北海道公安委員会が基本法第 76 条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止した場合、緊急応急対策に使用する車両につき、警察署長を通じ北海道公安委員会に申請を行い、標章（様式 1）及び緊急通行車両確認証明書（様式 2）の交付を受け輸送にあたるものとする。

(様式1)

登録 (車両) 番号

緊急

有効期限 年 月 日

15

21

- 備考 1 色彩は、年号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録 (車両) 番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号並びに年、月及び日を示す部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式2)

第 号		年 月
日		
緊急通行車両確認証明書		
		北海道知事
		北海道公安委員会
⑩		
⑩		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車 両にあつては、輸送人員又は品名		
使用者	住 所	( ) 局
	氏 名	番
通 行 日 時		

通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする

## 第 23 節 自衛隊災害派遣要請計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命救助、財産を保護するため、訓子府町のみで困難な場合、自衛隊法83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する事項は、本計画の定めるところによる。

### 1 要請基準

- ア 人命救助のための応援を要請するとき。
- イ 水害による災害又は災害の発生が予想される緊急の措置に応援を必要とするとき。
- ウ 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- エ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- オ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- カ 医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

### 2 派遣要請の要領

#### (1) 災害派遣要請の手続き

町長は、災害派遣要請の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって知事（オホーツク総合振興局長）に要求する。また、緊急を要する場合は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 町長は、人命の緊急救助に関し、知事（オホーツク総合振興局長）に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（オホーツク総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（オホーツク総合振興局長）に連絡し、上記（1）の手続きを行うものとする。

### 3 災害派遣部隊の受入態勢

#### (1) 受入準備の確立

知事（オホーツク総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

##### ア 宿泊所等の準備

総務対策部は派遣部隊の宿泊所、車両、器材の保管場所の準備、その他受け入れのための必要な措置及び準備をする。

##### イ 連絡職員の氏名



派遣部隊との連絡は、総務対策部庶務班の中から指名し連絡に当たらせる。

#### ウ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他必要事項については、土木対策部が計画を立て派遣部隊の到着と同時に作業ができるように準備をしておくものとする。

### (2) 派遣部隊との作業計画等の協議及び報告

#### ア 作業計画の協議

土木対策部は派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援計画等について協議し、調整の上、必要な措置を取る。

#### イ 道への報告

総務対策部は到着後必要に応じて次の事項をオホーツク総合振興局に報告する。

ア) 派遣部隊の長の官職氏名

イ) 隊員数

ウ) 到着日時

エ) 従事している作業内容及び進行状況

オ) その他参考となる事項

## 4 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式2）をもって知事（オホーツク総合振興局長）に対し、その旨報告するものとする。

## 5 経費の負担等

### (1) 次の費用は町において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道使用料

オ 下水道使用料

### (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

### (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

様式1

年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

訓子府町長 ⑩

自衛隊の派遣について

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式2

年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

訓子府町長 ⑩

自衛隊の撤収について

先に派遣要請した自衛隊の出動に対し、下記のとおり撤収願います

記

- 1 派遣箇所
- 2 撤収日時 年 月 日 時 分
- 3 撤収理由

## 第 24 節 防災ボランティア活用計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速・的確に実施するうえで必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の受け入れ及び活動に関する計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 ボランティア団体等の受け入れ

(1) 町外からのボランティア団体の受け入れ窓口は、民生対策部とする。

(2) 民生対策部は、ボランティア受入状況の把握と記録を行う。

- ア 団体名、所属名、出身地、連絡先等
- イ 責任者、リーダー名、滞在中の連絡先及び連絡方法等
- ウ 人数、性別、年齢等
- エ 専門分野、有資格者、支援内容、活動経歴等
- オ 装備品、携行品等の内容及び数量等
- カ 滞在可能（予定）期間
- キ その他必要事項

### 2 ボランティア団体等の活動

受入れ手続き終了後のボランティアの町内における活動については、教育対策部（社会教育班）が担うものとする。

(1) あらかじめ、本部及び各避難場所等から要請のある活動の内容とその緊急度、優先度について把握しておく。

(2) 活動内容、場所、人数、期間、必要装備等に応じて、ボランティアの派遣先を決定、指示し、活動中の食事、宿泊先の確保、活動地への誘導、連絡等を行うとともに、派遣後はその活動状況を把握し、本部に報告する。

(3) その他、ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を本部に提出する。

- ア 派遣先と活動内容
- イ 活動人員と期間
- ウ 活動の効果
- エ その他、今後の参考となる事項

## 第6章 事故対策計画

# 第 6 章 事 故 対 策 計 画

社会、産業の高度化、複雑化及び多様化に伴い、高度な交通、輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁等道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり事故災害について予防及び応急対策を定める。

## 第 1 節 航 空 災 害 対 策 計 画

### 1 基本方針

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及びその他防災関係機関が実施する対策はこの計画の定めるところによる。

### 2 災害応急対策

#### (1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、次により実施するものとする。

##### ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

##### イ 実施事項

- ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速にほかの関係機関に連絡するものとする。
- ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化及び応急対策の調整等を行うものとする。

#### (2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民に対して行う災害広報は、第 5 章第 3 節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

##### ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に対応するものとする。

- ア) 航空災害の状況
- イ) 家族等の安否情報
- ウ) 医療機関等の情報
- エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ) その他必要な情報

##### イ 旅客及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア) 航空災害の状況
- イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ) 医療機関等の情報
- エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ) 航空輸送復旧の見通し
- カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

町は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

### 4 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第4章第6節「消防計画」及び第5章第5節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

### 5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療及び助産計画」の定めるところにより実施するものとする。

### 6 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 北見地区消防組合消防署訓子府支署は、第4章第6節「消防計画」に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、適切な消防活動を迅速に実施するものとする。
- (2) 北見地区消防組合消防署訓子府支署の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

### 7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町は、第5章第14節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

### 8 交通規制

北見警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第16節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

### 9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第12節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講じるものとする。

また、第5章第13節「清掃及び飼養動物の管理に関する計画」の定めるところにより、廃棄物の処理等に係る応急対策を講じるものとする。

10 自衛隊災害派遣要請

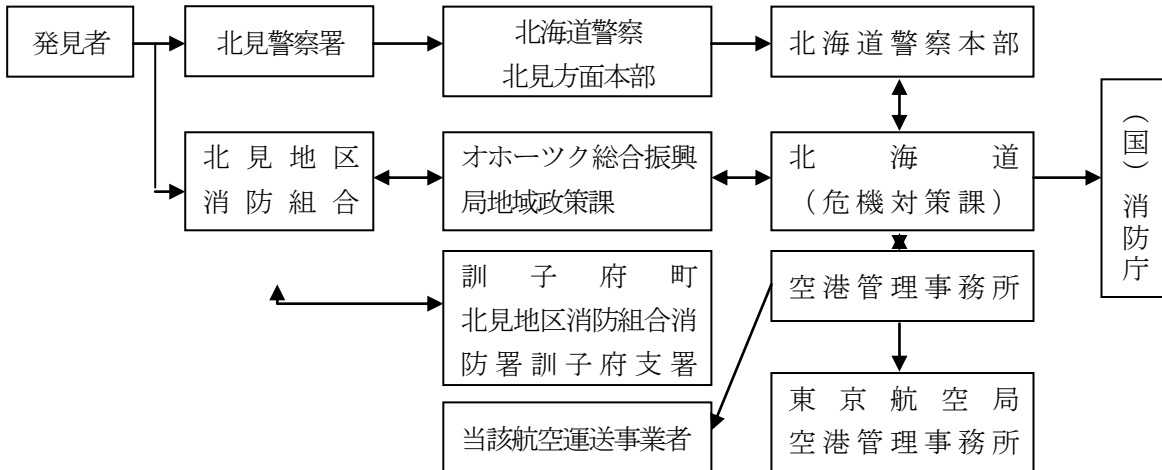
町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第23節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

11 広域応援

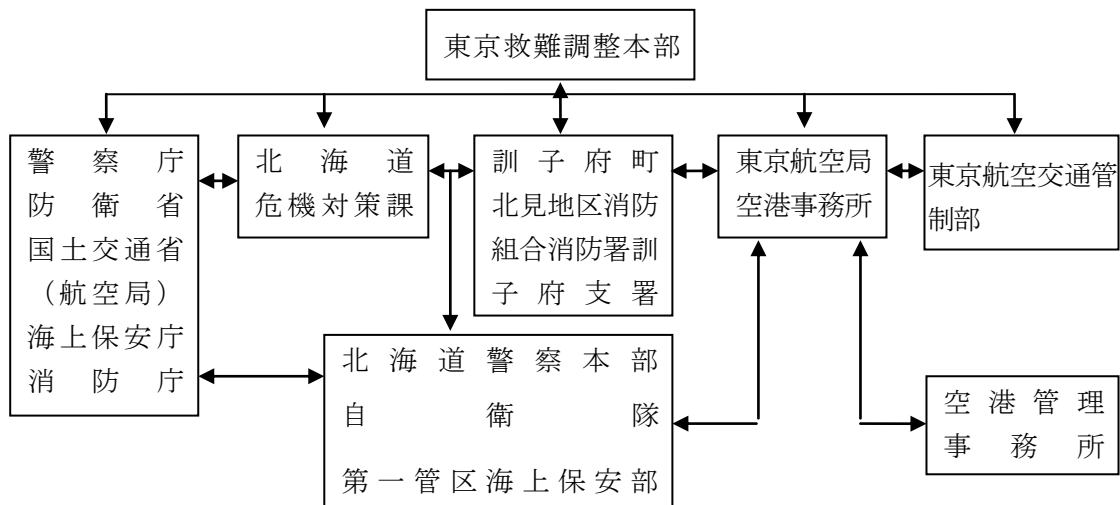
町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、北海道及び他の市町村への応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

## 第 2 節 道 路 災 害 対 策 計 画

### 1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然防止するための必要な予防対策を実施するものとする。

#### (1) 道路管理者

ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに必要に応じ体制改善等の措置を講じるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備等の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制並びに資機材等を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等、防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

#### (2) 北見警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場、周辺施設等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。

#### (3) 網走地方道路防災連絡協議会

ア 関係機関が連携して地域防災にあたるための体制を整備するものとする。

イ 大雨、吹雪等の異常現象による通行止め等の通行規制情報を地域の防災機関や地域住民、道路利用者及び事業者へ伝達するための体制を整備するものとする。

### 3 災害応急対策

#### (1) 情報通信

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、次により実施するものとする。



#### ア 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

#### イ 実施事項

ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速にほかの関係機関に連絡するものとする。

ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### (2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

#### ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア) 道路災害の状況

イ) 家族等の安否情報

ウ) 医療機関等の情報

エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報

オ) その他必要な情報

#### イ 道路利用者及び地域住民への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア) 道路災害の状況

イ) 被災者の安否情報

ウ) 医療機関等の情報

エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ) 施設等の復旧状況

カ) 避難の必要性、地域に与える影響

キ) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

町は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### 4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については第5章第5節「救助救出計画」の定めによるものとするが、道路管理者は関係機関による初期活動が迅速かつ的確に行われるよう協力するものとする。

### 5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療及び助産計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による初期活動が迅速かつ的確に行われるよう協力するものとする。

## 6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 北見地区消防組合消防署訓子府支署は、第4章第6節「消防計画」に基づき速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- (2) 北見地区消防組合消防署訓子府支署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (3) 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際して、北見地区消防組合消防署訓子府支署による迅速かつ的確な初期消防活動が行われるよう協力する。

## 7 行方不明者の搜索及び死体の収容等

町は、第5章第14節「行方不明者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 8 交通規制

道路災害における交通規制については、次により実施する。

- (1) 北見警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。
- (2) 町及び道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

## 9 自衛隊の派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第23節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長を通じて北海道に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

## 10 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、北海道及び他の市町村等へ応援を要請するものとする。

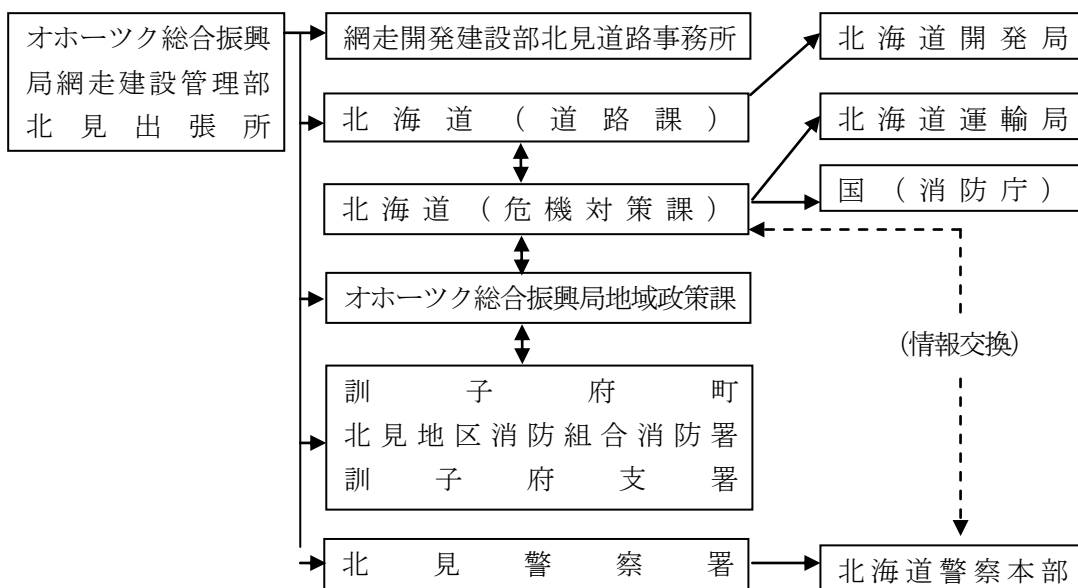
## 11 災害復旧

町及び道路管理者は、その公共性にかんがみ、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

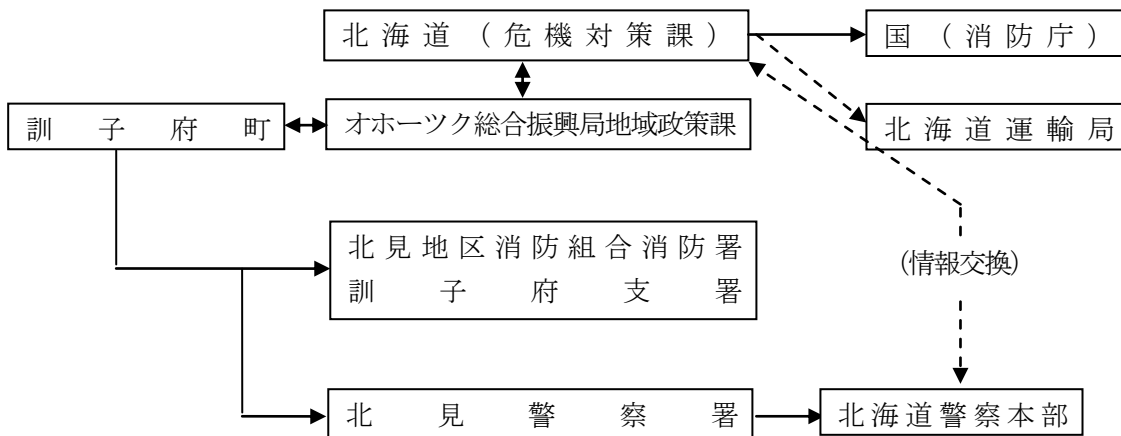
- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図

1 道の管理する道路の場合



2 町の管理する道路の場合



## 第 3 節 危 険 物 等 災 害 対 策 計 画

### 1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の遅漏、流出、火災、爆発等により支障が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 2 基本事項

#### (1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7号に規定されているもの

〈例〉 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

#### (2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

〈例〉 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

#### (3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

〈例〉 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

#### (4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

〈例〉 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩酸等）など

#### (5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されているもの。

#### (6) 町内危険物製造所等設置状況

平成27年4月1日現在

区 分	設置数
給油取扱所	8
一般取扱所	6
屋外貯蔵所	1
屋外タンク貯蔵所	11
地下タンク貯蔵所	18
移動タンク貯蔵所	15
合計	59

### 3 災害予防

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

### 4 災害応急対策

#### (1) 情報通信

危険物等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、次により

実施するものとする。

ア 情報通信連絡等

危険物等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

イ 実施事項

- ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速にほかの関係機関に連絡するものとする。
- ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア) 災害の状況
- イ) 家族等の安否情報
- ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ) 医療機関等の情報
- オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ) その他必要な事項

イ 地域住民への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア) 災害の状況
- イ) 被災者の安否情報
- ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ) 医療機関等の情報
- オ) 関係機関の災害応急対策の概要
- カ) 避難の必要性、地域に与える影響
- キ) その他必要な事項

5 応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

6 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物質の性状を十分把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置の指示、危険物等関係施設の緊急使用停止の指示など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を図るものとする。

## 7 消防活動

- (1) 北見地区消防組合消防署訓子府支署は、事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 北見地区消防組合消防署訓子府支署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

## 8 避難措置

町は、人命の安全を図るため、第5章第4節「避難計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物の特殊性を考慮し、必要な措置を実施するものとする。

## 9 救助救出及び医療救護活動等

町は、第5章第5節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また町は、第5章第14節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 10 交通規制

北見警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第16節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

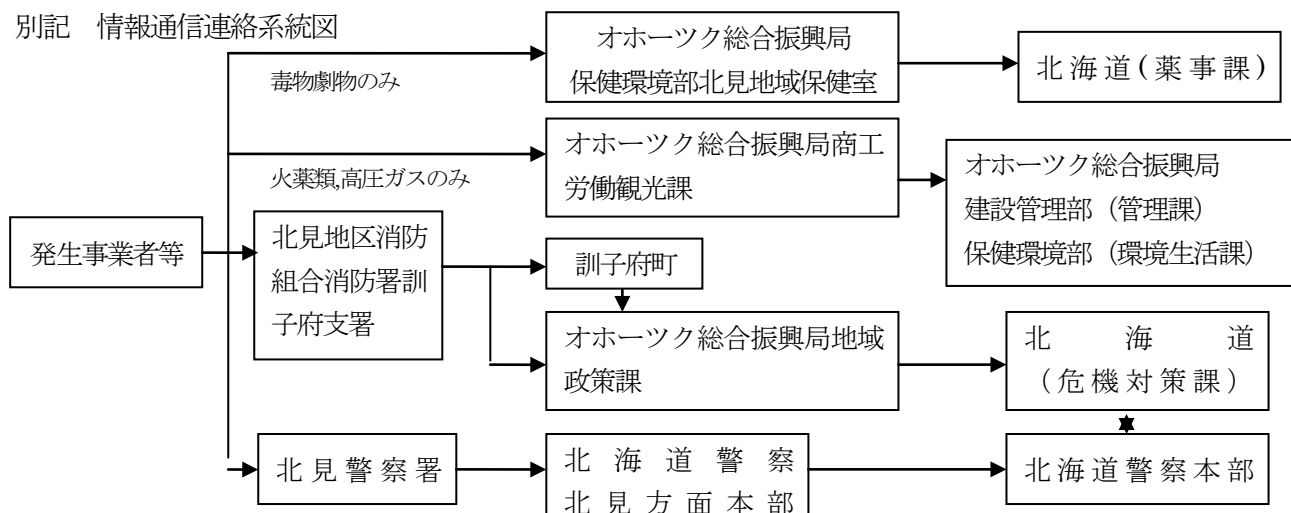
## 11 自衛隊派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第23節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

## 12 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には北海道及び他の市町村等へ応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図



## 第 4 節 大規模な火事災害対策計画

### 1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

### 2 基本事項

#### (1) 指定防火対象物

項	用 途	防火対象物	
1	イ	劇 場 ・ 映 画 館	1
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	7
2	イ	キャバレー、カフェ等	
	ロ	遊技場又はダンスホール	1
	ハ	ファッションヘルス・イメクラ等	
	ニ	カラオケボックス・個室ビデオ	
3	イ	待 合 ・ 料 理 店	
	ロ	飲 食 店	2
4	百貨店・物品販売店	9	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	2
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	21
6	イ	病院・診療所・助産所	1
	ロ	特別養護老人ホーム等	3
	ハ	老人デイサービスセンター・保育園 等	2
	ニ	幼稚園・特別支援学校	1
7	各種学校	4	
8	図書館	2	
9	イ	蒸気・熱気浴場の類	
	ロ	一般の公衆浴場の類	1
10	車両の停車場		
11	神社・教会の類	6	
12	イ	工場・作業場	23
	ロ	映画・テレビスタジオ	
13	イ	自動車車両駐車場	4
	ロ	飛行機又は回転翼の格納庫	
14	倉庫	29	
15	前各校に該当しない事業所	26	
16	イ	特定複合用途対象物1~4項5項イ 6・9項イが在するもの	9

	ロ	前期に掲げる以外の複合用途	1
合 計			155

うち4階以上の建物 なし 3階以上の建物 農協

### 3 災害予防

町は、防災関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

#### (1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域などの的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりの推進を目指すものとする。

#### (2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

#### (3) 防火思想の普及

年2回(春、秋季)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等避難行動要支援者対策に十分配慮する。

#### (4) 防災訓練の実践

町は、関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火活動・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

#### (5) 火災警報

町長は、オホーツク総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件(別表)となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

別表

警報発令条件	実効湿度66%以下にして、最少湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき
--------	--

### 4 災害応急対策

#### (1) 情報通信

##### ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

##### イ 実施事項

- ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

#### (2) 災害広報



災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

#### ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア) 災害の状況
- イ) 家族等の安否情報
- ウ) 医療機関等の情報
- エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ) その他必要な事項

#### イ 地域住民への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア) 災害の状況
- イ) 被災者の安否情報
- ウ) 医療機関等の情報
- エ) 町の実施する応急対策の概要
- オ) 避難の必要性、地域に与える影響
- カ) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### 4. 消防活動

北見地区消防組合消防署訓子府支署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所、避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

### 5 避難措置

町は、人命の安全を図るため、第5章第4節「避難計画」の定めるところにより、必要な避難の措置を実施するものとする。

### 6 救助救出及び医療救護活動等

町は、第5章第5節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、第5章第14節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

### 7 交通規制

北見警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第16節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

### 8 自衛隊派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第23節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

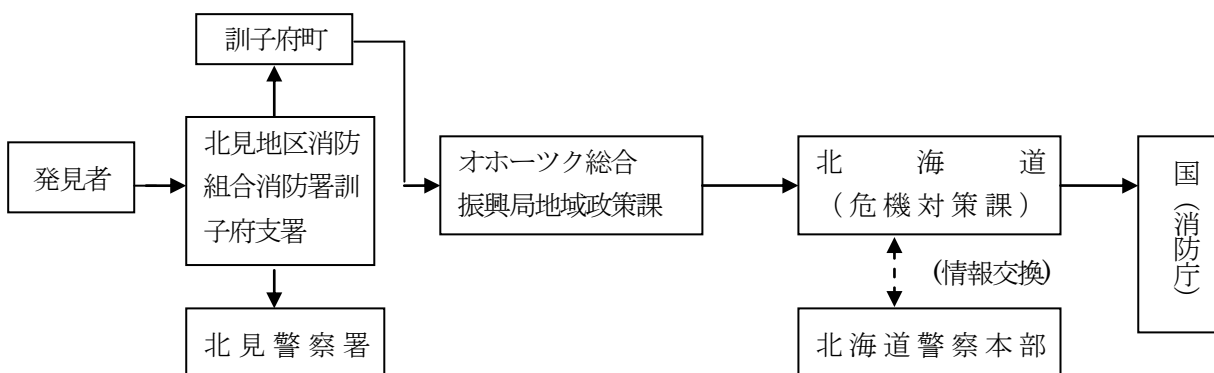
### 9 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には北海道及び他の市町村等へ応援を要請するものとする。

### 10 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は被災の状況、地域の特性、被害者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと第8章「災害復旧計画」により迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図



## 第 5 節 林 野 火 災 対 策 計 画

### 1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、実施する予防、応急対策はこの計画に定めるところによる。

### 2 予防対策

#### (1) 林野火災予防対策

林野火災の発生原因は、ほとんどが人為的によるものであるため、町は関係機関と連携を図り、次により対策を講じるものとする。

##### ア 一般入林対策

山菜採取、魚釣、ハイキング等の入林者に対する対策として、次の事項を実施する。

- ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- イ) 入林許可・届出等について指導する。
- ウ) 火災警報発令または気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

##### イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月から6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ア) 森林法（昭和26年6月26日法律249号）及び訓子府町火入れに関する条例（昭和59年条例21号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

##### ウ 林内事業者対策

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項に留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

- ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ) 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
- ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知の確立

#### (2) 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の組織を設け、構成機関相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

##### ア 実施組織名称

訓子府町林野火災予消防対策協議会

##### イ 実施機関

訓子府町・オホーツク総合振興局東部森林室・北見地区消防組合（訓子府支署、訓子府消防団）・新生紀森林組合・実践会

ウ 協力機関

北見警察署訓子府警察官駐在所・町内各小中高等学校・町内林業関係業者・きたみらい農業協同組合訓子府地区事務所・訓子府石灰工業株・町内会連絡協議会・訓子府建設業協会

(3) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象予報及び警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

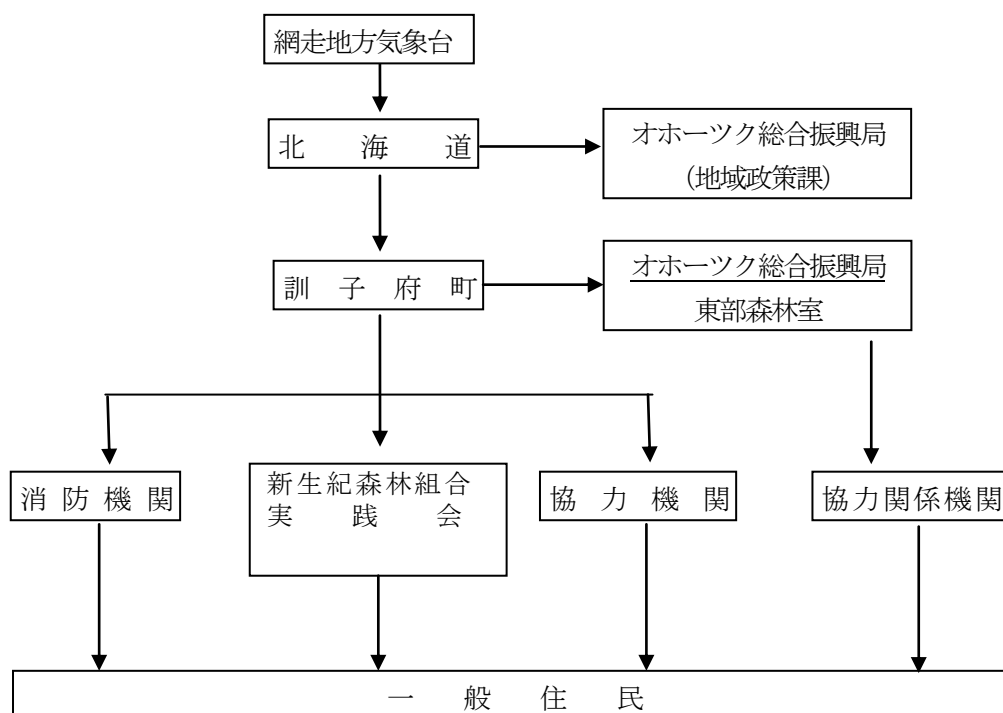
ア 林野火災気象警報

林野火災気象通報は、火災気象警報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第1節「気象予報、警報並びに情報等の伝達計画」のとおりである。

イ 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

林野火災気象警報の伝達系統



3 災害応急対策

(1) 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ) 町及びオホーツク総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

## (2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

### ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア) 災害の状況
- イ) 家族等の安否情報
- ウ) 医療機関等の情報
- エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ) その他必要な事項

### イ 地域住民への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア) 災害の状況
- イ) 被災者の安否情報
- ウ) 医療機関等の情報
- エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ) 避難の必要性、地域に与える影響
- カ) その他必要な事項

## 3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

## 4. 消防活動

北見地区消防組合消防署訓子府支署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、林業関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

## 5 避難措置

町長は、人命の安全を図るため、第5章第4節「避難計画」の定めるところにより、必要な避難の措置を実施するものとする。

## 6 交通規制

北見警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

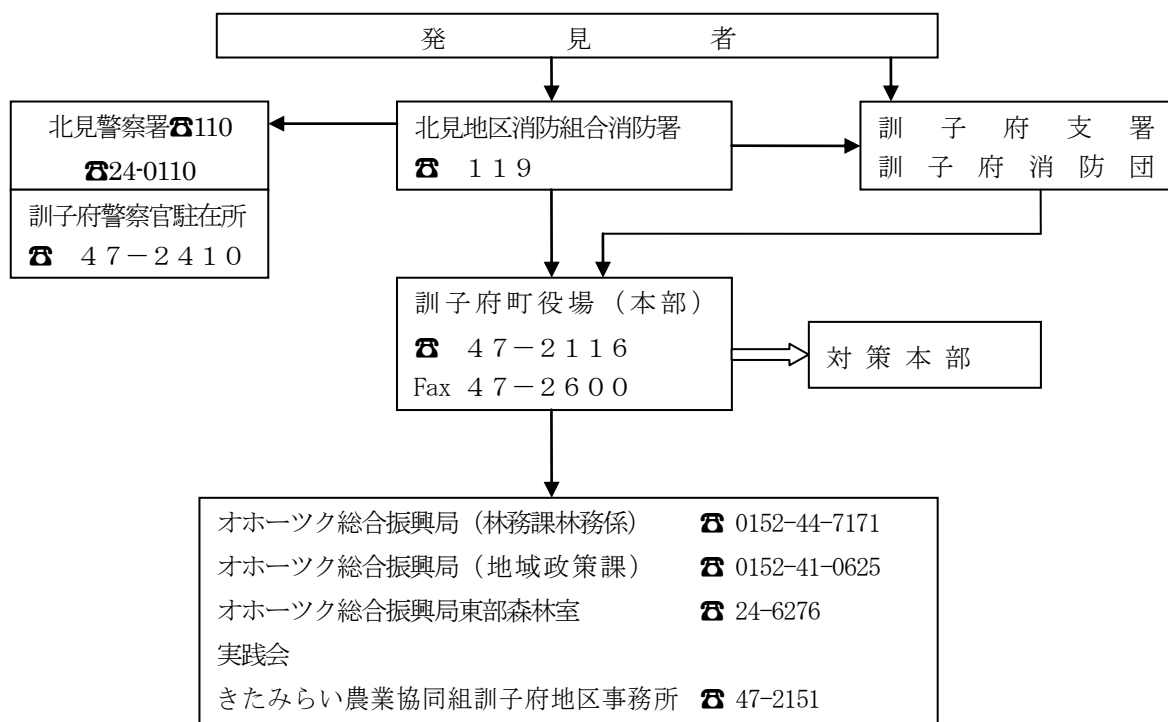
## 7 自衛隊派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第23節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

## 8 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には北海道及び他の市町村等へ応援を要請するものとする。

### 山火事発生通報伝達網



## 第7章 特殊災害対策計画

# 第 7 章 特殊災害対策計画

## 第 1 節 地震災害対策計画

地震による災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における応急対策は、本計画によるものとする。

### 1 組織及び活動

町内において震度 5 弱以上の地震が発生、若しくは地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、町防災計画第 2 章第 2 節に定める災害対策本部を設置し、状況によっては他の市町村、道、防災関係機関及び町内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

### 2 地震災害予防対策

町は、建築物、構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設などの耐震性を確保し、災害の発生及び拡大の防止を図るため災害予防対策を積極的に推進する。

#### (1) 建築物等の安全化

ア 防災活動拠点となる幹線道路、公園・河川など基盤施設整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化を推進する。

イ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を実施する。

ウ 町内の主要な幹線道路及びその橋梁について整備を推進するとともに、交通途絶時の代替道路及び交通の確保や交通安全施設の整備に努める。

#### (2) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、その整備を重点的・計画的に促進するため、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進を図る。

#### ア 町の事業計画

事業項目	施設分類	事業名	事業の概要	実施予定
8-2号	園舎（補強）	森林整備加速化・林業再生総合対策交付金	訓子府幼稚園耐震補強	平成 26 年度～27 年度
9-1号	校舎（補強）	安全安心な学校づくり交付金	訓子府小学校耐震補強	平成 21 年度 実施済み
9-2号	屋内運動場（補強）	安全安心な学校づくり交付金	訓子府小学校屋内運動場耐震補強	平成 22 年度 実施済み
			居武士小学校屋内運動場耐震補強	平成 22 年度 実施済み
11号	スポーツセンター（補強）		スポーツセンター耐震補強	平成 29 年度

### 3 通信連絡対策

#### (1) 通信連絡の方法



「第3章第2節災害通信計画」に定めるところによる。

(2) 無線の確保

無線基地局を火災の延焼から極力守るとともに、安全な場所に移転するなど、無線の安全を確保する。

(3) 携帯無線の活用

各関係機関のもつ移動無線、携帯無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保する。

なお、災害の状況によりアマチュア無線を活用するものとする。

(4) 放送局、無線関係者との協力体制の確立

放送局、新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、網走地区非常無線通信協議会の組織を通じて、通信の万全を図るものとする。

(5) 機動力による連絡体制の確立

ヘリコプター、自動車、オートバイ等の機動力を動員する連絡体制を確立する。

(6) 放送の優先利用

町長は、緊急を要する場合で特別の必要があるときは、災害に対する通知、要請、伝送及び警告（災害警報のみ）等の放送を依頼することができる。放送を依頼された放送局では、最も有効かつ適切な方法で関係地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

#### 4 広報活動

(1) 広報の準備

広報車等の諸設備は、突発時においても直ちに出勤できるよう、平常時から点検、整備を行い、また、直ちにその職員を確保できる体制を取り、初動広報活動の万全を期するものとする。

(2) 広報内容

広報内容の主なものは、次のとおりである。

ア 避難場所等について（避難所の位置、経路等）

イ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況、通話可能区域、開通見込日時）

ウ 火災状況（発生箇所、避難指示等）

エ 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）

オ 応急救護所の開設、医療班の派遣状況

カ 食料、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）

ク 河川、橋梁等土木施設状況（被災状況、復旧状況等）

ケ 住民の心得等人心の安定及び社会秩序のため必要とする事項

(3) 広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車等）を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

#### 5 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

地震災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材の整備に努めるものとする。

(1) 食料の確保

ア 町長（民生対策部）は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結する

など、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

イ 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2～3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

## (2) 防災資機材の備蓄

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪、寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具等の整備に努める。

## 6 火災防御対策

### (1) 火災予防対策

地震による被害が大規模となるのは、地震動そのものによる家屋倒壊等の一部災害より火災による二次災害の方が大きい可能性があり、市街地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。

災害時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に努めるものとする。

#### ア 出火の未然防止

ア) 住民の火気取扱に係る意識の向上

講習会、広報手段を利用した住民に対する出火防止のための防災啓発の実施

イ) 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

ウ) 火気使用設備、器具の安全化

耐震自動消火装置付ストーブの普及、LPガスの転倒防止策の実施促進等

エ) 一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を推進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

オ) 危険物施設等の安全化

町内の危険物施設等の把握、危険物等の安全取り扱いと適正管理についての事業所関係者に対する指導、防火資機材の整備促進などによる出火及び流出防止対策

カ) 消防法に規定する立入検査を実施し、火災発生危険の排除に努め、常に町内の消防対象物の状況を把握し、予防対策の万全を図る。

#### イ 初期消火

ア) 家庭への消火器具の設置督促

イ) 消防用設備の耐震化促進並びに保守点検の実施及び適正な維持管理の指導

ウ) 住民及び事業所の初期消火体制の充実強化

#### ウ 火災の拡大防止

ア) 消防活動体制の充実強化

同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴を有する地震災害に対応するため、被害の態様、規模等を考慮した消防力の整備増強並びに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

イ) 消防団の強化

消防団は災害時には警戒活動、消火活動を行うとともに、平常時は地域住民に対し、出火防止、初期消火等の指導を行うなど、地震火災対策において重要な役割を担っている。したがって、消防団員の教育訓練、消防団用防災資機材の整備等消防団の強化、活性化の推進を図る。

## ウ) 消防水利の整備

大地震時において、消火栓は水道施設の破壊等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあり、また、防火水槽についても本体の損傷や通行障害等によって使用不能となり消火活動の障害となる可能性がある。

したがって建物の焼失危険度の高い地域、避難場所、避難路の周辺等は耐震性の防火水槽、貯水槽等の消防水利の整備を図るとともに人口水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進する。

## (2) 火災防御活動

火災時には、二次的に発生する多発火災が延焼拡大し、大火災となって多大の人的、物理被害をもたらすおそれがあり、他方、道路の通行障害や消防水利の損壊により消防力が低下する事態も予想される。したがって、地震による火災被害の防止軽減を図るためには、地震発生直後の出火防止と初期消火を徹底するとともに、平常時にも増して、消防団員及び消防資機材を効率的に運用し、火災の延焼拡大を迅速・的確に防止するものとする。

ア 地震発生直後には、各家庭内における出火防止及び初期消火の徹底を図るものとする。この段階では消防機関をはじめ各防災関係機関はあらゆる方法を通じて出火防止と初期消火の徹底を図るものとする。

イ 初期消火活動で各家庭においては、出火後3～5分程度までの消火器、バケツによる消火、自主防災組織では、出火後5～10分程度までのグループによる消火を行うものとする。

ウ さらに、出火後10分～20分程度の1棟火災から小規模な延焼段階においては、消防団による集中的な消火活動が不可能となり、火災の状況次第では第4章第6節消防計画の相互応援計画による近隣市町への応援要請を行うものとする。しかし、地震の被害想定によっては応援の到着が遅れるおそれもあり、さらに近隣市町自体でも被災する可能性があるため、火災が延焼拡大に至る前に、各出火箇所において消防団が火災を早期に鎮圧することに全力を尽くすものとする。

エ 火災が同時多発し延焼拡大に至ってしまった場合は、人命の安全確保を図るための活動を優先させることを原則とし、消防力の重点投入（避難地、避難路、重要対象物の重点防御等）延焼阻止線の設定など消防力の効率的、重点的な運用を図るものとする。

(1) 大量危険物貯蔵施設等の火災は、危険物、毒劇物の拡散流出、爆発等の併発を考慮して防御に当たる。

(2) 火災の鎮圧が困難と判断したときは、緊急命令を発し、次の防御措置を取る。

ア 警戒区域の設定

イ 破壊手段の実施

ウ 他の市町村の消防隊又は自衛隊等の応援要請

エ 火災付近の住民に対する飛び火警戒広報

オ 道路の遮断

カ 付近住民に対する避難指示及び誘導

## 7 危険物火災

危険物火災に際しては、近隣建物の延焼阻止を主眼とし、危険物の実態と消防力の関係を考察して、化学車隊の派遣要請等他機関の応援を受けるほか、爆発危険物のある場合は、地域住民に対し避難を指示し、防御に当たっては、その圏外において行うものとする。

#### (1) 石油類貯蔵施設の火災

ア 被害が広範囲にわたり引火爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、立入禁止区域の設定をするとともに、区内住民に対する避難立退きを指示、勧告する。

イ 火災の状況、規模及び危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等、他機関の応援を受ける。

ウ 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除を実施させる。

エ 露出した場所、その他危険区域は、ロープ等で区画し係員を配置する。

#### (2) プロパンガス火災

プロパンガスを取り扱い、又は大量に使用する工場などの火災の場合は、直ちに元栓を閉止し、周囲の延焼防止を原則とし、容器に対しては冷却焼却を行い、噴出ガスに着火した場合は、その炎を消火することなく容器の冷却を続行し、ガスの流動を防止する。

### 8 避難対策

#### (1) 避難勧告又は指示

町長は、地震の発生に伴う火災、宅地崩壊、山崩れ及びがけ崩れにより、住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地帯の住民に対して、速やかに避難先を明示して、立退きを勧告又は指示する。

#### (2) 避難勧告又は指示の周知

「第5章第4節 避難計画」5に定めるところによる。

#### (3) 避難場所の設定

「第5章第4節 避難計画」6に定めるところによる。

### 9 避難方法

(1) 避難誘導は、町職員、消防職員及び消防団員、警察官その他指示権者の命を受けた職員が当たるが、避難立退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先的に行い、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導をする。

#### (2) 移送の手段

##### ア 小規模の場合

避難立退きに当たっては、避難者は各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によって行う。

##### イ 大規模の場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、道に対し応援を求めて実施する。

### 10 救出対策

#### (1) 住民による対策、救出活動

救出救助活動は、消防機関を主体として実施するが、地震発生時においては、火災同時多発の場合も想定されること及び被災地の広域性の点から、消防機関による救助のほか、町長は、住民による自主的救助活動の協力を依頼するものとする

#### (2) 消防団員等における救出救助活動

町長は、震災により緊急に救出救助を要請する住民があることを察知したときは、火災の発生状況等

を勘案して警察官及び消防機関と協力して、救出救助を実施するものとする。

11 次の事項については、町防災計画第5章各節で定めるところに準じて行うものとする。

- (1) 動員計画
- (2) 食料供給計画
- (3) 医療、生活必需品等物資供給計画
- (4) 住宅対策計画
- (5) 給水計画
- (6) 衣料及び助産計画
- (7) 防疫計画
- (8) 清掃及び飼養動物の管理に関する計画
- (9) 行方不明者の捜索及び死体の処理並びに埋葬計画
- (10) 障害物除去計画
- (11) 輸送計画
- (12) 労務供給計画
- (13) 文教対策計画
- (14) 応急飼料対策計画
- (15) 応急土木対策計画
- (16) 災害警備計画
- (17) 自衛隊災害派遣要請計画
- (18) 防災ボランティア活用計画

## 第2節 医療救護対策計画

大量の医療、救護需用を処理するための対策は、本計画によるものとする。

1 医療救護活動の基本

(1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、有害物の流出、車両による事故、航空機などの墜落、その他集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関による総合的な医療救護活動が必要な事態を対象とする。

なお、集団的に多数の負傷者とはおおむね50人以上に及ぶ災害とする。

(2) 活動方針

医療救護活動は、原則として町又は北海道が設置する応急救護所において、救護班により実施するものとし、救護班は医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じ北見医師会長の定めるところによる。

(3) 救護班の業務内容

ア トリアージ(多数の傷病者が同時に発生した場合、その緊急度や重傷度に応じて適切な措置や搬送を行う)

イ 傷病者に対する応急措置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

## エ 助産救護

### (4) 医療救護に関する組織

医療救護活動の円滑な実施を図るため、町長は必要に応じて災害現場に医療救護本部を設置して対処するものとする。

## 2 関係機関の業務の大綱

機関名		業務の大綱
北海道	オホーツク 総合振興局	1 医療救護活動にかかわる連絡調整 2 医療救護にかかる指導及び日赤救護班の派遣要請 3 自衛隊の派遣要請
	オホーツク 総合振興局 保健環境部 北見地域保健室	1 医療救護に必要な人員、医療器具及び薬剤の確保並びに救護班の編成派遣 2 各医療救護班の連絡調整 3 近隣市町村医療機関の施設利用についての協力要請 4 被災者の健康管理
訓子府町		1 現地医療救護本部の設置 2 応急救護所の設置及び管理 3 医療救護活動に必要な医薬品、医療器材等の調達及び確保 4 消防防災ヘリコプターの運航要請
訓子府支署 訓子府消防団		1 現地医療救護本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
北見警察署		1 傷病者の救出及び災害現場の警戒 2 交通路の確保 3 傷病者の身元確認
北見医師会		1 救護班の出動による医療救護班の実施 2 医療施設の確保

## 3 搬送体制の確保

### (1) 救護班

救護班の輸送手段については、それぞれの機関等で確保するものとするが、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、北海道及び自衛隊等の所有するヘリコプター等による搬送を要請する。

### (2) 重傷患者等

ア 重傷患者等の搬送は、原則として地元消防機関が実施するが、消防機関の救急車両が確保できないときは、町、北海道又は救護班が確保した車両により搬送する。

イ 町職員及び消防団員等により担架で搬送する。

ウ 道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、北海道及び自衛隊等の所有するヘリコプター等による搬送を要請する。

#### 4 応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（オホーツク総合振興局長）に対し、次のとおり応援要請を行う。

- (1) 医療班の支援（道立病院、赤十字病院）
- (2) 傷病者の救出、搬送、救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）

#### 5 救急医療活動報告書の提出

北見医師会長は、町長の要請により災害救急医療班を出動させ緊急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を、町長に提出するものとする。

- (1) 出動場所及び出動機関
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）
- (5) 緊急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

#### 6 経費の負担及び損害賠償

- (1) 救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害賠償をいずれの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

ア 訓子府町

町が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

- (2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は災害救助法施行細則第 10 条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額に従う。また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損についてはその実費を時価で、それぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。

- (3) 損害補償

救急活動のため、出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、これによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。

## 第8章 災害復旧・被災者援護計画



## 第 8 章 災害復旧・被災者援護計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単に原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備えるものとし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

### 第 1 節 災害復旧計画

#### 1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し実施するものとする。

#### 2 公共施設復旧事業計画

公共施設の災害復旧計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業
  - イ 砂防設備災害復旧事業計画
  - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - エ 道路公共土木施設事業計画
  - オ 公園公共施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上、下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 学校体育施設災害復旧事業計画
- (7) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (8) その他の災害復旧事業計画

#### 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画に定める基準による。

#### 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 5 応急金融対策

### (1) 農林業応急融資

#### ア 農業関係

- ア) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。
- イ) 「日本政策金融公庫資金」の積極的な活用を図るものとし、このため「自作農維持資金」の長期低利資金の導入を行い農業経営の維持安定を図る。
- ウ) 農地等の災害復旧資金として「土地改良（災害）資金」の活用及び被災施設の復旧資金として「共同利用施設（災害）資金」などの積極的導入を図る。

#### イ 林業関係

- ア) 被害林業者に対して「天災融資法」の適用及び低利の経営資金の融資を円滑にして、林業経営の安定を図る。
- イ) 林業者に対する「日本政策金融公庫」による金融制度の積極的な活用を指導し、災害後の復旧資金として、林道、その他林業協同施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を積極的に指導推進する。

### (2) 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金、貸付金の対策は、次によるものとする。

#### ア 生業資金の貸付

町は、被災した生活困窮者の再起のため必要な事業資金、その他小額融資の貸付を確保するため、次の資金等の導入に努める。

- ア) 生活福祉資金の災害義援資金
- イ) 国民金融公庫資金

#### イ 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を住宅に改造するなどのため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

- ア) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- イ) 母子・寡婦福祉資金の住宅資金

### (3) 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

## 第 2 節 被 災 者 援 護 計 画

### 1 り災証明書の交付

#### (1) 町

- ア) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立する。
- イ) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。

#### (2) 消防機関

ア 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因するり災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係るり災証明書の交付を行うものとする。

## 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

### (1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア) 氏名

イ) 生年月日

ウ) 性別

エ) 住所又は居所

オ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

カ) 援護の実施の状況

キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク) 電話番号その他の連絡先

ケ) 世帯の構成

コ) り災証明書の交付の状況

サ) 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ) 提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

### (2) 台帳情報の利用及び提供

ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情

報を保有する町長に提出しなければならない。

ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ) その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(1)イのヌ）を含めないものとする。

### 3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援